

社会労働委員会議録 第十一号

昭和三十七年二月二十八日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事 大石 武一君 理事 齊藤 邦吉君

理事 永山 忠則君 理事 藤本 捨助君

理事 小林 進君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

安藤 覺君 井村 重雄君

伊藤 宗一郎君 浦野 幸男君

小沢 辰男君 倉石 忠雄君

澁谷 直藏君 中山 マサ君

松山 千恵子君 渡邊 良夫君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 島本 虎三君

田中 綱之進君 田邊 誠君

田原 春次君 中村 英男君

橋崎 弥之助君 湯山 勇君

吉村 吉雄君 本島 百合子君

出席政府委員

厚生 大臣 難尾 弘吉君

労働 大臣 福永 健司君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君

総務府総務長官 小平 久雄君

大蔵政務次官 天野 公義君

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 齊藤 正君

(社会教育局長)

厚生政務次官 森田重次郎君

厚生事務官 山本 正淑君

(大臣官房長)

厚生技官 川上 六馬君

(医務局長)

厚生事務官 大山 正君

(社会局長)

二月二十八日

委員 淺沼享子君、島本虎三君、中村英男君、吉村吉雄君及び井堀繁男君

辞任につき、その補欠として田原春次君、湯山勇君、橋崎弥之助君、田中綱之進君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 田中綱之進君、田原春次君、橋崎弥之助君、湯山勇君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として吉村吉雄君、淺沼享子君、中村英男君、島本虎三君及び井堀繁男君が議長の指名で委員に選任された。

本日(二月二十八日)に付した案件

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三五号)

臨時医療報酬調査会設置法案(内閣提出第一〇一号)

厚生関係の基本施策に関する件(同和对策問題)

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の臨時医療報酬調査会設置法案を議題とし、審査を進めます。

臨時医療報酬調査会設置法案

臨時医療報酬調査会設置法

(設置)

第一条 社会保険等の適正な診療報酬の決定に資するため、総理府に、附屬機関として、臨時医療報酬調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に関する、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができ、

(組織)

第三条 調査会は、委員五人をもつて組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(協力の要求等)

第六条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

調査会は、調査審議を行なうに当たつては、関係団体に対し、その意見を申し出る機会を与えなければならない。

(事務局)

第七条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(委任規定)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項中総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)第二十三条及び附則第五項の改正規定は、昭和三十七年九月一日から施行する。

2 総理府設置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項の次に次のように加える。

臨時医療報酬調査会
臨時医療報酬調査会設置法（昭和三十一年法律第三十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第二十三条中「四千二百九十九人」を「四千三百六十六人に改める。
附則第五項中「四千二百九十九人」を「四千三百六十六人に改める。

3 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

理由

社会保険等の適正な診療報酬の決定に資するため、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する機関として、総理府に臨時医療報酬調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中野委員長 提案理由の説明を聴取いたします。小平総務長官。

○小平政府委員 ただいま議題となりました臨時医療報酬調査会設置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、先般、厚生大臣より社会保険制度審議会に対して、社会保険等の適正な診療報酬を定めるためにとるべき方途について諮問が行なわれ、それに対する答申の中で、社会保険等の適正な診療報酬算定のルールを確立し、そのために必要な調査を行なう中立的な機関として医療報酬調査委員会を設ける必要がある旨が述べられておりますところに従いまして、臨時

医療報酬調査会を設けることとしたものであります。

本調査会は、社会保険等の適正な診療報酬の決定に資するため、適正な医療報酬の算定基準に関する事項を調査審議する機関として総理府に置かれるものであります。本調査会による調査審議の結果によりまして、従来しばしば問題となっておりました社会保険の診療報酬に關し、各関係者はもとより、国民一般が納得することができるよう適正な診療報酬算定のルールが確立され、これによって社会保険等の事業の適正円滑な運営が確立されることを期している次第であります。

次に、法案の内容につき概要を申し上げます。

まず、調査会の所掌事務は、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議するものとし、みづから調査審議して内閣総理大臣の諮問にこたえ、または内閣総理大臣に意見を申し出ることとしたしております。

次に、組織につきましては、委員を五人とし、この方面に学識経験のある方の中から内閣総理大臣が任命することとしたしました。また、これと並んで専門の事項を調査するための専門委員を置くこととしたしました。いずれもこの調査会の例にならい、非常勤としたしております。

さらに、本調査会の調査に關し、関係行政機関、地方公共団体及び関係団体との間の協力関係を規定しております。

最後に、この調査会の事務を処理させるため、事務局を置くこととしたしております。

を二年としておりますが、その趣旨は、できる限り早期に結論を出していただくことを期待したことに出たものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び法律案の内容であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中野委員長 なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○中野委員長 医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義典君。

○滝井委員 医療金融公庫法の一部を改正する法律案について質問をいたします。この法律案が、ただいま大臣が予算委員会に出しておりますし、あとで同和問題、すなわち部落解放の問題についての質問がございいますから、本日は、医療金融公庫に關連のある、簡易保険郵便年金福祉事業団法というものが新しく提案されておるようであります。これが今後、やはり日本の医療機関の適正な配置にも將來關係をする問題です。従って、医療金融公庫と關連をして、先にこの問題を郵政省當局から少しお聞かせ願いたいと思うのです。

その前に厚生省にお願いをいたしましたのは、この医療金融公庫のいろいろの貸出条件と、それから年金福祉事業団、ちようどこの郵便年金福祉事業団と非常によく似ておる年金福祉事業団のいろいろの貸出条件を對比した——三十六年度においていろいろの条件

で貸し出しがされておるわけですが、それを對比した表を出してもらいたいと思うのです。これは建築坪当たりの単価が医療金融公庫では幾ら、それから年金福祉事業団では幾らというようにな、そういうところまでわかりやすい一つの表にして出してもらいたいと思うのです。そして同時に、将来どういうようにそれをしたいと希望しておるかというところをも、あわせてつけ加えていただければ幸いです。その表によって、次回に、医療金融公庫の具体的な内容については、大蔵當局も来ていただいて質問をさせていただきますかと思ひます。医療金融公庫というのは、昭和三十一年の七月に医療金融公庫法が成立するときに、医療機関の整備計画というものを厚生省が当委員会にお出しになったわけですから、その当委員会にお出しになった医療機関の整備計画というものは、当時省議を決定しておりました。この委員会にその整備計画が出て、私質問をしまして、一医務局の試案では困る、やはり国会に資料として出すからには、それは厚生大臣が責任を持ったものとして出してもらわないと審議ができませんというところで、厚生省は急遽省議を開いて省議決定をした、いわゆる大臣の責任を記した案としてこれが出てきたことを記憶しております。従って、この医療機関の整備計画とも簡易保険郵便年金福祉事業団は一応關連がございいますので、そういう点から、きょうは郵政當局に少しお尋ねをしたい。

まず、簡易保険郵便年金の福祉事業団は、一体どの程度の運用のお金と申しますか、出資金と申しますか、そういうもので発足することになるのでしょうか。

○大松説明員 お答え申し上げます。初年度の三十七年度といたしましては、出資金が四億三千八百万円でございます。この出資金は現金出資でございます。この現金出資は、福祉施設の建設に充てる資金でございます。それから運営資金といたしまして、療養収入でまかない切れないものを交付金として支出いたします。この額は四億四千二百万円でございます。出資金、交付金の概算はそういうことでござい

ます。いずれも簡易保険特別会計から出資金ないし交付金を支出いたしますことにならしてあります。

○滝井委員 そうしますと、簡易保険の特別会計から事業団に出す場合に、これはやはり政府出資ということになるのですか。

○大松説明員 政府が出資するという意味では政府出資ということでございますが、簡易保険の特別会計からの出資、こういうふうに御理解いただいたらいかがかと思ひます。

○滝井委員 実は私、そこらが一つかかりかねるところなんです。簡易生命保険なり郵便年金の特別会計から出す、そういうものを政府出資と普通にいいますかね。法案には、「政府は、これ、一般会計から出すものが政府の出資だと思つておつたのです。ところが、今の御説明でも、あるいは予算の説明でも、何か政府が出すような感じがするのです。私はこれは一般会計から出すのかと思つておつたのですが、どうも今の御説明では特別会計からと言う。そうすると、法案の第四条を

ちょっと読んでみたのですが、事業団の資本金は、四億三千八百万円と附則第六条第一項の規定により政府から出資があったものとされる額との合計額とし、政府がその全額を出資する」と、こうなっておるのです。従って、これは一般会計から出資するものならば、これでわかると思うのです。そこで私は、一般会計から出しておるのかと思つて調べてみたけれども、そういう数字がない。今のうちに特別会計から出す。そうすると、当然特別会計からこれを出すのだというのを書かないと、私はおかしいのじゃないかという感じがするのです。そこは法制局に聞かないとわからぬところかもしれないが、特別会計から出すものも政府の出資というかどうかということでは

○大松説明員 今先生もおっしゃいましたように、法制局の審議の段階でも政府から出資する、一応出資の主体としてとらえた場合は政府ということに——ほかの事業団におきましてもそういう表現をとっておるようでございます。表現の問題といたしまして、やはり国なり政府が出資する会計は、一般会計もあり、特別会計もございませうけれども、出資の主体としてとらえた場合には政府という表現だろう、かように存するわけでありませう。

○滝井委員 医療金融公庫あたりの年金の還元融資を持つてくる場合は、これは政府出資というのですか。

○鈴木説明員 公庫の場合には政府出資とはいっておりません。

○滝井委員 そうしますと、特別会計から持つてくる場合は政府出資といひ、医療金融公庫に持つてくる場合は

いわない。これは同じようなものになるのでしよう。ちょっと法制局の林さんと呼んでもらいたいのですが、林さんがいなければ次長さんでもかまいません。

○大松説明員 私の言い足りないところがあったかと思いますが、この出資はいわゆる出資でございまして、もちろん利子のつく融資ではございませんので、その点は念のために申し上げておきたいと思ひます。

○滝井委員 利子がつくとか融資だとかいう意味ではなくて、政府が出資をするときには、私たちは、常識としては、一般会計からこの簡易保険郵便年金の福祉事業団に出すものだという常識を持つておるわけです。医療金融公庫でも、政府が出資をするというときには、一般会計から出ておりますね。

○鈴木説明員 政府出資は一般会計から出ております。あとは還元融資は借入金として受け入れております。

○滝井委員 私はそうなるのがほんとうだと思ひます。従つて、年金福祉事業団なりあるいはこの簡易郵便年金の福祉事業団は、やはり簡易保険なり郵便年金の特別会計から借り入れるという形がほんとうではないかという感じがするのです。それを政府出資だという形をとることは、なるほど政府関係機関でございませうから、あるいはそれを政府出資だと言えないことはなけれど、何か会計のやりくり上、幾分そこに混乱が起つてきておるのではないかと

○大松説明員 私の言い足りないところがあったかと思いますが、この出資はいわゆる出資でございまして、もちろん利子のつく融資ではございませんので、その点は念のために申し上げておきたいと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、特別会計から持つてくる場合は政府出資といひ、医療金融公庫に持つてくる場合は

れわれ議員の立場からいってみると、その根拠までやってみないとその金の素性、身元がはっきりしない。出資といふば政府が出すものと常識的に考えておるの、特別会計から出ていったものまで政府の出資だとなると、何かちょっと割り切れないものが出てくるのです。しかも、今まで年金福祉事業団は、こういう事業団を作らなくても、簡易生命保険法で必要な保険施設を作つておやりになっておるわけでは

そのおやりになっておるものを、わざわざ事業団を作つて、そうしてその同じ機関から政府出資だというお金を出すことは、何か屋上屋を架す——もちろんものものは、廃止することになることは当然なんでしょうが、今までの機関でできておつたものが、なぜ政府出資の形でそこに持つていかなければ都合が悪いかということになる。これはどうして都合が悪いことになるのですか。こういうものを作らなければ、この簡易生命保険法の精神が運用できない何か大きな理由でもあるのですか。

○中野委員長 滝井君に申し上げますが、林法制局長官は参議院の本会議に入つておりました。正午まで無理です。次長はかせを引いて休んでおります。

○大松説明員 先生の申しやましましたように、現在国で直接福祉施設を運営いたしております。それを今回、事業団の運営に切りかえるというのが事業団法の趣旨でございませう。そのねらいは、一口に申しまして、適切、能率的な運営を行ないますには、国が直接行ないますよりは、事業団で運営した

方がベターであるということと提案をいたしておるわけでございます。私の方の施設の内容には、老人ホームでございませうとか、目下建設を準備いたしております保養センターというものがございまして、普通の、いわゆる一般の行政事務にはどうもなじみにくいような仕事の内容、サービス内容と申しますか、そういうものでございませうので、これを代行機関であります事業団の運営に切りかえることによりましてスムーズな運営をしたい。ひいては加入者に対するサービスの向上をはかれるのじゃないか。また、それがはね返つて参りまして、保険なり年金の事業の増強ということも期し得られるというところで御審議を願つておるわけでございます。

○滝井委員 保養センターとかあるいは加入者ホーム、これは一言でいへば福祉施設だと思ふのです。これはあなたも御存じの通り、労働省には労働福祉事業団というのがあるのです。そこでも同じことをやつておるのです。それから厚生省に年金福祉事業団というのがあるのです。何も簡易保険の加入者を特別に、労働省なり厚生省のやることを、郵政省がわざわざそれをやらなければならぬということはないわけなんです。だからそこらあたりが、私に言われしめれば各省割拠なんです。本来厚生省なら厚生省がやらなければならぬことを、郵政省が今度は、簡易保険を持つておるからといって、簡易保険の加入者のためにやるのだ、こうなつたら日本の行政というものはおしまいです。郵政省は、今度は、郵便をやりながら、おれの簡易保険の被保険者のために鉄道を作つて乗せなければならぬ、病院も作らなければならぬ、家も作つてやらなければならぬ、そうなつてしまふ。これは行政の行き過ぎじゃないかと思ふのです。今まで簡易保険法なりあるいは郵便年金法で、過去十数年やつてきておるのです。やつてきて、そこに何か、こういう大きな隘路があつたから、こいつはだめだつたというのがありますか。何か大きな隘路があつて、あなたの方の簡易生命保険行政なり郵便年金行政を遂行する上に、大きな支障があつたというものがあればあげてみて下さい。

○大松説明員 老人ホーム等につきまして申し上げますと、実は戦前の契約で、かなり戦後のいわゆるインフレにつれて、年金の契約者が不利な結果に陥つた点もございませう。従ひまして、そういうふうな戦前の年金の加入者の不利を現物でカバーしたいという気持ちもございまして、老人ホームを作りました。それから保険の契約にいたしましても、どうしても契約期間が長いわけでございます。従ひまして、長期の契約期間の中には、どうしてもある程度の貨幣価値の下落と申しますか、そういう経済変動の影響は避けがたい面もあるわけでありませう。そういう加入者の不利を、契約期間のうちにこういう施設を利用することによりまして、ある程度、補完もできるのじゃないか。私は福祉施設について一応現物配当的な観念でありますが、そういうふうな効果もあるということを進めておるわけでございます。

○滝井委員 今の御答弁は、戦前の契約で年金がインフレインシヨンのために非常に不利になつた。これはあに年金のみならずで、一切の日本の郵便貯

らぬ、病院も作らなければならぬ、家も作つてやらなければならぬ、そうなつてしまふ。これは行政の行き過ぎじゃないかと思ふのです。今まで簡易保険法なりあるいは郵便年金法で、過去十数年やつてきておるのです。やつてきて、そこに何か、こういう大きな隘路があつたから、こいつはだめだつたというのがありますか。何か大きな隘路があつて、あなたの方の簡易生命保険行政なり郵便年金行政を遂行する上に、大きな支障があつたというものがあればあげてみて下さい。

○大松説明員 老人ホーム等につきまして申し上げますと、実は戦前の契約で、かなり戦後のいわゆるインフレにつれて、年金の契約者が不利な結果に陥つた点もございませう。従ひまして、そういうふうな戦前の年金の加入者の不利を現物でカバーしたいという気持ちもございまして、老人ホームを作りました。それから保険の契約にいたしましても、どうしても契約期間が長いわけでございます。従ひまして、長期の契約期間の中には、どうしてもある程度の貨幣価値の下落と申しますか、そういう経済変動の影響は避けがたい面もあるわけでありませう。そういう加入者の不利を、契約期間のうちにこういう施設を利用することによりまして、ある程度、補完もできるのじゃないか。私は福祉施設について一応現物配当的な観念でありますが、そういうふうな効果もあるということを進めておるわけでございます。

○滝井委員 今の御答弁は、戦前の契約で年金がインフレインシヨンのために非常に不利になつた。これはあに年金のみならずで、一切の日本の郵便貯

金だつて何だつて、全部不利になつてしまつたのですよ。それから長期の契約だから貨幣価値が下落するといふのも、今のと同じうらはらと言つただけで、一つです。それでは理由にならぬ。福祉事業団を作つて現物を配当するとおっしゃるならば、国の機関である厚生省で老人ホームを作つてやるのですから、あなたの方の被保険者はそれにいれるようにしたいらいい。お金は私どもの方が支払います、これでいいと思ふのです。私は日本の行政といふものはここにあると思ふのだ。これから郵政省は病院をやるし、老人ホームもやるし、今に鉄道もやるし、それから観光バスも作る。福祉といふことになれば何でもいい、住宅を作ろうといふことにもなつちやう。金がたまれば何でもやつてもいい、こういうむちやなことはだめです。

それで、私がさいせん指摘したように、労働省に労働福祉事業団があり、あなたの方にこういう年金福祉事業団ができる、厚生省の保険局には同じようにやはり福祉事業団ができる、一方には医療金融公庫がある、こういう形になつてきて、どこでもみな病院を作るのです。労災福祉事業団といふものがあつて、これも病院を作る。福祉といつたら病院を作るか、老人ホームを作るよりやるものがない。そうすると、みんな同じことをやつて、みんなちやちなものになつてしまふ。それならばそれらの金を――昔毛利元就が教えたように、三本の矢を一つ一つ折れば折れる、それを一本にしたら強いのだ。一本に統制したいらいい。一つきちつと話し合つて、どこかで大きな施設を一本にやらせる。しかし金をそれ

ぞれのものが出して統轄していく、こういう形をとれば――あそこに老人ホームの小さいのが一つできる、ここに加入者ホームが一つできるというこゝでは、金がむだですよ。いわゆる年金加入者の資金といふものを、現物配当をして有利にやるどころではなくて、不利の最もはなはだしきものがこういう形です。こういう法案は、これにわれわれ専門のところにかからぬから、いつの間にかすつといくかもしれません。しかし、これはわれわれ専門家から見たら、簡単にはのがせられないのです。今の御説明で、今まで簡易生命保険なり郵便年金で福祉施設を全部やつておつたが、一体それが致命的な欠陥としてやれない状態があるかといつたら、インフレで結局加入者が非常に損害を受けるという理由だけでは、理由にならないですよ。そこで、あなたの方のおやりになる福祉施設といふものの中に、今一端をお示しになつたように、加入者ホームとか老人ホームがありましたが、そのほかになつたうものをおやりになるのか。福祉施設の一覧表を御説明願ひたい。

○大松説明員 現在設置いたしてありますのは、診療所といふゆる加入者ホーム、目下建設中の保養センターがございます。

○滝井委員 そうすると、診療所、加入者ホーム、保養センター、これは年金です。御存じの通り、簡易生命保険をおやりになつておるのだから僕より専門家だと思ひますが、今日日本で生命保険が有利にならうとするならば、成人病を克服しなければならぬわけですね。脳溢血、ガン、心臓病というよう

なものを克服しないと、うんと死んだら生命保険が大へんですから、なるべく寿命を延ばすということが必要になつてくるわけですね。これは成人病センターみたいなものをおやりになるんでしよう。

○大松説明員 将来そういうものも考えたかどうかと思つておりますが、具体的にはまだ何もございせん。

○滝井委員 理論的に言つたら、必然的にこれを考えなければ筋が通らぬことになるわけですね。そうしますと、厚生省も、成人病というのは今後の厚生行政の一番中心に置かなければならぬもの、なんでしょう、どうですか政務次官。

○森田政府委員 全然同感でございます。最も重要な政策の一つとして厚生省では考へておるわけでありませう。

○滝井委員 そうしますと、厚生省が最も重要な施策として考へておる成人病のセンターみたいなものを、今度お作りになる。これは今言つたように加入者の現物配当的なものというならば、保養のホームとかあるいは診療所というよりか、さらに成人病のホームは必然です。これは年金の性格からさうならざるを得ない。そうしますと、厚生行政の一番柱の政策といふものを郵政省がおやりになることになる。そうしますと、郵政省は診療所もできま

うのはどういふ工合の計画をお立てになつていますか。

○大松説明員 現在加入者ホームに栄養士も入れております。成人病関係のセンターにつきましては、設置計画そのものも具体的なものも持つておりませんので、従ひまして栄養士の獲得といふことについて、まだ具体的に計画はいたしてない段階でございます。

○滝井委員 計画は出ておりませんけれども、法案の付録にある参考資料では、成人病センターの今後の計画数は三カ所できることになつておりますね。そうしますと、当然成人病の脳溢血、ガン、心臓病等に対する専門医を必要とするわけですね。これは一人、二人ではだめなんですね。あなたが最初に言われたように、約八、九億の金が今年度出る。これは来年度はもっとふえます。といふのは、あなたの方の簡易保険だけの資金の総計は八百八十八億六千六百万円あるわけですね。これはもろろん国債とかなんとか、全部やつておられますけれども、それから郵便年金が百四十二億四千万円あるわけですね。八千三百三十一億六百万といふ莫大な金を持つておるわけですね。従つて、これだけの金を拠出した被保険者の福祉を考へるならば、これはちよぼちよぼと作るわけにはいかぬ。これは零細な農村や中小企業の労働者から集めたお金なんですから、従つて、成人病のセンターをお建てにならうとするならば機会均等、年金なり簡易保険の全国的な普及をはかり、その要望にこたへるためには全国的に作らなければいかぬでしょう。そうしないと不公平になる。これは歴史の必然です。大衆の要望の必然です。そうなりますと、あな

たの方は、成人病対策をやる機関になるのです。そうならないとどうそなのです。そうすると、一体厚生省は何をしていふかと言わなければならぬのです。厚生省は、郵政省がこういうものを作るときに御相談にあずかりましたか、政務次官。

○森田政府委員 事務的には、こういうものを作るといふようなことが連絡があつたという程度でありまして、最後の案案についての連絡はまだ出ていない、こういうことでございます。

○田邊(誠)委員 ちょっと関連して。実は郵便年金や簡易保険の積立金、運用金を、いわゆる加入者の利益に供するといふことは、もちろん本来の役目です。しかし、そのことをすぐさま医療部門までこれを拡充して、今言つておる診療所や老人ホーム、あるいは保養センターといふものを拡充強化する、こういうふうな法として考へることはきわめて危険性がある。今私どもが承知しておる限りにおいては、これは確かに加入者がある程度喜ばせる面もある。しかし、実際には、健康保険の適用、国民健康保険の適用等の面からいつても、非常に不都合な面もあるし、非常に中途半端な形で行なわれております。あるいは診療車を出して方々で時たま無料の診療をするという形もあるけれども、いわばこれは簡易保険の加入を奨励するための一つの手段に供されておるのじゃないかとすらもいわれておるのです。私の承知する限りにおいては、この簡易保険なり郵便年金の積立金運用金の半分は、郵政省が大蔵省からちよだいをした、以前は郵政省でやつておつたのであります

が、戦後においてこれをちようだいを
するということになった。その直接的
な任務というのは、やはり何といつて
も、加入者を含めての国民大衆に対し
て広く積立金、運用金を活用するとい
うことである。従つて医療の部門はあ
くまでも厚生行政、いわゆる全般的な医
療行政の補完的な役目を果たすのが、
その一環として許されておるところの
任務のはずであります。それをいささ
か越えておるといふ状態であります。
実はこの積立金、運用金の使用につ
いては、何かしら被保険者に直接的なそ
ういったものを与えるという、こう
いったことだけに限定されるべきもので
はないのであります。あくまでも零
細な、いわゆる低所得の国民に対して
貸付をし、あるいは地方公共団体に對
してこれを貸付をする、こういう使い
道というものが運用金の本来的な役目
なのであります。それを何か越権をし
て、今、医療行政にさらにこれを拡充
しよう、こういう方向がとられている
ことは、医療の一元化という問題から
言うならば、私は決してこれはとるべ
き最大の策だというふうには考えてお
らないのであります。郵政省は、この
運用の問題について、本来の行き方、
その拡充の方向、こういったものに対
して明確な一つの計画というものがあ
りてないじゃないか、こういうふう
にわれわれは実は考えるのですけれど
も、大松さん、あなたはどうかいうふう
にお考えですか。

やつて、契約者からの要望もございま
すし、その他事業の発展にも寄与しま
すことは、結局は財政投融資の資金に
も役立つと存じますので、福祉施設の
方にある程度の資金をさいておるわけ
であります。もちろん形で申しますと、
これは歳入として出しておりまし
て、積立金の運用ではないわけござい
ます。資金が出ていく面におきまし
ては、同じことにならうかと思うので
あります。それで一応のめどを置きま
して、あまり大きくならない程度に、
適度なところで福祉施設を設置してい
く、そういう方針で参つておるわけ
でございます。

○大松説明員 簡易保険といつたしまし
ては、今福祉施設に投入いたしてあり
ますのは、これはやはり限度があると
存じます。そういうことで、一応ある
程度の目安を置きましてそのワク内で

○中野委員長 厚生関係の基本施策に
関する件について調査を進めます。
質疑の申出がありますので、これを
許します。八木一男君。

○八木(一)委員 委員長、本日部落解
放問題について、集中的にわが党の各
委員から御質問を申し上げたいとい
うことでこの場を持つことにおきめをい

たいたわけでありすが、内閣総
理大臣を初め厚生大臣、労働大臣、通
産大臣、農林大臣、文部大臣、大蔵大
臣、自治大臣、建設大臣、官房長官、
総務長官等の御出席を要求しておた
わけでありすが、各委員会が忙しいこ
とは承知いたしておりますけれども、
私も調べましたところ、労働大臣
は、もはやY.L.O.の緊急質問の答弁は
終わっている時間でありすが、厚生大
臣はただいま来ておられますけれども
も、まだお見えになっておりません。総
務長官は、先ほどの提案理由の説明で
お見えになった。十一時にはまた必ず
来ると御確言になっておられるにもか
かわらず、まだお見えになっておりま
せん。そのようなことは、この委員会
審議を無視することでありすが、委員
長から、内閣総理大臣、官房長官の出
られない理由、並びに確かにかせも引
てなくて健在だということがわかつて
いる官房長官と総務長官、大蔵大臣、
それから労働大臣が、直ちにかつて
この委員会に参集せられることを厳命
することを要求いたします。

○中野委員長 でき得るだけ御趣旨に
沿うようにいたしますが、おのおの、
御承知の通りの委員会の関係等もござ
います。昨日のお約束では、もし大臣
の出られない場合においては政務次官
をもってこれにかかわるといふ話でござ
いますから、それぞれ政務次官にも
通告してございます。どうぞ質疑をお
始め下さい。それでは、その間に逐次そ
れぞれ御要望に従うようにいたします。

○八木(一)委員 それぞれ政務次官に
御通告になっておられるのはいいです
けれども、労働大臣、それから官房長
官、総務長官は、これをもはや確実
に知っておられるはずでございます。
し、官房長官は五分ほど御要務がある
というのを私承知しておりますが、
総務長官、労働大臣に関する限りは、す
ぐ来られるはずであります。来られな
いことは委員会の無視であります。の
で、大急ぎでやってくることを、もう一
回強硬に御通告願いたいと思ひます。

○中野委員長 承知いたしました。
○八木(一)委員 ただいま先ん厚
生大臣は御出席下さいましたので、厚
生大臣としてともに、國務大臣とし
ての厚生大臣にお伺いをいたしたいと
思ひます。
厚生大臣は、昭和三十三年の三月十
一日に、前の總理大臣である岸信介氏
から、この部落解放問題——政府では
同問題という名前前で呼んでおられま
するけれども、その問題について基本
的な確約がなされました。岸内閣總理
大臣として、特に自民党の政党内閣の
首班として、この問題については、
今後自民党内閣はもろんである
が、今後いかなる内閣でもそのよう
なことを踏襲していくべきだといふこ
とについて、確実に見解を発表せられ、
誓約をせられたわけでありすが、その
内容について御承知であるかどうか、お
尋ねをいたしたいと思ひます。
○遷居國務大臣 当時總理大臣が同和
対策についての所信を表明せられたこ
とは承知いたしておりますが、その内
容の詳細については記憶いたしており
ません。
○八木(一)委員 厚生大臣は昔から内
務省におられまして、役所の方の同和
対策という問題について、今私どもの
知っておる範囲では、一番造詣の深い
方になっておられるわけでありすが、
現在池田内閣の有力な閣僚でありま
す。そのように三月十一日に、今後自
民党内閣には完全にそれを実施するよ
うに申しつける。しかも、そのほかの
いかなる政党が、いかなる分解併合
しようとも、日本国の内閣總理大臣と
しては、日本国の内閣として、この
ようなことをやらなければならぬとい
うことを確言せられましたことを、
一番この問題に御熱心である厚生大臣
がはつきりと御存じないくらいであり
ますから、その言葉が、現在の池田
内閣になっていかに不熱心に取扱わ
れて、なおざりにされておるかといふ
証拠であらうと思ひます。そのような
意味で、厚生大臣個人を別にお責めを
するわけではありせんけれども、何
回も、年がら年じゅうこういう問題に
ついて発言をし、確證を求めなければ
あれば、あるいは停頓するといふこと
であれば、四百年間かかった非常な
差別、三百万人の同胞がほんとうに完
全に人権をじゅうりんされておる問題
を急速に解決するには、はなはだ心も
とない状態にあると思ひます。その点で厚
生大臣は、非常に反動的であるといわ
れた岸内閣があれほど前向きな姿勢を
示したのに、それに続く池田内閣がそ
れよりもずっと後退しておるような
状態では非常に嘆かわしいと思ひます。
ありますから、今後閣議において、閣
僚がみんな性根を入れるように、總理
大臣がばやばやしないように、一つ
てこ入れをしていただきたいと思います。
それについての厚生大臣の御意見
を伺いたい。

○難尾國務大臣 私は、岸総理の発言をそっくり覚えていたわけではございませんので、さようなことを申し上げたわけではございません。岸総理大臣の言われたことは、十分承知いたしておりますものについては、十分承知いたしておりますものでございます。のみならず、この問題は、総理の言われましたように、かような問題が今日日本にあるということ自体が、私は日本の恥だと思っております。従って、いかなる内閣でありましても、この問題の解決のために努力することが当然の責務だと私は心得ております。さような意味におきまして、池田内閣において岸内閣より後退しておるとかいうふうな気持は、さらさら持っていないのであります。これは池田内閣がかりましたもので、日本が民主国家としてある限りにおいて、この問題のために努力することは当然過ぎるほど当然だ、かように考えている次第であります。

○八木(一)委員 さすがに同問題について先張でおありになりますので、今の岸信介氏の発言については御存じなくとも、その御信念のほどは敬意を払いたいと思いますが、それをもっと掘り下げて厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

岸内閣総理大臣の答弁は、このようなことであります。まずいろいろの質問をし、いろいろの見解を質問者並びに政府側として述べられました。その結論といたしまして、この非常な差別の問題については、日本の全国民がこれを解決するために当たらなければならぬ、この部落解放を要求する未解放部落の人たちの声、立場は権利であるということが確認をされたわけ

あります。三百年にわたって非常な差別を受けて、明治以後の状態も、觀念的な差別は少し少なくなったように見えても、実質的な差別はさらに多くなっている。その根柢はなくなっていない。差別が再生産されるような状態にある。そのような状態を完全に、急速に直してこれという要求は当然の権利であつて、これに対して日本の全国民は、そんなことはすぐできないと言ふようなことはできない。この権利に對して当然それにこたえなければならぬ、こたえるのは日本全国民であつて、その衡に当たるものは、いかなる政党の内閣であらうとも、だれが内閣総理大臣にならうとも、すべての内閣、すべての総理大臣の責任であるというところ。と同時に、この問題の処理にあたつて、ある政党が政党内心を發揮して――選挙のときにその人たちの札をかせぐようなことで政党内心を發揮して、そのような純粋な権利、完全に迅速に對処しなければならぬ。いふやうな問題を曲げることは許されな

い。政党内心は、いかなる政党といへどもこの問題について排除されなければならぬということが確認をされたわけでありま。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

それとともに、今まで部落問題といふれた問題は、目先の問題、すぐ目の前に見える、環境が悪いとか、家が狭い、道が狭い、その辺の衛生的な設備が非常に悪い、たとえばトラホームの患者がいるというふうなことのみに集中されたけれども、そのことを解決するために對処することはもちろん急速な任務であるけれども、根本的に、部

落差別のもとをなす經濟關係、生産關係を解決しなければ根本的な解決は行なわれない、従つて、表面的な、觀念的な差別はなくなつても、潜在する実質的な差別は依然として残存している。この問題について確認をされ、そのために環境改善のほかに、あるいは同和教育のほかに、生活の根元を立て直すための処置をあらゆる面で立てなければならぬということが確認をされたわけでありま。

その次に、それを実際に對処するためには、今の行政機構が各省に分かれてゐる。この部落解放の問題に關係する省は幾つある。厚生省あり、労働省あり、通産省あり、農林省あり、建設省あり、文部省あり、自治省あり、大蔵省あり、法務省あり。外務省とか、そういう特別な省を除いては、ほとんどすべての日本の官庁は關係がある。しかるにかかわらず、厚生省がその中で幾分幹事役になつて、ごくわずかな連絡役をしてゐるけれども、そのほかには各省の連絡はほとんどない。そういうことではならないので、抜本的な、ほんとうに総合的な對策を立てるために、部落問題解決のための強力な審議會を置くべきであるということが確認をされました。

さらにまた、しかしながらこれだけ広範な、これだけ底の深い問題を解決するために審議會を置いて、即時にどれをどのようにしてやるかというところが結論が出ない。出るまでの間、現在考えられるすべてのことについて各省で直ちに予算を組み、そして少しでも解決の方向に向かうように、結論を待つてからというふうなことは許されない。即時に問題を進めなければなら

ないというふうなことが確認をされたわけでありま。

厚生大臣は、おそらくそのときの確認事項に御賛成であらうと思ひますけれども、今、岸内閣総理大臣が私に對する答弁中に確認をされましたことにつきまして、私、質問の当事者でございますので、正しくお伝えいたしました。その問題について、難尾厚生大臣は、あるいはまた國務大臣として、池田内閣は同様に考えられておることが當然であらうと思ひますし、官房長官から組もう御答弁を伺つておられますけれども、國務大臣として御出席の方は今難尾厚生大臣代表でありますので、その意味で内閣を代表して、それについての御答弁を願ひたいと思ひます。

○難尾國務大臣 私が内閣を代表するものが適當であるかどうか問題であると思ひますが、私の考えを申し上げたいと思ひます。

お述べになりました御趣旨につきましては、私格別の異論はございません。また、その問題が日本全国民の問題であるというふうなことも、全くその通りだと考えておる次第でございます。権利とかなんとかいふ言葉もございしました。これは言葉のことをかかれこれ申し上げようとは思ひませんけれども、とにかく日本国民として、どうしても解決しなければならぬ問題だといふ自覚の上に私は立つておるわけでございます。

かりたい、これが基本になつてゐるわけでありま。そのためにいろいろの施策もございまして、けれども、先ほどお話しになりました中にもございまして、環境の改善であるとか教育の向上であるとか、あるいは経済的な力をつけていくとか、こういうふうないろいろな施策というものが考えられるわけでございますが、さような施策を総合して熱心にこれを継続することに、よつて、だんだんこの問題が解決するのではなからうか、こういう考え方のもとに施策を講じていくべきだ、かような考え方に立つております。

これをやつて参りますため、各省ばらばらで、十分な連絡もなくやるといふことは、これは確かによろしくない。できるだけ緊密な連絡をとつてやるべきであるといふことは當然だと思ひます。また、その對策につきましても、政府全体として一つの要綱と申しますか、要領と申しますか、そういうふうなものを持つて、そしてお互ひに力を合はしてやつていくというふうな意味のために審議會というふうなものを作つて、そこで十分に、慎重に審議をしていただきまして、その結果によつて、さらにこれに基づいて、これを尊重して施策を進めていく、これも当然やるべきことだ、かように考えております。

またお話のように、それができるまでは待つておくという性質のものではございません。その間といへども、やはり今申し上げましたような心持に基づいて、關係各省それぞれその持ち分を持つて、しかも、お互ひに連絡しながら進めていかなければならぬ、これまたお話の通りだと私は考えております。

○八木(一)委員 大体御答弁はけっこうでございますが、権利の問題で別に言葉をばつて肯定されませんでした。これは困ると思ひます。憲法の第二章で、差別をしてはならないという条章があることを賢明な総理大臣は御存じである。また、その差別の淵源に生存権が確保されていないという点は、労働権が確保されていない点にもあると思う。これは内閣の見解ではなしに、憲法の条章で明らかに権利として規定されておる問題でございまして、厚生大臣は少し口ごもつておられましてけれども、その権利という問題について、はっきりと確認していただかないと困る。

○灘尾国務大臣 今お述べになりましたような、私から言へばきつめて広い意味の権利であると思ひます。さうな意味におきましては何も異存はございません。

○八木(一)委員 さうな意味合いにおいて、差別問題を、最もさういう憲法に規定された条章に違反することを受けているのが、三百万の未解放部落の諸君であります。また、生存権が最もじゅうりんをされているのも、その人たちが特にその傾向が強いわけでございます。また、勤労市場としても、ほとんど職場とはつきり名のつくようなものがない人が多いのも、その通りであります。そういうものの混淆したことが、これがすべて部落解放の問題であります。ただ昔言われたような賤称をもつて侮つをするというやうな觀念的な、表面的な問題だけが部落問題だと、決して厚生大臣御自身を思つておられないと思ひますけれども、そ

うではないのであって、それを解決するために、差別というものの温存せられないように再生産せられないように完全に払拭されるためには、そのやうなあらゆる面のことが必要であり、あらゆる面のことを解決することを要求するのを正しと見る見方がなければ、そのやうなことが解決しないわけでありまして。そのやうな意味で、厚生大臣はもちろん同様のお考えを持っておられると思ひますが、権利という問題についてもとはつきりと認めて、いろいろの御発言をいただけたと思ひますが、それについて何一つおき

○灘尾国務大臣 先ほどお答え申し上げました通りでございます。八木さんのお述べになりましたやうな意味での権利ということでありまして、私はかれこれ申し上げることはございせん。

○八木(一)委員 官房長官がお見えになりましたので、実は御用があつたことは知つておりますけれども、厚生大臣、官房長官、総務長官のおられるところで一度に御質問をしたかつたわけでありまして。二度になりますから簡便に申し上げます。

昭和三十三年三月十一日に、社会労働委員会において、私、当時の岸内閣総理大臣の出席を求めまして、部落解放問題——政府では同和問題という言葉を使つておられますが、この基本的な、根本的な問題について徹底的に論議をかわしたわけでありまして。その結果、内閣総理大臣と私どもの間に、意識のあらゆる点について確認がございました。その問題に今厚生大臣にも申

し上げましたから、簡単に申し上げます。このやうな不当な差別、今觀念的な賤称をもつて言うやうな差別はありまじやないけれども、気持の上の潜在的な差別は前よりもひどくなつてゐる。そのやうな状態を解決して、不当に人権がじゅうりんされている三百万人と称せられる同胞諸君の人権を回復するためには、これを解決するために、非常な全国民的な努力をもつてこれに当たつてもらわなければならぬ。行政の担当者である内閣は、いかなる人が総理大臣になろうとも、いかなる政党が内閣を編成しようとも、この問題について同様に熱心に、急速に解決するように対処していかなければならぬ。その内容としては、従前考えられてゐるやうな表面的な環境をよくするとか、そのやうな問題では片づかない。根本的に、未解放部落の人の大部分が、生存する場所、労働する場所を得ることが非常に困難な情勢にあり、また耕作農民として働くのに、その生産手段たる農地を持つておられない人、あるいは非常に僅少しか持つていない人が多い。漁民の場合にかり、ありとあらゆる商売の場合にかり、さういふやうな生産関係の根本的な問題を直していかなければ、根本的な解決ができません。従つて、当面の環境改善あるいは同和教育の問題をやるとともに、その根本的な生産環境を直すために、大いに急速に努力して解決をしていかなければならぬ。そのやうなことをするために、各省に分かれてゐる問題を集中してやるために強力な審議会を置いて総合的にやつていかなければならぬけれども、しかしながら問題が深く、ひどいので、その審議の結論の

出るまでストップすることはならない。今考へ得ることを各省の予算に組んで、どんどん進めていかなければならぬ。さういふことをやるために、各政党は政党利己心を起してはならない。自分の政党が得をするというやうなことで、本質的な、三百万人という多くの人が非常に人権を侵害されておる問題を真剣に解決するとき、政党の利己心を發揮することは断じて許されない。かやうなことにいつて確認をされました。岸内閣総理大臣は、今後自民党内閣はもちろんこれを踏襲すべきであるし、あらゆる内閣もこれを踏襲すべきであると思つたことを言われまして。それから岸内閣は退陣し、池田内閣ができましたときに、池田内閣の番頭役として官房長官から、同様の趣旨で、より熱心に取り組むという御返答を得ました。また、全国の部落解放の行進のときに会合した際にも、そのやうなことを、総務長官もおられましたけれども、官房長官から御発言があつたわけですね。そのやうな気持、信念について変わりはなにか、大平官房長官の御意見を伺いたい。

○大平政府委員 ただいま引用されましたやうに、委員会におきまして八木委員等から、同和問題全般にわたつて御意見が開陳されました。その席で岸首相は、これらの意見に全く同感である、同和地区の現況を放置しておくことは民主政治の恥辱でありまして、党派を超え、協力してこの問題の解決に努力する旨答へられたと承つております。われわれ全く同感でございます。その認識と決意に基づきまして、鋭意努力をして参るつもりでございます。

○八木(一)委員 これは官房長官と、国務大臣としての灘尾厚生大臣、両方に御質問をいたしたいと思ひますが、今お二人から伺ひまして、御決心がその通りだということであれば、それはけっこうであります。しかしながら、その御決心の実行がさう十分ではない。昭和三十三年ごろから、これに對処する予算が逐次ふえて参つておりますことは、私も知つております。今年度も幾分ふえました。しかしながら、予算全体のふえたパーセンテージから考えますと、このふえ方はそれよりもはるかに下回つてゐるわけでありまして。三百年、四百年にわたつて非常に深い。しかも、三百万人の多くの同胞の問題である。今までの四百年のおくれを、ここ三五年、あるいは完全に十年といふやうなことで取り返さなければならぬときに、それに対処する方向は、普通一般の方向ではできないのであります。これは普通の比率の十倍、二十倍、あるいは五十倍、百倍やつても、まだまだ足れりといふことにはならない。それにもかかわらず、予算全体の伸び率よりも本年の伸び率が少ない。さういふことで、今厚生大臣なり官房長官から伺つた御決心が実際に移されなかつたことになつてゐると言つても、これは過言ではないと思ひます。さういふことではないけな

○大平政府委員 同和政策というところ、私の考えでは、同和政策という名称の政策——狭義の政策面だけを見ますと、予算の割合につきまして、御指摘のやうな点が指摘されたいと思ひま

七

す。ただ私どもは、経済全体の力を強くし、雇用の機会を多くし、高所得効率を持った就業機会をできるだけ用意していくことを経済政策の基本としておこなうわけでございまして、そういった全体の政策と相待ちまして、同和政策が有効に展開される素地をつちかいていくべきだと思つてございします。従いまして、同和政策という名称を持った狭義の政策ばかりでなく、全体の政策でこの政策の効果的な推進をはかるという視野からごらんいただければ、私どもの気持ちもわかり願ふと思つてございまして、狭義の同和政策ばかりでなく、広く政府の政策全体でこういう問題の解決に適切な基盤を作っていくということも大事だと思つてございまして、そういう方向で鋭意努力して参るつもりでございします。

○八木(一)委員 官房長官に根本的に
お考え直しを願ひたいと思つた。それでは、さつき御発言になつたようなことを言つて、ほんとうはやる気がないのか。ほかの点ではりっぱな政治家であるといわれている官房長官が、この点では非常に理解が少いと思つた。ほかの点では大学生であるかもしれないけれども、この点では幼稚園か小学生であるということを示している証拠であります。経済成長政策で労働者や貧困な農民が置き去りにされている。実際は、あらゆるところで指摘されて御存じだと思つた。そのもとで下積み、あらゆる経済の成長のときに置き去りにしている人たちの問題であります。また、その人たちの置き去りにして、今まで経済が成長してきたわけです。明治年間日本の資本主義はなぜ発達を

したか。未解放部落の人には、徳川時代の方がまだましだったのです。徳川時代の時代は差別をいたしました。しかし、皮革やそういう問題について、経済の独占権を手えた。武士の馬が死んだときには、武士はそれはさきならなかった。百姓の牛が死んだときにはさきならなかった。皮革製造が部落民の独占産業だった。それを明治の解放で取り上げた。太政官布告で賤称廃止といふような観念的なことはきめたけれども、その経済的な基盤を奪つて資本主義経済に移つたわけです。しかも、封建時代から資本主義経済に移るときに、武士階級に対しては秩禄公債といふて、今でありますたら三千億か四千億くらいに当たるそのような公債を發行して、これを武士階級に分けた。武士階級はそれで農地を買つて、農民として自立ができました。また、そのような伝統を生かして、官吏としてどんどんと高級労働者——公務員といふのは高級労働者、そういうところに行く道が開かれた。ところが、生産手段をとられて、資本主義経済に投げ出されて何もできなかった。商工業にいうこととしても、前の差別観念が残っている。賤称はなくなつて、士農工商、えた、非人といふような身分差別の言葉はなくなつた。しかしながら、資本主義があつた。位は残つておつたわけだ。天皇制を中心として公侯伯子男といふ、そのような貴族階級は残つておつたわけだ。そのようなものが残つていけば、そのようなものではない者がいよいよ身分の者だとされることは、幾ら観念的に賤称をなくしたといつても残ります。従つて、その人たちが独占産業を取り上げられて、農

地はない、農地の配分を受けられなかった。商工業でいこうとしても、町に出たら家も貸してくれないわけでありました。従つて、商業が発展するときに家を確保して、そこで商売を始めようと思つてもそれができない。競争に立ちおくれる。たまたま苦勞してそれをして、まだ差別観念が残っているから、未解放部落の人の店から買ふなといふような気分が残つてゐる。商業としても発展できなかった。商工業者としても発展できなかった。労働者として採用されようとしても、今でさえ残つてゐるのですから、明治の初年は、そのような恒久的な安定した職業につくことはできなかった。そういう状態ではうり出された。ほうり出されてからずっときたわけだ。それを明治の資本主義経済は何をしたか。何にもしないわけだ。何もしないで、半永久失業者として放擲した。その半永久失業者が、労働賃金を切り下げる大きなことになつてゐた。一般の労働者が賃金を上げてくれ、あまりの搾取に耐えかねて、生活が苦しいから要求をする。そうすると、お前は首切つても、それより半分の給料でやってくる者があつた。だといふことで、おどしをかけて首を切る。あらゆる労働者の賃金引き下げのてこに使われてきた。終戦後の解放もそうであります。終戦後の解放は何をしたか。農地解放をしたといつてゐるけれども、三反歩以上の自作農を持つておる者に農地を解放した。部落農村居住者は、小作権も持つていない人が多かった。幾ら働いても農業の手伝いにしかならなかった。たまたま努力して小作権を持つても、それはごく

悪いところだ。山の陰であるとか、災害でその田畑が流れるようなところのものである。小作権を持つておらないか、持つておつても非常に小さいところ、悪いところ、それを基盤にして農地解放が行なわれたから、農村地帯に住んでいる部落の人たちは、自作農として立ち上がる機会も、この戦後の民主革命のあとでもそれが得られなかった、そういう状態でありました。

そういうことは、まだまだ例をあげれば一ぱいありますけれども、今でも、今のこの時代で労働戦線でも非常に差別が行なわれている。非常に思ひ上がった企業では、身元調査をして部落の出身者を——今は観念的な差別をするとは猛烈に追及されますから、それは言ひません。身元引き受け能力が足りないからという理由で、学校の成績も、あるいはその職業の適性検査も非常に優秀な成績であつてもはねる傾向が強い、そういうような状態でありました。今おっしゃつたような高度成長政策、これは一般的に資本家、経営者の立場がいいだけで、その間労働者に、あるいは間接的に農民に、その人たちに犠牲をしいて、そうしてその回転がうまくいったならば、そのうちのごく一部分を分けようといふことを表面的に美しい言葉でごまかしているだけの話であつて、そういう問題が解決してからといふようなことは、今のこの生活の格差が多いときに許される言葉ではありません。ことに部落解放問題については、そのように高度成長を待つてゐるというようなことでは許されな

いわけでありました。もちろん聡明な官房長官ですから、私の申し上げたことは、かなりおわかりになつて下さつて

おられると思ひます。ほかのところでは私の先輩であり、私よりずっと御承知であります、この問題については、まだあまりによくおわかりになつておらないと思ひますが、そういうことです。ですから、そういうような答弁は、この問題については不適当であります。また、そういうような答弁でいいと思つてゐられるとすれば、根本的に差別の問題、その根源の貧乏の問題を解決する御意欲が少いと言わなければならぬと思ひます。政治家の大部分がそうでありました。官房長官だけをお責めする気持はありませんけれども、直ちにそのような考え方を直していただいて、正面切つてこの問題に取組んでいただかなければならぬと思ひます。官房長官は非常に民主的な人であつて、いろいろ大衆の陳情について直ちに総理大臣にかわつてお会いになる、総理大臣に取次をなさるといふことがありましたけれども、先日非常に遺憾なことがありました。炭労の方にはお会いになつたけれども、部落解放を要求して全国から歩いてきた大衆には、総理大臣にお会いになることについて積極的ではありませんでした。かんべんをしてくれと言われる。時間的に不可能でありましたから、あきらめました。

官房長官が熱心になられても、あるいは非常に問題に関係の深い灘尾さんが、前から熱心でおられますが、熱心になられても、その中心である池田さんにならなければ問題を理解して、熱心にならなければ問題を進むことにブレーキがかかります。そういう問題のときには直ちに総理大臣に、総理大臣がばやばやしていても、会え、これに

会わないなら政治家ではないときめつけられるくらいの気持を持っていただかなければいけないと思う。そのようなことでありまして、そういう高度成長政策ではこれはいかないのです。それをやればますます格差がついて、その間に置き去りにされますから、あとで並行して、というのではなしに、直ちにこの問題に対処していただかなければならないと思えます。ほかの同僚諸君が熱心な質問を持っておられますから、これ以上私は大平さんにも難尾さんにも追及という形では申し上げませんが、今まで無理解な人が多かった。世の中が知らなかったから、置き去りにされている。これは追及ではなしに、これからの問題に取っ組んでいただきたいと思えます。過去の責任追及は、この問題については、これは政党内心いささかつながら点もあろうかと思えます。非常に責任を回避されたならば、これは責任を追及しなければなりませんけれども、全部が理解が足りないときに、急速に理解をしていただいて前向きに取っ組んでいただく。これが問題の解決であらうと思えますので、それ以上の追及は控えますけれども、この、今まで環境改善とか家の問題、文部省の問題、わかった問題だけでも全体の伸び率より少ないのです。何百年もの問題ですから、全体の伸び率の百倍くらい率でもってしてもまだ少ないわけですから、しかも予算の総額は御承知だろと思うんですが、直接の同問題関係経費といわれる、われわれの部落解放の関係経費といわれるものは十一億しかない。二兆四千億のところ、国民のうちの二十分の一の人が、ほかの

人の何百倍も対処して解決してやらなければならぬ問題があるのに、それが直接のものが十一億。それで伸び率は前より少ない、問題になりません。問題にならなかつたことを御認識にないでいただけないと思いますが、それについてだけ簡単に御答弁を願います。

○大平政府委員 同和政策につきましても、八木先生から非常に御造詣の深い御見解を伺って、私もいろいろとございまして、これからは御教示をいただいて鋭意善処したいと思えます。ただ私が今申し上げたのは、われわれはこういう機会ではできるだけ十分作ってこの同和政策の展開をお助けする気持だということを申し上げたのでございまして、他意はないわけでございます。従って同和政策プログラムの問題といたしまして、今予算の計上が少ない、他の費目に比べても御注意がございまして、これも十分お話を承りまして私も鋭意予算編成でも努力して参ります。

○八木(一)委員 同僚議員の質問がありますから焦点に入ります。そこで、同問題審議会設置法のことになります。これは各党の共同提案で設置をされました。それから発足のお願いしたことにつきましてはあとで小平さんにまたお伺いをいたしますが、ここで小平さんにお伺いをしたいのは、同問題審議会に政府としては何かの諮問をされたかどうかお伺いしたいと思えます。

○小平政府委員 御承知の通り同対策審議会は昨年の十一月に委員の任命をいたしまして、十二月の七日に第一回の総会を開催いたしました。その第一

一回の総会にあたりまして、内閣総理大臣から、同地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方法について諮問をいたしたわけでございます。

○八木(二)委員 基本的政策について諮問をされた、これは非常にけっこうであります。そこで官房長官にお伺いをしたいと思えますが、基本的政策を根本的に取っ組んでやることは非常に大事であります。諮問は妥当だと思えますが、問題を進めるために、結局今非常に大事な問題については年次計画が行なわれている。その諮問はそのままだでもちろんけっこうであるが、その年次計画といたったような具体性を持った諮問をなさることが非常に必要であらうと思えます。それについての御意見を一つ伺いたいと思えます。

○小平政府委員 先ほど申しました通り、第一回の総会に諮問をいたしました。それから二月の十三日、続いて熱心に総会を開いております。その間関係地区へ実地の調査にも出かけて行っております。そこで今御質問のございまして、年次計画的な答申が出る意味での諮問ということかと思えますが、そのことは審議会の方において審議をされたというところになるかどうか、その点はむしろ審議会の自主的な御判断におまかせしていく方が適當ではないか、だからどういふ答申をというところにつきましては、政府側としては何ら申し上げておりません。

○八木(二)委員 法律の制定後だといふ日はたっておりませんが、発足してからまだ

日にちがたっておりませんので、今の事態としては、審議会自体の審議に待つというところも一つの方法だろうと思えますが、審議会というものは特にまだ発足したばかりの審議会ですから、非常に伝統のある、たとえば米価審議会であるとか社会保障制度審議会というような審議会、そういうような審議会でございます。もしならば非常に確信を持ってどんどんやっていくと思えます。委員の諸君はみなりっぱな方で確信を持ってやっていかれると思えますが、いまだそういう——これは始まったばかりの審議会でございます。それで政府側としては基本政策と申していますが、それが具体性を持った、どんどん進められる年次的な計画ということをお願いすることが審議を促進し、ほんとうによいものが出るものになるので、そういう意味で年次計画というところについて一つ総理府として、あるいはまた内閣としてお考えをいただいて、そういう諮問を具体的に出すか。出さないとしてもそういうような強い気魄で審議会が当たっていかれるように、関係の方から慫慂せられる、そのような御配慮がしかるべきだと思えますが、それについて伺いたいと思えます。

○小平政府委員 この種の審議会なり調査会なりというものは、御承知の通りたくさんございまして、しかし、あらかじめどういふ形での答申を、こういうことまで審議会の方に政府側として希望を申し上げているというのは私は少ないのじゃないか、ほとんどないのじゃないかと思いたしております。そこで、ただし先生の

たいたいの御意見もごもっともの点も

ございましてから、先生の方から委員会においてこういうお話も出ておるといふ程度のことはお伝えしても差しつかえないだろうと思えます。

○八木(二)委員 田原先輩から関連質問がありますから、その前にちょっと伺いたい。

実は本年度総理府設置法等の一部を改正するという法律案が出ておまして、その第三條で、「同和对策審議会設置法(昭和三十五年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。附則第三項中「二年」を「四年」に改める。」という内容を含んだ改正案が出ておるわけでありまして、これはわれわれが委員会においても、それからまた法律を内閣委員会に提案をいたしましたときの審議についても、いろいろと問題を提起し、問題にお答えをなさっていただいたこととしてこの点は非常によかったと思えます。その点について御努力は多量にしたいと存じます。ただし、これだけで問題が片づいたわけではございません。私もが部落問題の審議会設置法を出したときに、また自由民主党から同和对策審議会を出されたときに、ともに考え方は恒久的な審議会という考え方があった。ところがたくさんあるいろいろな審議会、調査会であまり活動してないところがあるので、今後はこれをつめていきたいという全体の傾向であるので、これからのものは臨時という名前を冠して、大体二年間で切つて、必要のあるものはつないでどんどん延ばしていくという傾向だということですが、それがプレキになりまして、残念ながら恒久立法にならなかつたわけでございますが、その間に、提案理由におい

ても、また政府に対する質疑応答においても、これは必要なときには、どんな政府みずから年限を延ばしてつないでいくという確信がされたわけであります。この法律が通りましてから発足までに、委員の選定が御承知のような事情でおくれば、一年三カ月をけまして、残り九カ月でありますから、当然その任務は果たせないとしまして、二年間の延長をされることは非常に受当な提案であると思ひます。本国会で可決をされてこの状態になるだろうと期待をいたしておるわけでありますが、一回そう言ったからいいという問題ではありませんが、今の政府の基本政策についてということであり、年次計画もまた具体的に諮問しておらないということになりますと、問題解決までに相当長時間を要し、また、ほんとうにありとあらゆる面に浸透した差別の問題、その根源の貧乏の問題を片づけるには相当長期間かかるが、長期間ということでは解決がわからずにはなりません。ほんとうは二年間ですべての問題が解決するような意気込みで審議会が運営されなければならぬ、何百万人の問題で、それをほんとうに根本的に解決するには、かなりの時日を要することも想像されるわけであります。従って第一段、第二段、第三段とぶつ続けにいろいろなことをやっ

にしたい。総務長官の御答弁を願ひます。

○小平政府委員 お話の通り、今国会に本審議会の存続期間をさらに二年間延長したい、こういう御提案を申し上げておるわけであります。この審議会が、御承知の通りの事情で発足が大へんおくれまして、八月までしかたないまのところ存続期間がないわけであります。そうしたことで、少なくとも二年間は存続したい。しからばとい

論を出すというのに、わずか二百九十四万円の調査費では足りないと思ひます。やはり専門の調査員を常置並びに増員して、全国的に実態を調査していただく必要はないかと思ひますが、それはあまりにも少な過ぎる。たとえば防衛庁あたりではジェット機一機でも四億幾らを使っている。それから専門の学識経験者を多数招聘してやるだけの費用を用意しなければならぬ。これではあまりに少な過ぎるが、この増額などについてはほかに予算的には方法はないのですか。

問題にならないと思ひます。六千部落三百万人といわれております。そういうところをただちょっと見に行くだけでもそんな金では全然足りないということになります。ちよつと見に行つてわかる問題ではありません。真剣に取組まなければならぬ。ですからそういう点では話にならない予算であります。総理府としては、さききいろお聞きいただいたと思ひますが、ほんとうにあらゆる内閣がこれから根本的に急速に解決しようとするものと、基本的な政策を作るそのものと調査をするというとき、こんな少ない予算では本腰になつたとは断じて言えないわけでは、この問題について、関係の行政官庁である総理府がほんとうに本腰になつていただかなければならぬと思ひます。またこの問題について閣議で御決定になられたことがあると思ひますが、厚生大臣は実際の面

い協力いたしまして推進して参りたいと存じます。

○八木(一)委員 この調査会の委員の選定につきましては、はなはだ不満な点が多いのであります。これは大體議員提出法案として成立したものでありまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党、その中で自由民主党と日本社会党は独自の案を持っておつた。しかしながら問題を前進させるために意見調整をしまして、根本的にまとめ、これで提案をし、満場一致内閣委員会でも可決し、それから衆議院、参議院を通ることになりました。その確認事項をいたしまして、また法律の中にも書いてございしますが、委員については特別な書き方がしてございす。普通、委員については、関係官庁の代表者のほか学識経験者という言葉が使われておりますが、この場合は、特別にこの問題についての「経験」を有する者並びに「識見を有する者」という表現が使つてあるわけでありす。と

いうのは、いわゆる学識経験者という人たちは問題がわからぬ、だから経験を有する者が一番大事な要素であるというところで前段に書いてある。それが十分に生かされてない。またそれを観念的に処理をされておる。今までの部落解放の歴史を調べて見ますと、政府が今と違つて非常に不熱心であつた、問題への関心が薄かつたし、全国的にそれを解決しようという機運もなかつた、民主主義的な機運もなかつたときに、こらえ切れずに運動を起した人たちが、ほんとうに苦しみを

知り、あらゆる困難を乗り越えて、この問題の解決に当たつてきた部落解放同盟という非常に大きな団体があり、

○八木(二)委員 今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

なおります。今田原委員から言われまして、調査費はほんとうに

かというお約束までは私はいたしかねる、かように考えております。

○八木(一)委員 私の御質問はそういう何の何がしを何しろというようなことは言っておりません。そういうことはこういう府上で行政官庁の長官が言われることは非常に困難な問題であると思ひますので、今申し上げたことは、この問題を非常に知悉し、この問題を解決するために熱意を持ち、それだけの具体的な経験を持っておる人の意見を十分に反映して、この完全解放の道が早く、しかもよりよい方向をとるような運営を、また運営の中には今後の人事も入ります。そういうことを総務長官として最大の御努力をお願いしたいし、もちろん大臣に御依頼になったときには次の方にも申し送りをはっきりしておいていただきたい。

○小平政府委員 ただいまの委員の方々も非常に御熱心にやっておられますから、かりに欠員になったときといふようなことを今申し上げるのもいがかかと思ひますが、しかし先生のお示しのようにこの審議会が十分機能を發揮できるようにということはもう当然でございますから、その御趣旨に沿うような、今後もちろん人選等はいたすべきであると思ひますし、かりに途中でかわるといふればかわるのであります。先生のお示しを十分先生のお意のあるところをお伝えしてきたいと思ひます。

○田中(一)委員 ちょっと関連して。官房長官急ぎのようなんです、おられる間に関連して一、二伺いたいたす、八木委員から部落解放の根本的な政策についてのお話が出たわけなんです。昨年御承知のように私も部落

解放団体の方でいろいろ国の政治に対する要請のために請願運動を起こしました。それが国会で建設委員会を除きまして、各委員会それぞれ採択をされた。建設委員会の方では委員長初め委員諸君も十分理解をされておったのであります。請願書で出したものを陳情書という形で受理された、それ以外のところは請願。若干農林関係で修正された点がありますけれども、全部採択されて内閣へ、いわゆる国会の意思、衆議院の意思として院議をもってこれが送達をされておることは、官房長官御存じだと思ひます。これは過般の臨時国会のことでございますが、その事実の上に立ちまして、昨年の十二月の二十日過ぎであったと思ひます。二十日過ぎで、特に三十七年度の予算編成について、国会の意思も決定されておることであるから特別に一つ御配慮願いたいというのを総理大臣に実は要請をいたしました。官房長官にお目にかかったのであります。どこまでその要請が各省に伝達されたのかお伺いしたいと思ひます。なぜこのようなことを私何うかと申しますと、全体としての予算は、なるほど三十六年度に比しますと一億六千万円ばかり政府関係全体で増額になっております。それは承知いたしておるのでありますけれども、私どもは金額は差し示しませんでしたけれども、やはりこの問題を大きく前進させるという意味合いにおいて、特に国会の議決があった直後でございますので、御勘案を願いたいというところで、特に予算編成で第一次査定で不足な結果しかわれわれが見ることができませんでしたので、実

はお願いしたのでありますけれども、国会に提出されたのを全部拾ってみますると、十四億二千万円か、前年度より一億六千万円は増加しておりますけれども、どうもどこまで、総理の代理として会われた官房長官がわれわれに、特別に一つ各省に注意を喚起し、御期待に沿うように善処するということが約束から見れば、いかにも金額は些少だし、努力された跡を見つけないで、努力を怠る。官房長官からその間の事情について伺いたい。これはいろいろのことを八木委員にもお答えになりまして、現内閣としてこの問題に取り組む熱意の一つのバロメーターとしてわれわれは見えておるわけです。その点から見るときわめて遺憾な状態だと思ひますが、この点に對する官房長官の御所信を伺いたい。

○大平政府委員 私の方へは各党各派はもとより、民間諸団体からいろいろなお申し出があります。今言及されましたように、国会の請願という形におきまして政府に要請がたぐさんございました。私はそれがありますと、当時も即刻関係各省にこれをお送りいたしました。御検討いただくことにいたしました。問題は御請願をいただき、お申し出をいただきましたこと、趣旨として私どもは賛成でございます。政府の側におきまして予算という形で具体化し、それに所要の財源をつけるというところは別の手続としてあるわけでございます。これはもう田中先生に申し上げるまでもなく、そういう制約があるわけでございまして、予算の編成上、お申し出並びに請願の御趣旨は極力具体化するよう努力いたしておるわけでございます。それが一点でございます。

それから今同和政策につきましまして、先ほど総務長官からも御答弁がございました。本格的な審議がようやく始まりました。大きく期待をしておるわけでございます。この答申がございました。これを尊重いたしまして、できる限り予算化することに努めることは当然の責務であると考えております。

○田中(二)委員 そういふことになりますと、結局通り一べんの連絡をされたとか実は私も私に受け取れないのであります。その結果が一億六千万円の増、全体で十四億でありまして、本年度の二兆五千億に近い総予算の一体何%に当たるとあなたたちは見られておるのか。はじけて出てくるのでありますけれども、○四九%にしか当たらないのです。そんな形では部落問題について政府が熱意を持って対処しているとは実は受け取れないのです。その意味で、いすれこの問題についてはまた別の機会にたしますけれども、それに関連して、幸いに厚生大臣もおられるし、総務長官も直接おられますけれども、しかもその十四億の予算の大体六割までが、自民党の同和対策議員懇談会から立案された関係でありますけれども、部落の中から全国で十四、五の地区を選びまして、いわゆるモデル地区という形で、部落のいろいろな環境改善等の施設を推進するところの政策をとられておる。この点はモデル地区方式がとられたときから、自民党の同和問題の議員団の関係で会長でありました参議院の堀木さん、あるいは秋田大助衆議院議員とも私も話をしまして、それはやめた方がいいということを申し上げてきておるのではありませんが、この形をとりますと、モデル地区に選ばれたところはむしろ喜ぶかもしれないけれども、いわゆる部落間にモデル地区としての指定を受けるために、新しい対立と分裂を引き起こす結果になってきておる。しかもこの点で国からの予算が、わずかの予算ではありますけれども、大部分がそういう意味で、重点的ということをお答えになるかもしれないけれども、得られる結果は全国の部落民が要望しておる環境改善等についても、従来このモデル地区方式がとられぬときよりも、むしろ一般的な部落の経済的な改善をはかるという点から見れば、施策が非常に後退してきておる、こういう実情になっておると私は思ひます。

その意味で、予算全体の増額について思い切った処置をとっていただきたい。これは同和対策審議会における結論が出るまでもなく、政府としてはすでに手をつけられておることでありまして、努力をしていただかなければなりません。このモデル地区方式といふものは、先ほど総務長官がお答えになったような、基本的な問題について審議会に諮問をされておる段階でありますから、諮問をされるまでの間は、むしろこれは取りやめられなければならない。差別を拡大再生産するような形になる危険性を包蔵しておると思ひます。この点については、一番政府関係で関係の深い厚生大臣初め、官房、総務両長官がおいでになるのでありますから、その点についてぜひ要請をいた

したいと思うのであります。モデル地区方式というものはストップをしてもらって、審議会の結論が出るまでの間は、この形形で部落の中に新たな対立を招いていくような施策はやめてもらいたいと思いますが、この点について、厚生大臣からでも、あるいは全体の観点で官房長官の方からでも、政府の意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○瀬尾國務大臣 モデル地区の設定によりまして、部落の中に争いを起こすとか対立を起すとかいうことは、もちろんわらわの本旨とするところではございません。ただ全体を通じて、先ほど官房長官からもお答えもございましたが、日本の行政全体がやがは同和問題というのを頭に置いての行政でなければならぬと思ひます。そういう意味におきましては、特別の予算を待つまでもなく、一般の行政費の便の方につきましても、それぞれが頭に置いて考えていかなければならぬ。これは一般論であります。しかしそれだけでは足りないという点がある。ちろんございませう。またいわゆる立ちおくれをなるべく早く取り返さなければならぬという点も意味において、同和対策の予算を組んでいくということも当然考えなければならぬと思ひます。その同和対策の予算を使うのにつきまして、モデル地区の方式を採用したのがいいか悪い、いろいろ御議論があるところだと思ひます。田中さんの御意見に對しては、われわれ検討するにはやぶさかではございませうが、私どもの考え方としては、一般的に同和地区に對して必要な予算を配分するというのもち

ろん考えておるわけではございませうが、その間に、若干範囲の広いといひますか、各省にまたがるような計画を持ち、相当な金をかけてやっていくというふうなものが、モデル地区として選ばれておるだらうと思ひます。この同和対策の問題を考えます場合に、私はただ総花的にばらまいてしまつたのでは効果的でないのではないかとこの考え方をいたしておるわけでありませう。と同時にまたせつかくそういう施設を考へるといたしますならば、やはりその地区の住民の方にもちろんでございませうが、住民の方も、その地区を管轄する市町村も、お互いにみな――先ほど全國民的という言葉がありました。が、みなが一緒になつて地区の改善向上をはかつていくという心持になつてくれなければ、せつかくの施設を講じましてもあまり意味がないというようなどこともなるかと思ひます。私どももいたしましては、自立更生といひますか、そういったような気分の濃厚な地区に對して、しかもその市町村も熱心であり、府県もこれを適当と考へておるといふような地区を選んで、効果的な施設を講じそれによつて少なくともその地区は比較的早くよくなつてくるだらうと思ひますが、それだけで終わるべき問題ではございませうけれども、そういうやり方をやりまして、これが他の地区の諸君に對しても好影響を及ぼし、みながその氣になつて立ち上がらうというふうな氣持になつてくるのが一番望ましいのではないかと。限りある予算でございませうので、できるだけ効果的に使うという意味合ひも含めて、モデル地区の設定をいたしておるわけではございませう。今直ちに

これをやめるといふ考へ方はいたしておりませうけれども、部落の実情等につきましては、また御意見も伺ひ、私も十分調査いたしまして、それが部落のためにかへつて平和を害し、争ひの種になるというふうな地区を選んでやつたのではあまり効果もないということになるわけではございませう。われわれも十分調査いたしたいと存じます。が、私どもがモデル地区をやつております氣持はそういうことでございませう。なお田中さんの御意見につきましては、われわれとしても十分検討いたしたいと思ひます。

○田中(總)委員 官房長官のおられる間に、もう二点だけあわせて質問申し上げます。一つは、先ほど私が申し上げましたように、自民党の中にも同和問題議員懇談会が設置せられて、いろいろ部落の実情等について研究され、それが政府へいろいろ政策の実現という形で推進されておる点については敬意を表するのです。たまたま私も最近手に入れましたところによりますと、この議員懇談会の同和問題資料第二集として、これは京都大学の教授だつたと記憶するのでありますが、法学博士滝川政次郎なる学者が「歴史上より見たる同和問題」ということで議員懇談会で講演されたものが、こういうパンフレットになつて、これは私どもの団体で複製したものでありますけれども、出しておられる。しかもその中に冒頭のところから見て「今日の未解放部落、すなわち江戸時代に穢多、あるいは非人という名前と呼ばれた特殊部落の祖先は、中国から日本に帰化したきた民族の末裔である」というのが私の結論であります。それからその次に「大體四世紀ごろ、つまり仁徳天皇の名前で日本の歴史に出ておる時代以後、日本は三韓を服属せしめておりましたので、それ以後欽明天皇の任那滅亡に至るまでの三世紀間に、日本に帰化した三韓人はおびただしい数に上つてゐます。西暦六三三年、天智天皇の元年に日本は唐、新羅の連合軍と南鮮の白村江で戦ひまして、大敗北を喫し、百濟國はほろびまして、何百万という人間が日本に亡命して参つたのであります。つまりその子孫が今日の特殊部落の大宗をなしておる」という記述があるわけなんです。この問題は官房長官あるいは総務長官、瀬尾厚生大臣は、こういうものが自民党の議員懇談会から出されておるのを御存じか、どうか。しかもこの点について、は、いわゆる部落の起源として人種起源説をとつておるのであります。が、そういう形の考へ方を基礎にして、いわゆる同和問題というものを取り上げられるということになれば、私これこそ本質的に重大な問題だと思ひます。同じ日本民族の中で、われわれの理解ではやはり封建時代の身分制、いわゆる政治の、そういう意味の、極端な言葉で言えば分裂政策の申し子として今日もなおそういうものが残存しているんだ、こういうことが、これは学者の間でも定説なんです。ところがわれわれも学生時代から滝川政次郎なる学者の名前を知つておりますけれども、まあここ三年くらい前のことではないかと思ひます。自民党の諸君に瀧川教授が教えて、それに基づいて部

落対策を講じられてゐるということになれば、これは今同和対策審議会なりあるいは先ほど八木委員も触れられましたが、憲法十四條に規定しておる問題としてその正しい實現だという形で取り上げられるというのと大きな開きが出てくると思ひます。が、この問題については官房長官も、これはどうも政府の同和対策の基本的な考へ方にそういうものが持たれておるといふことになれば、私ゆゆしき問題だと思ひますので、この機会に伺つておくわけでありませう。

「藤本委員長代理退席、委員長着席」

それから、あわせて関連でありますからもう一問伺ひをいたしますが、これは実は文部大臣が来ていただけではないのであります。が、私どもの聞いたところによると、瀬尾厚生大臣が、かつて文部大臣でもございまして、またこの財団法人に何らかの形で關係を持つておられるということでありませうけれども、二月二十五日の読売新聞によりますと、「京都の西本願寺が、社会の各間にあへく人々を救おうと、設立をすすめていた財団法人「同和教育振興会」はこのほど発足した。親鸞聖人の七百回大遠忌の記念事業として計画され、同寺の記念事業費一千万円に、同寺というものは西本願寺一千万円に文部省の補助金一千万円をあわせ、このほど認可されたが、これよりさき、昨年六月に竣工された同会の会館も京都市右京区山ノ内御堂町にちかく完成する。」という記事が出ておるのであります。同和教育の問題については、先般も文部省の初等中等局で計画をいたしました研修会の問題で私

第一類第七号 社会労働委員会議録第十一号 昭和三十七年二月二十八日

一三

ども文部省へ抗議にも参ったようないきさつがあるのですが、教育の面から部落問題の解決のために資するということは非常に重要なことだと思ふのです。ところが私がこの問題を取り上げますのは、御承知のように憲法の二十条によりますと「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」それから「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」という憲法の規定があるわけなのです。私はそういう意味で、もちろん西本願寺が直接の対象ではないことは私も理解いたしますけれども、本願寺の關係が主体になつてこしらへた財団法人というのに対して文部省が一千万円という補助金を出すという点については、これは私はやはり憲法二十条の「国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」という規定の実質的な内容に違反するおそれがあるのではないかと。確かに西本願寺は信徒のうちに部落關係者が非常に多いのです。関西から中、四国、九州へかけてまして、ほとんど未解放部落の關係の人は浄土真宗、しかも西本願寺の系統の檀徒が多いことは承知いたしております。そういう關係から、従来も同朋会なりその他の形で本願寺自体としても部落問題に取り組んでいっていることについては私も承知しておりますのでありますけれども、この際文部省から特定の宗教団体が実質的に中心になつておる団体に一千万円という多額の補助金を出してやるということは、どうもこれは憲法に違反するし、そういう形で同和教育

問題を取り上げるということになりますと、私が前段に御質問申し上げました問題とも関連をいたしまして、部落問題について新しい党派性を持ち込むような結果になるのであります。その点は政党内閣の時代でありましたから、特に部落のおくれた人たちの中には、やはり時の政権を持つておる政党とのつながりを考えておられる人たちはたくさんあるわけなのです。それは私、政党支持自由の原則に従つてけつこうなことだと思ふのでありますけれども、あまり問題が問題だけに、この問題について党派性を持ち込まれるということになると、私もがどんなに努力をいたしても、差別は拡大されていく、こういうことになると思ふのです。この点についてはすでに補助金が交付されたのかどうか。たしか三十六年度の予算か何かで文部省予算の中に計上されておるやうに伺うのであります。私も予算審議のときに、うかつにもこの点についての詳細な検討ができなかつたために、今日こういう質問をしなければならぬのであります。趣旨から言つても避けなければならぬことだし、重大な問題だと思ふので、この際政府のこの二点に対する所信を伺つておきたいと思ひます。

○大平政府委員 先ほど御指摘の瀧川教授の御講演でございしますが、真摯にして私はまだ拝見しておりません。おそれる自民党の懇談会におきまして一つの参考意見として御意見を承つたことと思ふのでございします。自民党並びに政府の同和対策は、瀧川教授の説を定説と受け取つて、それに準拠して立てられておるといふものではないと思ひます。それから後段の西本願寺の同和教育の問題でございしますが、これは私よく承知しておりますから、政府委員が見えておりますから、一応お聞き取りを願ひたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 同和教育センターに對します一千万円の補助金は執行いたしました。これは三十六年度の予算に一千万円計上してあつたものでございしますが、最近支出をいたしました。これはお話のように特定の宗教団体に對する援助でありますれば、御指摘になりましたやうな憲法上の問題が出てくると思ひますが、西本願寺が持つてゐる財産を寄付いたしまして、そこで新たな同和教育のいろいろな資料を集めて、あるいは同和教育の担当者との相互研さんの場所を作る、こういう趣旨で財団法人として作り出したもので、その点は憲法上の問題は起こらないのではないかと私は思ふのであります。ただ御指摘のようにそういう社会教育關係団体として発足しました研究機関が、公正にその事業を運用する必要があると、特定の宗派の教義のために活用されるということはないとする必要がございますので、その点運営にあたりまして十分に注意して参りたいと思ひます。

○田中(義)委員 私は関連でありますからこれで終わりますが、この点は特定の宗教団体に直接渡してあります。しかしこの財団法人の基金は西本願寺が親鸞上人の七百年忌の事業資金の中から一千万円出している、国から一千万円補助している。この点きわめて重大な問題を含んでいると私は思ふのです。そういうことであれば、他の宗教団体が直接ではないけれども、こういう形の財団法人を作れば、この問題に限らず文部省は補助金を出すのかということになると思ふのです。この点はただいまの社会教育局長の御答弁には私満足するわけにはいかない。しかも資料等の問題については、あなたの方の次官も委員でありますところの総理府所管の同和対策審議会というものがすでに発足しているものでありますから、かりにそういう計画が過去にあったとしたとしても、審議会の活動のためにそういう金は入れられまして、審議会としていろいろ調査のための資料というやうなものを国自体が確保せられることが本来の筋であつて、その点は形式的には直接宗教団体に渡していただきたいことではありますけれども、こういう形の金の出し方というものはいかに。すでに執行したということでありまして、この問題がやはり憲法二十条に違反しているという疑いはきわめて濃厚なんです。しかも文部省が特定の宗教団体との關係で、同和教育の振興というやうな問題を取り上げるということであれば、文部行政のいわゆるあなたたち自身が教育の中立性というものを私は侵していることになると思ふのです。この点はきわめて重大な問題を含んでおるのであります。関連でありますから問題を追及するだけにとどめておきますけれども、今の御答弁では納得するわけには参りません。

なお前段の瀧川教授の問題につきまして、私も部落解放同盟としては、瀧川教授に公開の討論会等を申し出ておるのでありますけれども、彼は卑劣にも会いません。しかし勢いこの問題が自民党の議員懇談会で、非売品でございすけれども、出版をされておるので、この点については今官房長官はこの講演のことについても御存じないやうでありますし、もちろんそういうやうなことを定説として政府は部落問題を考へてゐるのではないという点は一応了承いたしますけれども、そういう形の、誤つた考え方に基つて、これは学者としても、私は許べからざる問題だと思ふのです。しかもその意味で、学者的な立場において問題を明らかに社会的批判に訴へようじゃないかという点に對して応じない。やはりこういう問題を講演する場を与えた自民党にも私は責任があると思ふ。この点は、政府と党とは分離した考え方の上に立てて私もやりますけれども、こういうあやまつた考え方で同和対策を進められるということになれば根本的に間違つてくるわけなんです。どうか一つその点については留意していただきたいことを申し上げて私の質問を終わります。

○橋本委員 関連して、今の田中委員から質問をいたしました一番最後の二つの点について私どもが問題にするのは、この瀧川教授の講演を自由民主党同和問題議員懇談会というのが印刷しておられる。公職選挙法の今度の場合でもしばしば言われておるやうに、政党政治で、政党内閣だから一応与党の意見も十分反映しなくちゃいけないという点からはよく言われるのですが、そういう点から見ても、この自由民主党同和問題議員懇談会というのは現在もあるのでしょうか。これはどうです。

○小平政府委員 自民党には同和問題対策特別委員会というのが現にあるようですが、御指摘の議員懇談会というのはあるかどうか、私も党員の一人でありますが、実は存じません。

○橋崎委員 田中委員からも言われた通り、こういう滝川教授の講演を開かれて、自民党同和問題議員懇談会の秋田さんが、「大へん有益な、そして興味の深いお話を承りました、われわれが当面取り組んでおります問題の起源、由来、歴史等をよく理解することができました」この起源及び思想につきましても、おそろく先生のおっしゃる通りであろうと思えます」ということをこのパンフレットにお書きなすね。そうするとこれが自由民主党の中の一の大きな根拠をなすところというふうに私も見ざるを得ないわけですね。

そこでこの点については、さらによく政府なり総務長官の方でこれをはっきりしてもらいたいと思うわけです。

それから、西本願寺の問題、これは田中委員も納得することができないとおっしゃいました。われわれもそうです。これは大平官房長官はよく知らないとおっしゃいましたので、重大問題ですから、この点は十分検討して、文部大臣あるいは池田総理からでも明確な見解をあとでお示しいただきたい。事務当局の考え方だけでは困りますので、田中委員の疑問点について、責任者から政府としての明確な態度を出してもらいたいと思います。

○澤尾国務大臣 私に対してお尋ねではなかったわけですが、私、多少関係がある、あるいはあったもので

ございますから、よけいなことも存じませんが、私の承知しておる点について一応申し上げておきます。

一つは滝川さんの講演のことでございますが、これは実は私に読んだこともございせんが、今お話しになりました懇談会というのがあるのは、自由民主党にいたさないのですが、自由民主党には御承知のように同和对策特別委員会というのがございます。私もその委員会に関係を持っておった一員でございますが、自由民主党の特別委員会といたしまして、いろいろな学説はありましようけれども、そういうことに別に何もこだわっていないと思えます。むしろ問題は前向きに解決しなければならぬというふうに考えておるわけでありますが、今の滝川教授の講演をいっどういう形で聞いたのか存じませんが、けれども、それによって自由民主党の同和对策特別委員会がこれを金科玉条としてやっていくというふうなものでないということは、私ははっきり申し上げられるのではないかと申すのでありまして、これは私が関係しておった立場から申し上げるわけでありまして。

それから、いま一つ西本願寺関係とおっしゃいましたが、この同和教育の振興会につきましては、私は若干関係を持っておったわけでありまして、この問題は、先ほど政府委員から御答弁になりましたが、そういうふうな憲法上の疑義あるいは一宗派の何か特別な機関であるとかいうようなことではないかという考え方のもとに、文部省がいろいろ御指導になりまして、現在の同和教育振興会ができたように私は記憶しております。私は、この振興会ができましたときに——まだ会長という名

義が残っているかもしれませんが、どうも会長に適當な人がないので、とにかく会長という名前だけは出してこれというところで、現実には毎日々々の仕事にはタッチいたしておりませんけれども、その程度の関係は持っておったわけでありまして。また、これの設立につきましては若干お世話をしたこともございせんが、今申し上げましたような、ちょうど橋崎さんの御心配になるようなことのないように配慮をいたしまして、この振興会を作ったつもりでおるわけでございます。文部省ももちろんその点について十分お考えをいただいております。十分あります。万が一これが妙な方向にいくというふうなことになるならば、これはわれわれの本旨とするところではありせん、また文部省としても黙っているわけがないだろうと思っております。成り立ちにつきましても、そういう点を十分配慮してこの振興会を作ったものと思えます。

ただ、西本願寺は同和教育の問題について非常に関心を持たれて、記念事業としてお金を出して何かしたいというお気持ちから話が出発したという経過はございせんけれども、この団体を作るについては、西本願寺だけの団体、西本願寺のための団体という意味のものではないというところで作ったように私は承知をいたしております。

○八木(二)委員 先ほどまで私質問しておりましたけれども、まだまだ官房長官、総務長官にも御質問がございまして、また、国務大臣としての厚生大臣には御質問しましたけれども、厚生行政の担当者としての御質問が多分に残っております。しかし、時間がこう

いう時間になりましたので、一応私の午前中の質問はここで終わりたいと思っております。

それに先立ちまして、これは委員長にお願ひがあるわけでございますけれども、要求した大臣が、かなり熱心に来ていただいた方もございせんが、不熱心な方もございせん。ことに労働大臣について私は非常に心外であります。労働大臣は予算委員会というところを言い、それから参議院の本院議と議院におけるILOの質問に対する答弁もつくの昔、十一時過ぎに終わっておりました。それで、すぐ来いという要求をされたのにもかかわらず、それをすっばかしておいて、十二時に炭労と会うというところで来られませんでした。このような国務大臣の委員会無視の行動を許しておかれたならば、社会労働委員会は機能が無効になります、そういうふうな麻痺をされましたならば委員長の重大な責任だろうと思つた。労働大臣、農林大臣それから通産大臣等は、先ほど論議が展開されました通り、根本的に生活を立て直す意味において非常に重大であります。先ほど文部省関係で答弁の非常に不十分な問題がありましたからこれは文部大臣も、この四人は即刻来ていただきたい。そうして、午後の再開のときに大臣の方が待っていて、政府委員が申しわけありませんでしたと言つて入ってくるようなことがないように、厳重に御配慮、御措置が願ひたいと思つた。

なお、自治大臣、大蔵大臣もそれからあとすぐ来られようという要求いたしまして、午前中の質問を終わります。

○中野委員長 午後一時五十分まで休憩をいたします。

午後一時七分休憩

午後二時三分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。五島虎雄君。

○五島委員 きょうは午前中から、いわゆる同和对策問題について——私たちは部落開放の問題についてというところで、名前は違いますが、この問題についてはすみやかに解決をしなければならぬ。その解決の努力はだれがするか。それは国民全体がするともに、各政党あるいは内閣、それらを中心としてこれを解決してかからなければならぬ問題であります。これはもう大臣も同感だろうと思つたわけですね。しかし現在の状況においては、この解決がまだ未だ然形のままとなつております。あらゆる問題について差別が存在するというところであります。大臣が午前中に御出席であるならば、八木委員から歴史的に、そして基本的な態度というものが述べられ、質問を行なうと思つた。毎国会においてこの部落問題をわが社会党は取り上げながら、政府の意向を聞き、そしてこの問題の解決のために努力を要請し続けて参りました。しかし福永労働大臣が就任以来、この部落の問題、同和对策の問題については、一度も質問する機会がございせん。もちろんこの問題解決にあたっては、労働省だけの問題で解決することはどうも困難な問題であります。労働の面、あるいは通産行政の面、あるいは建設、農

林、厚生、そのような全般にかかって、この解決に総合的な力を注いでいかなければ、この問題の解決に一步を前進することはできません。しかし御承知だと思えますけれども、数年前にわれわれ社会党としては部落解放特別委員会を党内に作りまして、そうしてこれが解決のために努力を続けて参ったのであります。ところが、幸いと思えますが、自由民主党の中にも同和对策特別委員会というものができて、そうして歴代の内閣に対して同和对策の発展のための努力を要請しつつやって参りまして、予算の中にはここ数年米同和对策の経費が漸進的に増加してきました。そこでその面においては、増加されただけ同和对策が発展しているということとは相対的に認識をすることができますけれども、これは根本的な解決の道にははるかに遠いのであります。従つて本日は、各省の意向を聞き、そして質問の中からその解決策を見出すやうとするものであります。ちやうど大臣が来ておられますから、私が労働のことを中心的に聞けという事でございしますので、この総合的な一環として、労働省がどういふうにこの問題に取組んでおられるかということについて、労働関係の若干の問題をまずお尋ねしておきたいと思うわけです。労働大臣も埼玉県出身でございます。従つて同和问题に對しましては若干の関係があることだろうと思ひます。しかし私は兵庫県出身でありまして、六千部落、三百万人の部落民、こう総称されておりますけれども、兵庫県庁の調査によると、兵庫県にはその三百万人の中の三十三万人の部落の方がおられる。ですからその数においては大

体日本で全国一になります。従って私
 たちもこの同和問題に対して、ゆるが
 せにすることはできない。従って非常
 にこれに注目し、あらゆる手段を尽く
 してこれが解放のために努力しなけれ
 ばならないと思います。しかしその全
 体の姿の中に、労働問題というのは生
 きていく問題ですから、従って多くの
 重要な問題があるとともに、この労働
 問題というのは最も重要な問題でない
 かと思うわけであります。学校を卒業
 する、社会に出て就職をする、そうし
 て生きていかなければならないところが、
 部落の人々は集落をなし、そうして就
 職の機会均等もございません。この就
 職の機会均等の中にこれは差別が行な
 われておる。学校の教育の中にも、あ
 とで文部関係に質問されると思います
 けれども、これも多くの問題が総合的
 に差別が行なわれておる。学校施設
 の問題等ついて差別が行なわれてお
 ります。その差別された教育の中に社
 会人となって出ていくとき、就職の機
 会均等がないということ、彼らが一
 生を送るのに対して非常にゆゆしい問
 題ではないかと思われまします。そうして
 今度は就職、仕事がなかったら一体ど
 うなるか。これは三治局長の職業安定
 の関係になるだろうと思う。それらの
 問題を考えるとき、労働省は乾坤一番
 奮励努力しなければ、これらの同和对
 策の技術的な解決というのはなかなか
 困難であろうと私は思うわけでありま
 す。しかし予算上の問題をさいぜん触
 れましたけれども、その予算の面に現
 われる金額というのは、そうたくさん
 取れるものじゃないと思います。しか
 し抜本的な問題が非常に重大でござい
 ますから、労働大臣が各省関係とい

いろいろの問題について取っ組まれるはずであるし、取っ組んでもらわなければならぬと思つておるところであります。従いまして労働省関係として、この同和問題に対するところの所見を、まず基本的に御尋ねしておきたいと思うわけであります。

○福永国務大臣 今日日本において、今五島さんの言われるような差別があつてはならないことは、これは申すまでもないわけでございます。政府施策全体がそういう観点から、足並みをそろえていかなければならぬことも申すまでもありません。私ども労働省といたしまして所管いたします事項につきましては、今あるお話のありましたような精神で、完璧を期していかなければならぬと重々考える次第であります。

○五島委員 差別があつてはならないという大臣のその言葉というものは、まあ同じであります。差別をするかと言つと、差別はいたしませんと、こういうことになります。これは政府が差別するということでなくて、社会の仕組の中に差別が行なわれるのではなからぬか、こういうふうに思います。従つて昨日も大臣あるいは三治局長を通じて、いろいろ質問をいたしましたけれども、いわゆるあの日雇い人夫の問題であります。そこで緊急失業対策の費用は二十万三千人の予定をされておりますけれども、二十万三千人の緊急失対人夫の人員の中に、この部落の人たちがどのくらい占めておるかある畧率を調査いたしますと、六〇%から七〇%の日雇いの人たちは部落の人たちである、こういうようなことです。これは社会人の、成人の問題でございます。

すがこれははたしてその通りの実情を示しておりますか。これは三治局長からでもけっこうでございます。

○三治政府委員　そういう部落の方たちがいかに失対に、ある職安、ある地方でどのくらい割合でいるかということ、はまだ調査したことはございません。しかし失対の割合の場合には、いろいろの失業の原因を折衝に持つてこられる場合に、その要請によって、私が前にやりましたときでも考慮はして配分しておることを覚えておりますが、われわれの方としてはそういうことで部落の方が失対の中で何人いるということについては、調査は全国的にはしておりません。ある一定所の場合においては、あるいはそういうふうな失対のパーセンテージになるところはあろうかと思ひます。

○五島委員　職安としては、職安行政としては、これは部落の方だとか、あるいはこれは部落の方でないとかいうような調査というのは、おかしいと思う。しかし直接現場を担当しているところの職安関係の人々は、やはり職を求めんとするところの動態、動向、その実情というものは、私は知悉しておらなければならぬと思ひます。これは経済の労働市場の実態を把握してかからなければ、やはり職業安定の万全を期することは不可能ではないかと思ひます。特に関西から以西の地方では、これらの状況が非常に濃厚であるというところであります。ということでは、これを労働省が認めるならば認められるかどうかはあとで尋ねたいと思ひますが、認められるならば、そうすると一般のそれらの人々の健全な仕事につく機会は、非常に少な

いということを立証するわけでありま
す。こういうことならば、一体これに
対するところの対策などを、どう労働
省は考えておられるのかということ
を聞いておきたいと思ひます。

○三治府政委員　まず第一に、われわ
れの方で力を入れておりますのは、新
規卒業者の完全就職ということござ
いまして、これが新しく人生を立たれ
る人が、そういう差別上の問題で就職
に支障がないように、まず第一に解決
していかなければいけないと思ひま
す。それでことしの三月卒業の就職者
につきまして、この関係の同和対策を
考えておられる方と職安と協力してサ
ンプル的に調査した、兵庫県を含めた
八県の結果を申し上げますと、中学卒
業が四百六十四名のところ、進学者百
三名を除きまして、就職者が二百八十
三名になっております。そういうこと
でその他就職者以外は家事就業、家業
に従事するというところで、大体新規学
卒、これは高等学校の場合におきまし
ては、高等学校の卒業者は割に少なく
て、調査対象三十四名で、就職者が二
十二名というふうになっております。

大体中学あるいは高等学校の新規学卒
者については、就職が現在可能な状態
になっております。これを職種別に目
ましても、旋盤工とか機械工、女の方
だと縫製工というふうになっておりま
して、特別一般の新規学卒については
特殊な面は、あるいはあるかも知れな
りませんが、職安が紹介しております
一般的な職種につきましては、そう変
わったところはないのではないかと
いふふうに考えております。それから
とでまた資料がありましたらお知らせ
しても——あるいは先生御存じかもわ

かりませんが、われわれ職安の窓として、職種別とか男女別とか、そういう客観的な区別について調査をすることは遠慮しております。しかし同和対策の方の、各県で作っておられるたしか同和対策協議会とかいう特別の、未解放部落の方たちの生活状態、就職状態を調査される機関がありますが、そういう調査の結果によりまして、やはり中高年層の方たちが失対に就労されておる率は、一般よりは相当高かったというふうに感じております。それからもう一つは、そういう働ける方たちがなかなかいい職場を得るためには、やはり職業訓練をしなければならぬと思っております。この点は部落の方たちをそれだけ対象にしてやるか、一般の中へどういふふうに入れていくかという問題で、種々苦慮しておるわけですが、三十七年においては、三重県では津で若い層を対象にして、そういう職業訓練をやるという計画もしておりますし、奈良県では何か訓練所へ入ったときには、県市が一種の奨学金みたいなものを出して訓練を奨励する。この方法も非常にいいことだと思っております。そういう訓練の拡大を通じて、やはり手に職を覚えてもらうという方法でやっていきたいと思っております。なおその就職の問題につきましては、せっかく就職してもそういうふうな差別的な環境に置かれてはまずいわけで、できるだけそういう差別的な環境に入らないような職場を、職安としては考えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○田原委員 関連。そのような一般的な対策はやっておると思えますから、私は具体的な例を申し上げます。全国

のセメント工場では、おそらく部落の青年は採用しない。お調べ願います。それからデパートでも採用しません。私の住んでおります福岡県の小倉市に井筒屋というデパートがある。身分を隠して娘たちが採用されました。部落出身であるということがわかりました。部落とは言わないけれども、何だかんだ理由をつけてみな断わってしまふ。従って、今局長は部落の青年の職業訓練をおやりになると言われましたが、これも確かにいいと思えます。しかし問題は、事業主の方の訓練というか、講習会でも開いて、有能にして健康な者は使う、むしろ進んでよいにでも使うというくらいに気持ちを変えさせないことには、いかにあなたの方で職業訓練をやるというにしても、少なくともセメント会社では使っていないことは事実でございます。そのほかの工場でもあるかもしれません。一つは部落も貧乏ながゆえに、進学率が非常に低い。義務教育をようやく終わるか終らぬかくらいでありますので、そういう意味においては初めから資格はないけれども、少なくとも一つの工場に就職を希望し、そうして熱情があり、才能があると認められたら、その出身のいかんを問わず採用することは当然であります。労働省も今後力を入れることは、採用者側の考え方を要するようにならざるを得ない、注意あるいは激励してやるようにしてもらえませんか、これは一つ大臣の決意を聞かせておいていただきたいと思います。

○福永国務大臣 田原さんのおっしゃるのは、私は全然同感でございます。私の手近にもセメント工場は幾つかあ

りますが、こんなばかなことはないと思っております。さうそく私調べてみて、もしそういうことがありますならば、適切かつ厳重な警告等も発して、そういう方法がいいかどうかは別といたしまして、効果的な措置をとりたいと考えておるわけでございます。デパート等については、一般的にはもちろんそうではなからうと思いますが、今、田原さんが指摘されるようなものがあるといたしますならば、これはもってのほかだと私は思うわけでございます。お説のように事業主において心得違いのないような措置を、政府としても十分講じていかなければならぬと考えております。

○大原委員 関連して。今の点は、たとえば百貨店や特定の企業が、就労に際して差別扱いをする、そういう場合には、労働の紹介は職安を通すわけですから、憲法違反ですよ。そういうところには、職安という国家機関としては十分な規制を加えて、職安行政を通じて監督する方法があるのではないですか。局長、いかがですか。

○三治政府委員 職安としては採用する権限がなく、デパートなんかで、たとえば女子を三十名とかいうことで求人がある。それを各職安機関が学校の先生と相談して適任者を推薦するわけですが、それを採用するしないの場合の問題になると思っております。従ってそういう出身別によってそれを区別するといふふうな徴候が見えた場合に、職安としては公正に選考してもらわなければならない。また非常に優秀な人が落ちて、情実関係の人が入るといふことについての指導、奨励ということではできると思いますが、その点のデパート側

でもいろいろ選考した結果の問い合わせについては問題なんかは、微妙なところが出てくると思えます。大臣のおっしゃったように、事業主側にそういう気持ちを起させないように、またそういうふうなのは間違いないであるといふことについて、職安としても努力していきたいというふうに考えております。

○大原委員 そういう事実については、企業主の方はいろいろな理由を設けるわけですから、わからない場合が多いけれども、長い時間で見えますと、あそこは部落出身者は雇わないということがわかる。そういう事実がわかりましたならば、今大臣もお話になりましたが、厳重に警告を発して、当然全部の窓口は国家機関である職安がやるわけですから、企業に対してはそういう点でやはり人権を尊重するようになり、十分気をつけていただきたいと思います。特に要望いたしておきます。それから労働省の予算関係で、職業安定協力費が二百万円ここに計上してありますね。これは一体どういうふうにお使いになるのでしょうか。

○三治政府委員 これを特に置かれた動機は、一昨年でしたか、農林大臣の福田先生から、農村からの次男対策の一環として、職安がそういう農村地帯になかなか影響が及ばないからという点で、こういう制度ができたといふふうになっております。しかしそれ以後年々ふやまして、今のよう予算になっておりますが、一人当たり年千円という実際上はほんとうの形ばかりになっておりますが、しかし実際に依頼しております協力員の方は、就職に実力のある人、顔のきく人、それから

親切にやっていただく人を対象に今選考して、逐次任命して協力を願っておるところでございます。最近この協力員の方に対しては、われわれの方としては、こういう同和対策についても協力願うような人を選考し、できるだけ第一線機関で職業あっせんをするようにしたいと考えております。

○八木(一)委員 先ほどの田原さん、大原さん、五島さんの御質問にちょっと関連しますが、就職の差別の問題で、経営者にそのようなことをしたらいかぬという厳重な指導をしていただくことは、一応検討しようと思いたす。直接のところで政府とか、地方行政団体とか、公共企業体とか、そういうところでもあつた。あるという現象が時代によって流動するわけですが、本年みたいに労働者不足というときには、そういうことは割に現われません。また戦時中には人が不足になったので現われておりませんが、公共企業体で部落出身の青年を雇わないというところがありました。今の情勢では労働力不足ですから出ておりませんが、雇うべきを得て不景気な時代がこないかと思っております。池田さんが言っておられるように経済を要動は避け得られないものであるというふうな悪い政策がとられておる以上、経済の波があつてきた就職難の時代がくるということが考えられます。そういうときにそういう問題が起るわけですが、ですから経営者にも猛烈に指導をしていただくと同時に、政府や地方行政団体や公共企業体に、これは政府の方で直接指令が及ぶと思えますから、そういうことの万々ないようにこれは厳重な指導を願

いた。その点について労働大臣から……。

○福永国務大臣 この種のことについて広く民間の理解を求め、心得違いをなくするというところから申しまして、まず政府や地方公共団体が模範を示さなければならぬことは当然であらうと思うわけであります。私は労働省に関する限り、そうしたことで心得違ひのあるようなものがありますとすれば、これに対してはもとより警告を発することもけっこうでございます。し、今お話しのように雇用状況が現在のような事情でなく、失業も多く生ずるような事情というようなことになりますれば、ただいまの御発言と関連して、労働省がそれぞれ関係方面へ適当な通牒等を発してもよろしいか、こう考えております。

○大原委員 関連して、職業訓練ですが、つまり登録して失対事業をやる人は、部落関係は非常に多いのです。これは特徴的な現象です。というのは、就職の機会がないから、失対がどうしても生業のような形になっているという事です。これは長い間の慣習や差別行政の結果でありますから、それをなくすためにはやはり計画的な、集中的な行政が必要で、そこで石炭なんかに対しても、失業多発地域等に対しまして集中的な政策をやるわけです。ですから職業訓練等も、そういう問題を念頭に置きながらやっていく。これだけでは解決しませんが、これも一つの同和行政、部落解放行政であると思ふのです。従ってその点は特に念頭に置いて、これから計画を立てていただきたい。行政全体がそういうふうになるに集中的な総合的なことが私は

大切だと思ふのです。その点につきまして主官局長の御答弁を簡単にいただきたいと思ひます。

○三治政府委員 私、先日かゝる前に職練局長をやっておりますので先ほど若干申し上げたのですが、現在主官局長ではございませんけれども、そういう方向で地方ともよく指導しながら、やはりそういう方たちが職を手に覚えられように進むということが、解決の大きな手段になるのじゃないか、こういう考え方を持っていてやりたいというふうに考えております。

○田原委員 関連して、そういう場合、労働省からも十分の注意を与えたりして、おつても、なお採用後部落民で、あるということでも事をかまえて、何とかかんとか言つてきますよ。それで職首した場合の罰則がないので、罰則にかゝるような処置、たとえば今後職安を通じては一切人を供給しない、これくらいは決意を前から事業主に与えておけば、そういう悲劇はなくなるのじゃないか。というのは、実に気の毒で、娘さんなんかデパートに試験を受けて入ったにもかかわらず、出身村があとでわかったことで首になりまして、自殺をする者がある。これは間接的な人殺しですよ。だからあなたの方で、職業訓練その他に際しまして事業主に十分の注意を与え、そうして政府の方針に従わせて、勝手に首切るところには人を送らぬというくらいは決意があるか。これを一つそこまでやってもらいたいと思ふのですが、大臣、いかがですか。

○福永国務大臣 先ほども申しましたように、この種のことで心得違ひの者が存在せしめてはならぬわけでありま

すが、直ちにそういうことを文字にして罰則等を設けることはどうかということについては、私、かなりいろいろの角度から検討しなければならぬと思ふわけでありまして、ただいま田原さんの示唆なさるところは、そういう規則を設けることはいかがにしても、いろいろの行政措置でそういう不心得をなすような者に対しては、労働省で言うならば職業紹介を初め、いろいろのことでその思うように便宜をはかることは考慮してはどうか。このことは、単に労働省に限らず、いずれの事業場でも政府等と関連することが非常に多いので、そういう心得違ひの者に對しては、政府はある程度行政措置上手かげんをするとか何とかいうようなことになれば、これはその事業場の方においても、この点について大いに改めろということに効果があるかと思ふわけでありまして、そういうような

氣持で、私も労働省の關係のことに對しては、できるだけ今おっしゃるような御趣旨のところへいくように、これは労働省内部に適當な方法で、教育ないしそういう考え方の徹底をはかつていかなければならぬわけでありまして、このやり方はなかなかむずかしいかろうと思ひますが、いづれにいたしましても今おっしゃったような氣持で行政を進めていくということにつきましては、私も全く同感でございます。さようにいたしたいと存じます。

○五島委員 さいせんから雇用の問題とか就職の問題、その機会均等の問題で、業者が部落出身なら採用しないということを会社の内規で定めておる会社が関西にあるが、そういうことがあるならば、やはり雇用行政、安定行政とし

ても、各同僚委員から強く要望されたように何らかの手を打たなければならぬと思ひます。しかし手を打つだけでこれが解決されようとは思いません。やはり精神的にこの部落民の同和対策に對するところの理解がなければならぬし、理解とともに並行的に強い手を打たなければならぬと思ひます。ところが私がさいせんから申し上げますように、就職の機会均等がない。就職しても賃金の平等がない。非常に安い。あるいは正規な会社に入れない。大企業には入れない。従つてさいせん局長が発表されましたように、学校を卒業した数は伸びておるでしょう。数は健全な数をたどつておるでしょう。その就職の内容が、非常に中小零細企業の方に向いておるのじゃないか。だから部落出身者は低賃金で雇はるというやうな状況も、かなりあるやうであります。従つてそういうやうなことを根本的に解決する氣持が労働省の中になければ、これらの問題は解決することができません。私は、雇用の安定の面、それから差別待遇とか機会均等がないということを中心として、労働大臣に聞いておるわけですが、労働大臣は、一体どういふところからきてるかというところ、学校の教育を終わった人からくるわけでありまして、ところが御承知の通り、労働しなれば生活ができませんというところ、この部落の人々は、すべて悪循環をいたしておりますから、子供の学校教育も不十分であるから、これは生活が低劣、劣悪であるから、学校教育に重点を注ぐことができない。なぜならば、さいせん触れましたように、日雇い労働に入らなければ

就職の機会均等がない。そうすると賃金によって生活をしなければならぬから、子供の教育まで十分でない。長期欠席者も、率としては非常に多いのじゃないか。文部省は来ておられると思ひますが、しかもかわい子供に十分な教育費用を出せないで、学校に行ったら、その学校の施設がよその学校の施設よりも非常に劣弱であつた、そういうところで教育を受けている。生活が苦しいものだから、親の手助けをする。そうすると長期欠席になる。長期欠席をした人々が、中学校を卒業して高等学校に行こうと思つたて、行けないやうな状態がある。中学だけで就職しなければならぬ。それはどこへ行く。部落出身者だからなかなか採用ができないというやうな不平等が行なわれる。厚生大臣も来ておられますが、これだったら自然と若い者が紅

燈のちまたに安易な道をたどつていくことは、これは悪循環ではなからうかと思ふ。池田総理がたびたび国会で、青少年問題を根本的に解決しなければならぬというのを言ひ、労働大臣みづからも大きな柱としておられる。これは自由民主党が青少年の票をねらうというところの宣伝じゃないだらうと思ふ。根本的な問題だらうと思ふ。ところが私が言うように、こういうものが正規の仕事につけないから、えい、もうめんどくさいというところになる。だから安易な姿の中に身を落とす人々が多いのじゃないかと思ふ。ですからこういう問題は、労働省だけで解決することはできません。従つて厚生省の青少年問題も必要で、あるいは環境の改善の問題も必要だと思ふわけです。午前中に厚生大臣

に聞いておられましたけれども、私はそういう問題は非常に重大だと思わなければ、つまり三つ子の魂百までですから、学校教育というものは非常に重大だと思ふのです。私がさいせん舐れたように、長期欠席者がなぞ多いか。どこに現われるか。それは非常に生活の苦しいところの農村の学校において現われるでしょうし、都市の部落管轄の学校というものは、長期欠席者の生徒数が比較的多いものじゃなからうかと思う。それは一体どこからくるかという、親の生活の劣弱であるということからきていふと思う。その劣弱なものをどうして救うかというところは、労働行政の生活の安定もあるでしょうし、その他もろもろの要件があるだろうと思う。幸い文部省が来ておられますから、この部落を管轄するところの学校の長期欠席率などが調べられておるものならば、ちょっと聞かせてもらいたいと思うのです。

○齋藤(正)政府委員 私、直接の担当ではございませんが、今長欠児童につきましては、部落とその他の関係というものを調べた資料を持っておりませんので、恐縮でございますが、お答えするわけにいきません。

○五島委員 資料がなければ、説明を求めても仕方がありません。しかし方向としてはお認めになるのじゃないかと思うのですが、うなずいておられるから、その通りだと思ひます。

そうすると、さいせん私が述べましたように、たとえば部落のある中に小学校がある、その隣に部落でない小学校がある。その場合、施設はずいぶん違うように私たちは聞いている。学校の先生からも聞いている。これはどう

でしょうか。どなたか担当の方はおられますか。——ほかの部局の方がおられるのならば、私質問してもむだだと思ひます。しかしこれは一体どこからくるかということ。厚生大臣、これは社会生活からくると思ひます。ですから、もちろんその学校に子供を登校させている父兄の生活が劣弱であれば、現在の学校施設というものは、PTAの会費や寄付などによって学校が成り立っているわけですから、その生活の劣弱な人の多く住んでいるところから、寄付金が集まらないのは当然です。ところが金持ちがたくさん集まっているところは、どんどん寄付を出して、図書室だつて食堂だつて何でも設備はよくなります。そうすると、隣の学校はこんなに設備がよくて、自分たちの学校はガラスが割れているというのだったら、その学校の生徒だつて、それは平等でない、自分たちだけはどうしてこんな学校にいるのだらうか、こういうようなことになってくる。子供のときからそういうような生活になれ切らせて、子供のときからそういうような生活状態で、いよいよ学校を卒業するということになる、就職の機会均等がないというならば、これは人間は曲がってしまったわけにはならない。従つて国民を正常に、希望を持たせて生活させるということならば、こういうものを一貫的に考えていかなければならぬ問題じゃなからうかと思ひます。そこで環境施設の問題についても、あるいは職業の安定についても、正規のところに就職せしめるというふうな事柄について今後——ここに関係の方々がたくさん御出席でございますけれども、文教関係の問題に

ついては、湯山委員から詳細に聞かれることになっておりますので、私はただこういう関係がある、従つて政府当局は、審議会もできて、そして結論を二年ばかりで作るといふように、総務府総務長官は午前中に言われましたけれども、あらゆる問題をここに集中されて、そして同和対策を根本的に解決されるように、口先だけではなく、あらゆる部局がほんとうに努力をされて、そしてりっぱな審議会の結論が得られるようにお願い申し上げたいと思ひます。私はほんとうに心から、皆様方に逆にお願ひしたいと思ひます。私たちは質問をいたしまして、その通りでございますというふうな答弁は必要でございます。一つそういうふうな気持で努力をお願いいたしまして、私は労働大臣に対する質問を終わります。ほかの方が関連的に質問があるそうですから……。

○八木(一)委員 関連。今五島委員の言われたことを、労働大臣初めほかの方々もしっかりと聞いていただいたと思ひますが、労働大臣は午前中はおられますでしたけれども、とにかくこの部落解放の問題は全国的に解決しなければならぬ。それからもう一つ、その具体的な方法として、現象的な環境改善の問題にすぐ取りかかることは必要であるけれども、根本には、この差別が根底的になくならないのは、貧乏がなくならないからで、その貧乏の問題の根底は生産関係である。未解放部落の人たちは生産関係について立場を持っておられないということにある。これを、当時の岸総理大臣は確認をされたのであります。その他いろいろありますけれども、時間の関係で、

あとで昭和三十三年三月十一日の社会労働委員会の速記録を御熟読願ひたいと思ひますが、その中で、その問題を解決するために労働省が一番大きな仕事をしなければならぬ。今部落の人たちの中で農業にいらしんでおる人がありますけれども——これはその速記録をお読みになればわかりますけれども、反別が非常に少ない。

〔委員長退席、永山委員長代理着席〕

全国平均三反歩以下というふうな状態でありまして、場所も非常に悪い。日が当たらず、作物がうまくできない。水害になれば一ぺんに流れるというふうな悪いところしか持っておられない。ただでさえ政府の農業政策で、零細な農業の人たちが非常に状態が悪いことは御承知の通りであります。また前から資金を持っておりませんでしたから、経営者として、あるいは商業の担当者として進出する部門はひどく狭められております。勤労者としていく道が残されているだけでありまして、けれども、その道も、さきから再三言われておりますように、就職の差別で、大企業なり安定した企業なりに就職はしておられないという問題があります。それと同時に、就職をしても賃金の問題がある。五島委員から言われましたけれども、雇用の形態が不安定である。臨時工、社外工という問題は、労働大臣、十分わかり過ぎるほどわかっておられるはずでありますけれども、社外工といわれる人たちの大部分が部落の人たちである。臨時工の中にも非常に多いわけでありまして、こういう働く形態で——雇用形態に間接になりますが、そういう社外工あるいは臨時工

というふうな問題を解決することが、一つの大きな推進力になるわけでありまして。これは一般的な労働政策として最も重要なものの一つでありまして、その問題を進めることが、このような問題を解決する一つの大きな方向になるわけです。そのような点で、労働大臣は完全解放の問題で非常に大きな立場を持っておられるわけでございます。実は御質問中に、積極的に労働大臣からそういうことの御発言があることを期待しておたわけでありまして、答えられる際にそういう御発言がございまして、労働大臣みずからそういう問題を解決して、完全解放の方は労働行政の面で進めるといふような決心をぜひお持ち願ひたいと思ひます。これから閣議その他でこれを御推進願ひたいと思ひわけでありまして、そういう問題について、一つ前向きな、積極的な御返事をお約束いただいたならば、私の労働大臣に対する質問は、これだけにしておきます。

○福永国務大臣 御説のような考え方で、諸般の施策を積極的には進めたいと考えています。

○永山委員長代理 湯山委員。

○湯山委員 せっかく大蔵政務次官がお見えになっておりますから、今問題になりました雇用対策につきまして、私の聞いておる一つの事例を申し上げて、特に大蔵政務次官は御善処願ひたいと思ひます。金融機関は、採用にあたりまして相当厳密な身元調査をいたします。その中で私の聞きまして、例ではある高校の卒業生の女子です。非常に成績もよくて、一次試験にパスした。ところが身元調査の結果、就職できなかった。そこで学校の先生が

行つて聞いてみましたところが、成績は非常にいいのだけれども、身元調査の結果工合が悪いという。なお聞きただしてみると、やはり部落出身者であるということが工合が悪いのだけれども、このことは絶対外へ言つてもらつては困るということで、結局そこへ就職はできないで、他へ世話してもらつたという事実があるわけですね。もし金融機関等が、身元調査の結果そういうことになった場合に、そのことで差別をするというようなことがあると、これは大へん重要な問題なので、特に金融機関等にはそういう身元調査ということがありますから、そういうことの出でくる可能性が一そう強いと思いますので、一つ大蔵政務次官、こういう点については十分御留意願いたいと思うのですが、いかがでしょう。

○天野政府委員 おっしゃられるような点につきましては、そういうことのないようによく指導したいと思ひます。

○湯山委員 農林省の方へお尋ねいたします。先ほど厚生大臣の方からも、モデル地区についての御意見の御開陳がございました。農林省では、農山漁村同和対策費として、本年は約二千八百万、それから来年度は大体四千六百万円程度の対策費を要求しておられます。その今予算要求しておられる分の内容については、当初農林省が要求された資料によりますと、二十五の町村がこの中にあげられております。その二十五の町村の内訳を見ますと、これが大へん片寄っております。どういふふうに片寄つておるかという、たとえば二十五の町村の中で、徳島県が五

つ、高知県が五つということになっておつて、全国二十五の町村の中で徳島、高知が十を占めております。予算額においても、大体それに比例したのものになっております。そこで、これは公式にはありませんけれども、非公式に尋ねてみますと、この市町村は、自民党の政調の方から上がってきたものをそのまま上げるので、農林省としての意思は入っていないのだというように説明でございました。はたしてそういう状態なのかどうなのか。あるいはいふもつと違ふのか。農林省としてのこういう市町村指定のやり方ですね、それを御説明願ひたいと思ひます。

○齋藤(誠)委員 ただいまモデル地区についての選定の手続に関連して御質問があったわけですが、これは各省とも同じだと思ひますが、モデル地区指定の希望町村が各府県に報告されて、それで各府県で、大体は民生部だと思ひますが、それを取りまとめて中央に提出されるわけでございます。そこで関係省が集まりまして、そうして大体二省以上はまたがるものをモデル地区として取り上げる。農林省だけではやる事業については、従来の内容としては農林省の施策と同じ内容のものでございますので、二町にまたがるような地区につきましては、モデル地区として取り上げるということ、関係各省で協議会を持ちまして、そこで予定の地区をきめて、調査をいたしました結果、最終的に地区をきめる、こういう手続をとつておるわけでございます。もちろんその間与党とのいろいろ連絡ということもござい

ますけれども、今申し上げたような手続でございまして、

続できめることにいたしておるわけでございます。

○湯山委員 局長は大へん遠慮深く御答弁になりましたけれども、それは建前はそうかもしれませんが、実際にな

ぜここを入れたか——もうすでにきまつておるわけでしょう。大体三十七年度の指定町村というものは、多くの場合、たとえば簡易水道なら簡易水道にしても、あるいは隣保館にしても、実際は今の段階できまつておるということの方が変なので、実は予算がきまつて、それから手続を申請して、それからきまつてというのが常識だと思うのです。ただ農林省の同和対策費だけ、もうすでに第一次の予算要求のときから大体町村がきまつておる。こういうところは確かに問題なんです。それでではおかしいじゃないかということ

を言いましたところが、実はそういう答弁で、われわれの方でとやかくしたのではなくて、党の方から上がってきたものをそのまゝやっているのだから、その詳細についてはわからないというの、農林省の非公式な話だわい、これは私は間違ひないと思ひますが、ほんとうは実質は大体そうじゃないのですか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げたようなところでございまして、地区を決定する場合におきましては、予算要求の前に関係省とそれぞれ班をきまして、そうして上がつてきております地区の中にございまして、調査班を編成し、大体予算要求の対象地区については調査いたすわけでございます。調査した結果、大体三十七年度の要求数字としては幾らにするかということであつて、本年度六十八というものを予

算要求しました。これに基づいて予算の実行をいたそう、こういう考え方をとつておるわけでございます。その際調査計画を立てます場合に、関係省の方のほかに、与党の方も一緒にお願いするということが従来あつたようでございます。

○湯山委員 こういう行政的な責任を持つてやらなければならない事項について、関係省間での調整は、これはけつこうだと思ひます。その段階に与党だけ入れるというのはどういふわけでしょう。そこへくるまでの前の段階でいろいろあるということはあつてもいいと思ひますけれども、今のお話では、各省折衝の段階で、しかも具体的

のどの町村を入れるかという段階へ与党の意見を入れていくというところとは、私どもには了解しかねるところで、そういうことではなくて、やはり行政機関の系統を通じて町村から県、県から国、こういうのが本筋だと思ひます。しかしこの同和対策事業の対象市町村の決定ということは、そういう経路を経ないで、もっと違った経路でなされておる。そこに私は大へんな問題があると思ひます。政務次官はそのいきさつを御存じないだらうと思ひますが、もし御存じならば、一つ御意見を伺ひたいと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 地区の決定につきましては、先ほど申し上げましたように、二町にまたがっているものをモデル地区として取り上げるというの、従来の対象の基準になつております。従ひまして地区の調査につきましては、負担の省におきましてそういう計画を立てられまして、農林省はそれに参加するという形をとつておるもの

でございます。それから、農林省自身でこれとどういふふうにしてどうするのだというところについて御質問を受けても、ちょっと答弁に困るわけでございます。事實は今申し上げたようなことでございます。

○大原委員 関連して局長にお伺ひしますが、モデル地区ということの意味があるのは、部落の差別の結果起きた貧困やそういう問題を解決するため、総合的にどういふ施策が必要である、その際に地区を指定して、年次のに総合的に何年計画かでその部落の問題を解決していく、こういう総合計画があつて本年度の計画が実施される、こういうことであるならばモデル地区は、やり方について基本的な問題があると思ひけれども、これならなお行政の公平という面からいって筋は一応通る。そういう全体の展望とか、現在の時点においてはどういふ段階かという点については、あなたは承知してやつておるのかどうか。総合的な計画を承知してやつておるのかどうか。こういう点について率直な御答弁を願ひます。

「永山委員長代理退席、委員長着席」
○齋藤(誠)政府委員 同和対策自身につきましては、実は従来から厚生省でやつておりました、農林省といたしましては零細農民対策、農村振興対策として、新農村建設事業であるとか、あるいは不振地区の振興対策とかいふ形で、従来取り上げておつたわけでございます。それが三十四年に、同和対策の閣僚懇談会で一応の方針がきまりましたので、関係省におきまして同和対策という見地から、農業分野につい

て

でも取り上げる、こういうことに実は相なったようなわけでございませう。従って毎年度取り上げます地区について、各県から上がってきたものをわれわれは審査して決定する、こういう建前をとっておりまして、同和対策全体として農林省が年次計画をもって今やっておりますというふうな段階には、現在立ち至っておられないわけでありませう。

○湯山委員 私が開いた範囲では、どういうのがございませうというのを知事も知らない。知事も知らない間にきまして、逆に県の方に通知がある、そういう事実があるのです。それは農林省から行ったのか、何か別の機関から行ったのか、そこを明確にしたいのですけれども、とにかく知事が知らない間にどこかでございませう。お前のところのこれが今度入る、そこで知事が申請を出すというふうな形を、少なくとも農林省のこの予算に関する限りは、そういう方法でやられておるのが相当あります。これは局長も御存じないはずはないと思うのです。本年度の各県別で見ましても、そういう地区を持っていないから、そういう要求がありながら、全然出ていない県が相当たくさんあります。四国で申しましても徳島、高知は今のように二十五分の十、愛媛、香川は同じような状態にありながらゼロです。そういうことはもし農林省が主体性を持ってきめていくのならあり得ないことです。こういうことができておるといふことはどうしても納得ができません、そしてそのいきさつにも、某局長の御答弁でけれども不明朗なものがある、明確にならないものがある。そこでいろいろ聞いてみますと、

いろいろないきさつが私にはわかってきたわけで、それは大へん困るということ、きょうおいでを願ったわけですから、先ほどのモデル地区に対する厚生大臣の御答弁もありましたから、こういうような行き方では決して同和対策にはならない。むしろどこかで何か変な団体が下調査をやつて、それをきめてそれをどこかの党に持ってきて、それが農林省に行く。同時に府県の方へも通知してはね返つて、知事から申請したような形をとる、こういうやり方は行政の秩序を乱すものでもあるし、同和対策のやり方としては、そんなやり方をしておればかえつて差別の再生産であるし、行政に逆行しているというので、これはぜひ正しななければならぬ。むしろまだ予算もきまらぬので、これから今から全部御破算にして――

今局長は大体きまつておると言われたけれども、そういう不明朗な形では今回のこの決定というものは一応御破算にして、予算はこれよりふえないでしようから、それをもっと公平に、ほんとにその県なり地方の要望を聞いて、必要なところに必要なふうな配分をする、やり直す必要があると思うのです。それについて御答弁願います。

○中馬政府委員 先ほどの振興局長の答弁の中で多少誤解を生ずる点もあると思ひますから申し上げますが、行政当局としては、その過程においてはおもろんやんの御意見を承りましたけれども、最終的には農林省の責任としてこれを決定あるいは内定をいたしましたのであります。なおただいま、今すでに内定いたしましたという問題について、これを解消してやり直せという御

意見でございませうけれども、これは農林省独自の見解で決定いたしましたものでなくて、他の関係各省との間において相談をいたしたきまつた問題でありますから、ただいま即座にこれをくつがえすということは、私どもとしては考えるわけにはいかないと思ひます。

○湯山委員 委員長にお願いしたいと思うのです。これは今申し上げましたように、その決定のいきさつというものは、決して同和対策事業として適切な経路を通過しておりません。そこで私は総務長官の御出席を願つて、こういうモデル地区の指定の仕方というもの、これは明らかに同和対策事業に――これは逆行しているということ、総務長官によつて今このことを認識して、審議会としても一ぺんやり直す、まだ予算も通つてないのですから、予算がこれからどうなるかということもきまつていない。幸い内定の段階ですら、再検討願うということ、総務長官に要請したいと思ひますから、すみやかに総務長官の当委員会への出席を促していただきたい。今……。

○中野委員長 承知しておりますから今……。

○八木(一)委員 農林政務次官と振興局長に申し上げますが、今湯山委員やほかの方が言われた意味は、どういう意味でそういうことを言つておられるか。農林政務次官や振興局長にその意味がおわかりになつたらおっしゃつていただきたい。

○中馬政府委員 恐縮ですが、もう一回……。

○八木(一)委員 湯山委員がいろいろなことを心配されて御質問になつた意味を、ほんとうにわかつていられるかどうか。わかつていられるとするならば、どういう意味と解釈して受け答えしておるかということ。○中馬政府委員 正確に判断ができておるかどうかはわかりませうけれども、多分二つあるのじゃないかと思ひます。一つは、決定の仕方について、与党の決定をそのまま政府が認めて、それを県の方に天下りに流した事実はないかどうか。もう一つは、地区の問題でございませうけれども、高知県、徳島県等に片寄つておつて、愛媛県あるいは香川県等においても同様の問題があるのに、あるいは条件があるのに、これが入つていないのは適當ではないという意味であると思ひます。

○八木(一)委員 それが部落解放問題、政府の方では同和問題と言われておりますけれども、いろいろ差別という問題を根本解消するという問題と、どういふつながりをもって湯山委員が聞いていられるか、どういうふうな理解しておられるか。

○中馬政府委員 その点は、はっきりわかりませうけれども、決定の仕方あるいは地区の選定等について、もし適當を欠き、あるいは片寄つた決定をするならば、同和対策上好ましくないと、いうことではないかと思ひます。

○八木(一)委員 ほんとうにおわかりになつたら、さっきのような御答弁は出てこない。部落解放問題については、朝も要請しているのに来ておられない。昭和三十三年三月十一日に岸内閣総理大臣と野党の質問の中で根本的な論議をせられて、意思確認がなされております。そういう中で、この問題は根本的に全国的に解決する、あらゆる政府がその意味で努力をする、そ

の方法として、政党政派に墮してはいけないというようにことが言われております。もう一つ、この問題は部落を解放してはいい、解放しなければならぬ、差別がなくなるようにしなければならぬ、差別自体がある、差別のまゝた観念的なものである貧乏の問題を解決しなければならぬ、その問題で農業の問題、労働の問題、そういう問題の中に、これは権利であるというところが確認をされておるわけでありませう。権利であるというところを一つよく腹の中に理解しておいていただきたいと思ひます。

ところで、今言われたようなやり方で予算が決定されると、どういふことが起こるか。与党の方に話して、県知事が、そういうところの調査を経ない、そしてそういうことがやられたならば、与党の方に話をしないと、その零細な農村の立ち上がりとする対策が早く進まない。十分に予算が入らないということになる。そうならば、権力を持つてゐる、今一番政治権力の強い絶対多数である自由民主党の方にお願いしなければ、部落民が生産に従事して立ち上がるということができない。お願いしなければ、差別の根底である貧乏がなくなる、生産関係が立ち行かないということであるならば、権利ではありませう。権利ということを確認しなければ、そういうことがほんとうに進まないのです。困つておるからどうにかして下さいということと問題を解決すべきものではないのです。あらゆる政府が全国民を代表して、これを解決することが義務であるというところで、根本的に遂行しなければ

ばならないということが、政治の大きな場面と確約をされておるわけであり、それが農林省のやり方で、権力の強い方に押み倒さなければこの問題が進まないということであれば、根本的に大きな政治の場と約束されたことが反対になってくるわけであり、お願ひしてやってもらうものではないのです。徳川時代の政府が農地を分けて、農地の再配分をしなかった。終戦後の農地解放でも、小作権を持たなかった者に分けなかった。農村に住みながら農地を持っていなかった。生きる道がない。その間に努力してわずかな小作権を持った人がわずかな農地を持っておる。非常に零細なところで苦勞をして生活をしなければならぬ。建設をしなければならぬ。その数百年の政府の責任を、ほかの人は案をしてその人たちが苦しめられて、現にその子孫が苦しんでおる状況を解決することは、政府の責任である。それを要求することは当該の農民の権利であるということと考えたときに、その権利を持つてゐる人が、政治権力を持つてゐる一部分の人たち、しかもその問題を放置しておいた人たちに頼み込まないといふようなことがあつては、逆行するわけであり、差別を助長するわけであり、部落解放問題を恩恵的に考へてはなりません。政府は今までの責任を果たし、義務を遂行する、そういう立場でやらなければならぬのに、一政党の意見を聞いて、そして知事もあつたらしく、最も間違つた方向であり、厚生省にもモデル地区が――非

常に不安であります、厚生省の行政はモデル地区ばかりではありません。農林省だけであります。農林省は全部モデル地区、しかもそのモデル地区が、先ほど大原委員の言われたような方向ではない。そのような押み倒して、頼んだものにくく、徳島県にはいけれども、愛媛県にはそれ以上の状況があつても一つもない。そのようない行政は、なつてないわけだ。そういうことをほんとうにあなたが知つておられたならば、その予算は組みかえることはできません、というような答弁はできないわけだ。岸内閣の方針を踏襲するということ、内閣の大臣である、午前中に確認せられたところであり、その予算を組むか、その方針に従ふか、内閣の方針に従ふか、ということ、また内閣が公約を果たすこと、あなた方が反逆しないことになる。その予算を組むか、そのようない方向で御返答なさらないければ、あなたは内閣の方針に反した答弁をされてゐることになる。そういうような問題で把握をしていただかなければならぬ。また具体的なことは、片方に条件が違つてゐるがあるのに、必要が多いところが疎略にされ、それと同時に以下のこと、先にされたならば、そこに差別のものとある農村の貧困、部落農民の貧困の差が、その中でまた階段がつくことになる。そういうような方針について、初めてですからこれ以上申し上げませんけれども、認識を改めていただいて、今までのことはけつこうです。別にそれ以上追及はしませんけれども、改めていただいて、そのような過

程で組まれた予算については、組み直すことを検討されなければならぬと思ふ。それがいかに形式的に省議でまづおつても、間違ひは正さなければなりません。そのような観点で、農林政務次官は組み直すという考え方でやつていただかなければならぬと思ひますが、農林政務次官は、内閣の方針がそうであり、農林大臣がおられなくても、断固として確信を持って改めるという前向きな御答弁をしていただいて、一つも差つかないものであると私も信じます。どうか政治のほんとうの正しい道に進んで、この線に従つて、政治家としてのまじめな農林政務次官の前向きな御答弁を、ぜひ一つお願いしたいと思ひます。

○中馬政府委員 先ほど申し上げましたように、農林省独自で決定したのではなくて、関係各省との間で話し合ひの結果、決定したことは、先ほど振興局長からも申し上げましたので、その点、ただいま八木先生の方から強い御発言もありましたから、省に帰つて検討いたしますけれども、必ずこれがどうなるということの確約は今できませんが、一つよく検討はさせていただきます。

○橋崎委員 関連して。今のこのモデル地区の表を見られておかしと思はれるですか、思われぬですか。きまつたいきさつは、今あなた方の言われたのを聞きまして、政務次官として、こういうきまつた、実際に出ておる結論をおかしいと思われぬですか。愛媛には何にもない。徳島、高知には五つもある。とにかく十二県六十八地区ですね。ないところも多数ありますが、こ

の表を見ておかしと思はれるかどうか、それだけ一つ開かして下さい。これを再検討すべきであるということは各委員から言つておる通りですが、それは別として、この表を見られておかしと思はれるかどうか。

○中馬政府委員 一見すれば、なるほど全国四十三都道府県の中で十二、三の府県だけが指定されているというところは、おかしように思ひますけれども、ただ地元負担とかあるいは県の助成とかという問題もございしますので、あるいはこういう県はその点において熱意がなかったのではなからうかという感じはいたします。

○橋崎委員 今の御答弁は私そのまま承つておきまして、後ほどまた手えられた質問のときにやります。

○湯山委員 では、今の農林省関係のことは、あとで総務長官が見えてからお伺ひすることにします。

次は文部省にお尋ねいたします。文部省のいろいろな同和関係の予算の中で、同和教育研究協議会の予算が大体百万円余り組まれております。三十六年度にこの研究協議会は何カ所である御予定で、どこどこでおやりになる御予定であつたか、それが実は予定通りでなく、会場変更その他の措置をおとりになつたという事実を聞いておりますが、それは一体どこでどういふふうにして、どういふ理由で予定通りでなかったか、これは政府委員でなくとも、説明員からでけつこうですから、御答弁願ひしたいと思います。

○上野説明員 同和教育研究協議会の学校教育関係の予算は、三十六年度四十七万一千円でございします。当初これを二会場に分けまして、同和地区に關

連の深い西日本は徳島会場で実施をし、東日本は滋賀会場で実施をする予定でございしましたが、徳島の方は予定通りきつめて充實した連絡協議会ができたのでございしますけれども、滋賀の方は、客観情勢その他の関係で、平穩にこれを開くことが困難であるという申し出が、共催である県の教育委員会の方からありましたので、これを延期いたしました。本年の一月に東京でこれを実施いたしました。

○湯山委員 客観情勢その他といううな表現ではなくて、大へん重要な問題ですから、具体的にどういふ理由で、どういふことになつてできなかったのだといううなことを、明確に一つ御答弁願ひします。

○上野説明員 県の教育委員会からの報告によりますと、近畿地区の教職員組合並びに部落解放同盟の近畿地区協議会が、この連絡協議会を開催するということに対して反対を申し入れて、強くその中止を要請したからであります。

○湯山委員 その教職員組合なり解放同盟が、いかなる理由で中止を要請したのでしょうか、その理由を伺ひたい。

○上野説明員 その理由は、教職員組合なり解放同盟が進めてきた部落解放の運動に対して、この文部省主催で実施いたします連絡協議会がよくない影響を与えるのではないかと、これに対しては反対であるといふことを申し入れたわけであり、

○湯山委員 もう少し具体的に言つて下さい。私のお聞きしておるのは、よくない影響を与えるとか何とかではなく、具体的に、ではなぜ、どういふよ

くない影響か、反対の理由はどこなのか、おわかりにならないければわかないというふうにお答えいただいてください。できるだけ詳細に御説明願いたいと思います。

〔委員長退席、永山委員長代理着席〕

○上野説明員 その内容は、部落解放同盟なりあるいは教職員組合の方で進めて参りました部落解放運動と関連をとったいわゆる同和教育でなければならぬ、文部省の実施するような同和教育では微温的であって、不十分である、そういう趣旨だと解しております。

○湯山委員 どこが微温的だというのでしょうか。もう少し具体的に言うのですから、ほんとうに具体的に言ってもらわないと、あとの質問ができません。

○上野説明員 部落解放運動と同和教育とを一体にしていないということではないかと私は解しております。つまりある意味で私どもから考えますれば、誤解があるのではないかといいふうに考えますけれども、反動的な同和教育を実施されたのでは困る、そういうような意向のようであります。

○湯山委員 反動的なとか、なまぬるいとかいうことじゃなくて、どういふ点がどうである、やり方のどういふところがどうなんだというふうな、具体的な事実についてはいいのですか。

○上野説明員 事実についてはございません。

○湯山委員 それではどういふ点が反動的だとかいふのは、御調査になっておられないですか、おの聞きになっておられないのですか。

○上野説明員 融和的な教育というふうな考え方をとっているのではないかといいふうに私は解しております。

○湯山委員 そういふことに対して文部省の方では、それはさういふことであるというふうな釈明をなさいます、理解を得るような何か措置をおとりになりましたか。

○上野説明員 日は差し迫っておりますし、現地の会場である滋加県の方から、平穩裏に開会することは困難な情勢にあるという判断を持って参りましたので、それに従いまして延期をいたしましたわけでありまして。

○湯山委員 具体的にどういふふうにしてもらいたいというふうな要望もあつたに聞いておりますが、それはお聞きになっておりませんか。

○上野説明員 向こうの方で具体的に申しまして、日は差し迫っておりますから、混乱が起ころうといけませんといふことを非常に心配されたものと考へております。

○湯山委員 幾らお聞きしても、それ以上のことは出てこないようです。以上、この考え方についてお尋ねをいたしたいと思ひます。それは先ほど五島委員から長欠についての質問がございました。部落出身の児童生徒の長欠の状態は、他の地区のものに比べて率が非常に大きいという御指摘がありまして、今私もある県のある村の、ある町のことをお聞きしますと、その小学校では長欠児童の七〇%が部落出身者である。理由は貧困ということとその学校の先生が、その議員に説明したそうです。一体この調査費——文部省の予算には百万程度組まれておりますし、それから今のような協議会の費用もある

し、それから研究協議会の開催というふうな費用も組んでおられます。一番大事な、こういうふうなことがそのまゝはうっておかれて、長欠児がどれくらいあるかというふうなことに付いての調査が不十分であつて、それで同和教育を推進しようと思つても、これはなかなか推進にならないと思ひます。

本来私もこういう会に出て聞かされることは、先般も愛媛県でありましたからちよつと出席いたしました。そして皆さんのおっしゃるのを聞いておりますと、そんなに大ぜいが集まつて、さうして大ぜいのいるところではない、観念的な議論をしても、同和教育というものは前進しない。少数の人がほんとうに日常の体験、事実、そういうものを話し合つて、その中からそれぞれ具体的なその地域々々の特性に合ったような、そういう教育を話し合つて、そういう中から初めて同和教育といふものの進展というものが現れるもの、この進展をいふものが現れるもの、この進展をいふものをそこでも言つておりました。

たけれども、そういうことを抜きにして、文部省の方でとにかく教育委員会の指導主事とか校長さんとか、そういう人だけを集めて、現場の先生といふものが日常取り組んでおる、その七〇%の長欠児童をかかえて苦勞しておる先生、家庭訪問をして家庭の事情をよく知つておる現場の先生、そういうものを抜きにした研究協議会をあらうといふのは、それは何ものでもない。下手しますと、その議論なんといふものは、おそろく上すべりな議論しかなされなかつたと思ひます。そんなものが同和教育だと指導者である指導主事が思ひ込んたら、それは大へんな

し、それから研究協議会の開催というふうな費用も組んでおられます。一番大事な、こういうふうなことがそのまゝはうっておかれて、長欠児がどれくらいあるかというふうなことに付いての調査が不十分であつて、それで同和教育を推進しようと思つても、これはなかなか推進にならないと思ひます。

○鹽藤(正)政府委員 同和教育の研究協議会につきましては、学校教育、社会教育、両面で行つておるわけですが、社会教育の面では、担当社会教育主事が集まつて研究する、これは行政の担当者の研究集会でございます。それから学校の方につきましてはこれは基本的には、要するに各個人々々の人権が尊重されて、そしてゆえなく差別がないといふことは、これは単に同和教育だけでなく、学校教育のいろいろな内容として当然出てくることではないかと考へます。それが未解放部落の同和を含みます学校で、具体的にどういふ障害が起つてくるかといふようなことをやりますので、県の指導主事あるいは学校長あるいは管理職に立つ教育委員会関係、それから今回は教員も入つておる、さうでございますので、担当者も必要でございますし、さういふものを行政上のほかの施策にも反映させるその管理者といふものが、十分にこゝういふ研究協議会で実態を把握し、他の場所で行なわれておりますいろいろな事例といふものを、よく理解して帰るということは必要だろつと思つております。

○湯山委員 一般的な教育でしたら、さういふふうなお考えもあると思ひます。しかし同和教育といふのは、さういふ一般的な教育の範疇では考えられない、さういふ面の教育なんです。それを一般的な教育のあり方の線ですらうとするから、それでは何ものでもない。下手しますと、その議論なんといふものは、おそろく上すべりな議論しかなされなかつたと思ひます。そんなものが同和教育だと指導者である指導主事が思ひ込んたら、それは大へんな

○湯山委員 一般的な教育でしたら、さういふふうなお考えもあると思ひます。しかし同和教育といふのは、さういふ一般的な教育の範疇では考えられない、さういふ面の教育なんです。それを一般的な教育のあり方の線ですらうとするから、それでは何ものでもない。下手しますと、その議論なんといふものは、おそろく上すべりな議論しかなされなかつたと思ひます。そんなものが同和教育だと指導者である指導主事が思ひ込んたら、それは大へんな

んです。校長さんがさうやって研究発表したさういふものが同和教育だと思つてしまつたら、これは大へんな間違いが起きますから、そこでさつき滋賀県でありましたように、教職員組合とか部落解放同盟の人は、さういふ教育をやつてもらつたのでは困る、さういふ会をやつてもらつては困る、やはりもつと現場の先生とか父兄とか、さういふものを加えた実質的なものにならないと、それはかえつてその同和教育の会そのものが、これもまたさっきの話じゃないが、同話教育の前進を阻害する、さういふ観点からの反対だつたと思ひます。さういふことの認識が文部省も足りないと思ひます。

それからやられる人も同じだと思ひます。これも私は同和教育のさういふ会のあり方といふものはどういふものではないかといふ問題について、やはり審議会でも再検討してもらふ必要があるのじゃないか。その前に文部省の方でもう一度同和教育について真剣に本質的なものから考へて、そしてさういふ作業がその前提として必要でないか。ただ取れた予算で何回か協議会をする。ここでやらなければ文部省の中でやる、さういふ行き方がとられることが、むしろ文部省のこの教育に対する認識の不足を物語つていふさういふこととれると思ひます。これはどうでしようか。

○上野説明員 ただいまお話のように同和教育の協議会が、非常に広い層の参加者によつて行なわれる、つまり指導主事だけではなしに、校長、教員も含めて、それで現場の実態に即した内容によつて行なわれるといふことは、

当然必要なことであり、私どももかくなければならないというふうに信じております。ただそういうことを推進する上において、どういうふうな順序でやっていったらいいかということ、これはまあいろいろやり方を考えたわけでありまして、将来どういうふうに進めていくかということにつきましまして、私どももただいまの御意見もございまして、客観情勢の推移もございまして、できるだけ効果的な研究協議会が持てるようにやっていきたいと思っております。それからいろいろな点についても、府県の方とも連絡をとりまして資料を収集して、より効果的なものができるように努力して参りたいというふうに考えております。

○湯山委員 三十七年度はどの程度でやる予定ですか。何か愛媛県の方でもやるというふうなうわさもちょっとあったようですが……。

○上野説明員 三十七年度、どこどこでやるかというところにつきましては、まだ全然計画を立てておりません。具体的にはどの県ということも立てておりません。

○湯山委員 地方でやる御予定ですか。東京でやりになる御予定ですか。

○上野説明員 まあ仕方なければ最後は東京ということが考えられますけれども、これから研究を進めて、その上で決定したいというふうに考えております。

○湯山委員 要望したいと思いますが、文部省の方で今のように指導主事とか校長さんとか——現場の先生というのはいかかこの間二十名くらいだったそうですけれども、そんな程度のもので

では同和教育はほんとうには参りませんので、先般の滋賀県における反対等も、よく事前に解放同盟の方とかあるいは教職員組合、それと直接取り組んでいる先生の組合、そういうものともよく現地で意見を調整して、やはりほんとうのものならば現地でやること、いいことは間違いないわけですから、そういうふうにするような努力を、ぜひ文部省としてもやってもらいたいと思っております。要望でございますから御答弁は要りません。

それからいま一つは、集会所を今度十カ所八百万円程度の予算で設置される。そのことは私も大へんけっこうだと思っておりますけれども、従来の隣保館等について、どうも相当荒れたままで放置されているものもあるわけですから、こういう集会所等がうまく運営されるかどうか、大へん重要な問題だと思っております。そこでその前提としては公民館主事、こういう人が相当熱心な人がなければ、せっかく作ったこの集会所をうまく運営できないと思っております。そこでお見えになっているのが社会教育局長ですから、こういうことを文部省でおやりになるにつけても、社会教育主事の必置ということは、もう当然やらなければならぬ段階だと思っております。ところが実際は今の段階では社会教育主事は必置になっておりません。公民館主事の方は必置になっておりますけれども、これはあってもなくてもいい人の方が多いため、ほんとうに仕事をやる公民館主事が必置でないということ、せつかくこういうふうにして集会所を作っても、またいい物置になったり、荒れたままで放置されるという心配

配がありますが、ぜひ公民館主事の必置ということをおのれやならなければならぬと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○齋藤(正)政府委員 集会所は、いわば簡単に申せば部落公民館——公民館の本来的機能を果たせば名前が違いますが、いいことではございまして、施設費とそれから設備、視聴覚器材等の設備を二分の一補助する、本年度は本館というところでございまして、この配分につきましては、御指摘の通り、建物があつて、そして教育委員会にしかるべき指導者がいないということでは、本来措置をして建てるという趣旨に沿いませんので、これは予算の配分上の問題でございまして、けれども、本年度から始まることでございまして、その運営が十分にできますように、人的、物的の条件をよく考えてきめたいと思っております。公民館主事の問題につきましましては、現在社会教育主事の必置ということが経過的に進んでおる段階でございまして、現在のところ公民館主事ができるだけの置かれるということを目指し、そういう行政指導もいたしたいと思つていますが、まだ法律上これを全国の市町村に義務設置をするという段階にはなつておらないわけであり

ます。

○湯山委員 質問の方は終わりたいと思つておられますが、これはぜひその方向へ進めていただきたいと思います。そうでないで、せつかくお作りになつても、機能を十分發揮しないばかりでなく、またこれからあとの問題にも影響してくると思つておられますから、ぜひ公民館主事を必置にするという制度化を

することに御努力をお願いしたいと思います。総務長官が見えたらまた質問することにして、一応終わります。

「永山委員長代理退席、藤本委員長代理着席」

○藤本委員長代理 橋崎君。質問をしたいと思つておられます。昨年の臨時国会で、農林水産委員会に提出をいたしました部落解放に関する諸願について、まず政府としてどのように、特に農林水産関係の責任者として、どのようにお考えになつておりますか、それをお聞かせ願ひたい。

○中馬政府委員 昨年の国会における部落解放同盟中央本部その他からの諸願につきましましては、大体四つの項目が掲げてございまして、第一は開墾可能な山林、原野、沼沢を部落農民に無償払い下げる、第二は開墾住宅費を含む営農資金を大幅助成すること、第三は、協同作業化のための設備資金を助成し、特に養豚、養鶏、果樹園芸に対する指導助成すること、第四は、国、公

有林の入会権を解放すること、以上の要旨のうちで、国会におきましては第一及び第四の項目を除いて、二及び三の項目についてはその趣旨は、いづれも妥当と認められる、よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決をされております。従つて、農林省におきましては、この四項目のうち二及び三の項目につきましましては、極力この線に沿つて、可能な点においては解決をいたしたい、こういうふうにお考え、今回の予算の中においてはその趣旨を織り込んだつもりであります。

○橋崎委員 今回の予算とおっしゃいますが、特に同和関係直接のプロパー予算は幾らになっておりますか。

○中馬政府委員 国費四千八百万でございまして。

○橋崎委員 そこで、先ほどから問題になつておりましたモデル地区でございまして、御説明を聞きますと、各下部の市町村から上がってきたものを検討してきめたいということですが、そういう要望をしなかつた県を一つ出してもらいたい。

○齋藤(誠)政府委員 上がつて参りましたのは、十二県のほかに……。

○橋崎委員 出なかつた方でもいいです。

○齋藤(誠)政府委員 出なかつたのは、十三県を除いて全部出なかつたのであります。

○橋崎委員 十三県以外には要望はなかつたというわけですか。ここに書いてあるのは十二県ですね。十二県以外の県は、要望は出なかつたというのですか。

○齋藤(誠)政府委員 そのほかに岡山県が出ております。そこで、十三県以外には要望として出ていなかったのではありません。

○橋崎委員 それでは、農林省としてどういう指導をして、各府県にこういうことを出せよということは、どういう要領でされたか、ちょっと。

○齋藤(誠)政府委員 これは各省同じだと思つて、各府県におきましては、毎年度市町村から希望地区数と事業計画を取りまとめて報告することになつております。その資料に基づいてわれわれは選定するわけでござい

○**福岡委員** 一応農林省から直接に出された指示はないわけですね。各省まとめて出されたというわけですか。

○**農林(誠)政府委員** これは、例の閣僚懇談会で一般的な同和対策に対する方針がきまりましたので、その線に基づきまして、各省は同和対策を取り上げる。それで、各府県から希望の市町村を出させまして、農林省はそれに基づいてやるという方針で、各府県には連絡してあるわけがあります。

○**福岡委員** それは毎年出されるのですか、それとも一ぺん出しておるから、わかっておるはずだということなんでしょうか。もし毎年出されるとすると、いつごろ出されてどういうものか、はっきりしてもらいたい。

○**農林(誠)政府委員** 農林省から、毎年の通知というよりも、毎年度主任官会議をやっておりますので、そこで打ち合わせをいたしまして、そういう手続をとっておるわけでございます。集まってくるのは農林省関係ばかりでなしに、全体のモデル地区の希望数というものが集まってくるわけでございます。

○**福岡委員** 私は、特に同和対策のうちで農林水産関係を重視するのは、昨年二月にも質問したと思えますけれども、同和地区は、七〇%以上が農村地帯にあるわけですね。そして六〇%以上がいわゆる農家です。それで、特にこの農林水産関係の同和対策というものは、重要視されなければならぬと思うわけですね。そういう関係からいって、各省にまたがっておるというよりなことなだけに、たとえば農林省は農林省独自として、親切にそういう指導を各府県になさるべきではないでしょうか。この点はどうでしょう。

○**農林(誠)政府委員** これは前の委員会におきまして、先生から同様な御質問があったわけでございます。今の請願の中にも、部落民三百万のうち、ほとんど半分が農家である、こういう御指摘があるわけでございます。農林省の中におきまして、一町歩未満は農民の七割を占めておるわけでございます。いま、いわば農林省全体の対策を進めたい、いわば農林省全体の対策を進めたいと言っても過言ではないわけでございます。従って、農林省としましては、土地改良の面につきまして、あるいは畜産振興の面につきまして、農業全体としてどうすべきか、特に一町歩以下の零細農民をどうするかというところが、農政の大きな課題でもあるわけでございます。そういう意味で農林省の万般の施策がきめられておるわけでございます。従って、特に農林省といたしましては、このモデル地区につきましては、関係省とその地区においては総合的に事業計画が行なわれるという意味で、特別な予算措置を講じておりますけれども、しかし、それ以外の一般の農業政策によりまして、零細農政については今後とも十分やっていかなければならぬ、こういうのが農林省の伝統的な考えでございます。

○**農林(誠)政府委員** ちよっと先に事務的なことを聞いておきますが、果から要望がなくて、国の方からこうやるぞと言ったところがこの指定の中にあるかどうか、あったらその県を。

○**農林(誠)政府委員** そういう地区はございません。

○**福岡委員** 私どもの調査によりましてあるのですが、どうでしょうか。もう一ぺんはっきりして下され。

○**農林(誠)政府委員** これは先ほど申し上げましたように、モデル地区として、ひとり農業関係ばかりでなしに、厚生なり建設なり、その地区におきまして、いわばモデル地区として総合計画を立てたい、こういう地区が全国から上がってくるわけでございます。その中で、本年度具体的にどれだけの候補町村としてきめるかということ、その中の事業計画を見まして、農林関係の事業があるものにつきましては農林省が調査をし、それ以外の事業が入っているところは関係省が調査するというところで、本年度全国から集まりましたものの中から地区をきめる、こういうふうに行なっているわけでございます。

○**福岡委員** 総合施策という点から申請が出たとおっしゃいますが、そうすると、少なくとも農林関係のモデル地区で、自分のところは出していなかったが、きまったというようなところはあるのですか。

○**農林(誠)政府委員** 選ばれたモデル地区の中で、農林関係の事業を計画の中に織り込んでおるのを取り上げたわけでありまして、漏れたところはなにもないと思えます。

○**福岡委員** わかっているところだけ申しますと、群馬県の藤岡市、これは全然わからなかったそうなんですが、だから、この点はお調べになって、次の機会に明確にしたい。

なほ、資料として、先ほどお聞き

たしました各府県に対する、こういうモデル地区申請に関する指示なり指導の資料をお願いしておきたいと思えます。

○**農林(誠)政府委員** 先ほど政務次官から話がありましたように、全体として四千六百二十万七千円が三十七年度予算要求でございますが、そのうちモデル地区の事業費といたしまして四千六百三十三万五千円、本省費が十八万二千円、これが三十七年度の同和対策に關する農林関係の予算でございます。

○**福岡委員** そうしますと、モデル地区以外には予算はないのですか。

○**農林(誠)政府委員** 先ほど申し上げましたけれども、農林省の同和対策としての特別の予算はそれだけでございまして、いわば農林省の各般の、土地改良事業であるとか、あるいは畜産の振興であるとか、果樹の振興であるとか、それらはいずれも地区を単位として、事業を単位として事業を行なっておりますので、先ほど申し上げましたように、農家戸数の七割を占めるものがみな零細農民であるわけでございます。従って、農林省としては、それをこそ農民の生活向上、生産性向上ということで施策を進めておるわけでございます。新農村建設事業のようなものは、まさに町村ぐるみ事業を進めていこう、こういう内容のものでございます。それから山村等におきましては、特におくれた不振地区につきましても振興対策として、林道網を開闢するとかいうような、不振地区対策というものの角度から取り上げておるものもあるわけでございます。

○**福岡委員** そうすると、今のお答えから結論を出しますと、モデル地区以外の部落農家は一般施策でやっていく、こういうことでしょうか。答弁を簡単に、要領よくやって下さい。

○**農林(誠)政府委員** その通りでございます。

○**福岡委員** だから、部落農家に対する対策は、モデル地区対策以外にないということですね。今の御答弁によると、予算的にいうと、極言すればそういうことになりませんか。だから、モデル地区というものが、非常に大きなヴェントを持ってくるのです。先ほどから各委員が言っているのはそこなんです。そこで、あなたの方、御答弁はなかなかむずかしいところはあろうと思えますけれども、問題は、やはりおっしゃいましたように、各市町村から上がってくる分はあるかもしれない。しかし、昨年の質問にもはっきりしておるように、たとえば全日本同和対策協議会といったような、全同対みたいなの意見を出して、そうしてその意見が中心になってきめられていくから、こういう結論としてへんてなモデル地区がで上がる。だれが見てもこれはおかしいです。おかしいと今政務次官もおっしゃいました。ところが、おかしなのはおかしいけれども、おそろしくこのおかしいのは、ほかの県から上がってきたからでしようという、熱意がなかったからでしようという御答弁があった。これも私は重大な発言だと思えますけれども、これはもしそうでなかったら大へんです。これ以外のところは熱意がないということ

になりますからね。そこで、このモデル地区、少なくとも農林関係のモデル地区選定と、今三十七年度農林関係で対策を進めておられる構造改善事業とどのような関連があるか、これを伺いたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 構造改善事業にいたしまして、あるいは新農村事業にいたしまして、あるいは土地改良事業にいたしまして、一定の地区を単位といたしまして事業をやるわけでございます。端的に、構造改善事業の中で、かりに土地基盤整備事業を取り上げるといふことになりましたら、その百町歩なり二百町歩なりに包含される地区の農家は、大小を問わず、零細農でありましても、やはり土地改良事業を進めていくことになるわけでございます。構造改善事業との直接的な関係におきましては、この構造改善事業を通じて、より高い経営をここで作り出していこう、そのための条件を整えるような事業をなしていきたいというものが、構造改善事業であるわけでございます。従って、その地区に包含される農家については、区別なく取り上げていきたいというものがわれわれの考えでございます。

〔永山委員長代理退席、委員長着席〕

○橋崎委員 構造改善事業としては、三千百町村に対して今後十年間に構造改善を行なう。さしあたって三十七年度は二百地域を指定し、さらに九十二パイロット地区を指定する。予算もつけてある。この中に、いわゆる未解放部落地区が含まれるのでしょうか、どうでしょうか。

○齋藤(誠)政府委員 実は、先生からこの前の御質問でおしかりを受けたわけでございますが、農林省といたしましては、かような地域対策ということで事業を進めておりますので、特に未解放部落がどれだけの割合であるかという調査を実はいたしておらないわけでございます。従いまして、当然これらの地区におきましては、それらの部落が入っております。それらを包含して事業を実施いたし、そこに何らの区別を設けないというものが本来の建前でございます。地域的に農業の近代化をはかっているという考え方でございます。

○田中(義)委員 関連して。今の橋崎委員、先ほどの湯山委員と振興局長との質疑応答を伺っております。ことに今の答弁で私どもも理解できないのです。私も未解放部落に対する対策について、特別の予算を組むというところは要求しません。しかし、未解放部落というものは、好んでそういうことになったわけではないのです。先ほども私ちょっと申し上げましたけれども、封建時代の身分差別、いわゆる政治的結果、今日未解放部落として経済的、社会的条件において劣悪な状態に置かれておられるから、これはやはり政治的責任において解決すべきであるというところに、部落の人たちが自分たちのための施策を要求することは、国民としての権利だという主張に立ってやっておられるわけなんです。従いまして、政府がそれにこたえるものは、その意味で一番重点的にやらなければならぬのです。その点からくるならば、やはり特別の、特殊な予算のワケというものが必要になってくるわけですから、ところが、われわれが一般的

に言っている、特別な予算を作るといふことは、何か部落を抜き出した形でやるというところは、ある意味から見れば、差別を助長することにもなる。しかし、それかといって、そういう施策をやることを要求しない、もうあなた答弁にありますが、零細農として、貧困な農家一般という形の中に閉じ込められていくということになれば、過去何百年の政治の所産として今日おくれた状態にある、普通の零細農とは違った立場にある部落農民というものが、救われる時期というものは一向にこないということになるところに、われわれはやはり特殊な予算を要求している。あなたたち行政の立場から見れば、特殊な予算をつけることは差別を助長することになるといふことで、それなら一般行政の中で、その点について重点的にやられているか。今橋崎委員から質問した構造改善の問題のことについても、二百町村を選ばれるということになれば、あなたが考えられるように、地域改善ということを考えて、市町村単位でやるといふこともけっこうです。その場合には、二百のうちで、全国に六千部落あるんです。従って、その六千部落の、いわゆる農家として大きな部落をかえっておる農家が、その意味ではやはり構造改善の一般的な施策の中においても、まず先に取り上げられるべきだということ、私が、私どもの主張なんです。橋崎君もその立場から質問をされているんですけれども、二百町村のうちに関係部落を含んでいる町村が幾つあるかというところを、現在の段階においても、農林水産委員会が橋崎委員が取り上げて、本日の会議までに局長が答弁

できないというようなことは、部落問題についての根本的な認識が欠けているということになると私は思うのです。その点を改めてもらわなければならないのですが、あなたは、別に農地問題についての調査会の結論も待たずに、今国会で地主に対する融資法を提出してきておるじゃないですか。土地改革という形で、全国から見れば部落民の三百万よりはるかに少ない地主のために、特別融資法まで、あなたたちが調査会の反響を受けながらも国会に提出するだけの重点的な施策を講じながら、何百年の政治の所産として今日国民の中に下積みになっておる部落対策については、あなたたちは心がまえがないということ、幾ら部落問題は今日民主主義の世の中において不都合な問題だということ、これから農林省の所管においても各省の所管においても、重点的に努力しますと言ったって、現実にはサボっているという結果になると思うのです。この点はいかがですか。

それからもう一つ、モデル地区の問題についてもそうなんです。橋崎委員から指摘をいたしましたように、これはあなた方が、そういう意味で部落を含んでおる農家の対策、あるいはそういう地区についてどうするかというようなことについて、行政庁自体が何の資料も持っていないから、端的にいえば自民党の中の特別委員会から出てくる、あるいは全同対という、割に僕らの立場からいって、天下りの、官製的な融和団体から出てきた意見をそのままのみにしているからなんです。同じようなことは、たとえば東北開発の問題についてそうじゃないですか。

会社自体の計画というよりも、自民党の政調会の案が予算要求になって出てきているというところを、私は予算の分科会で指摘いたしましたけれども、幾ら政党政治の時代だからといっても、あなたの方行政の責任は、やはり党とは別な立場に立って考えてもらわなければならぬ。今度のいわゆるモデル地区の農村関係の対象が全国で十二府県しか申請しないなんて、そんなことはありませんよ。あなたたちがこういう施策をやるのだということになれば、多く出てきます。しかし、かりにあなたたち厚生省の統計で、部落は四千部落としても、毎年二十部落ずつやっていたら、これから何百年もかかるのですから、そんなことで部落問題はやれない。そういう意味で、一般行政の中での位置づけとして重点を置くという考え方に立って施策を進めてもらいたい。私も社会党の委員が、今朝来、必ずしも社労委員会の所管ではない問題で、委員長以下与党の理事諸君等の御同意によってここで取り上げられるというところは、これはほんとうにせっぱ詰まった重大な問題だ。こういう観点から取り上げられているのですから、その点については根本的に一つ考え直しを願いたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま先生のお話しになりました点につきまして、私も全くそのように考えるわけでございます。それでありますから、今度のモデル地区につきましましては、農林省においても昨年度に約六割増しの予算をつけまして、拡充して参ったわけでございます。ただ御了解願えると思ひますのは、

たとえば土地改良のごとき問題をやり
ます場合におきましては、その土地全
体について事業をやらざるを得ない。
従って、反当幾らという事で負担を
かけるわけでございます。その耕作者
がどういう人であらうと、それに差別
をつけるというふうなことは、土地改
良の性質上あるいは農業経営の農業の
性質上できないということも、御了解
願えるのじゃないかと思うのでござ
います。大体において農林省の政策
は、そういう地域を対象としたような
事業が多いわけでございます。あるい
は経営におきましても、零細農の共同
化をはかっていくといったような場合
におきまして、やはり地域を単位とい
たしまして、その共同化に対する助成
措置を講ずるといような考え方で零
細農対策を講じておるわけでござい
ます。従って、そういう地域的な性格を
持つております関係上、農業政策とし
ては勢い全般的にこれを進めていかざ
るを得ないという点も御了解願えるの
じゃないかと思うわけであります。
しかし、それはそれといたしまして
て、別に同和対策につきまして特別の
助成措置を講ずるといことも、これ
また必要なことであると思ふわけで
あります。先生のお話になりました御
意見につきましては、私もそのように
思ふわけでございます。

○榎崎委員 今も田中委員から関連質
問で出された通り、モデル地区以外
一般農林行政でやっていく、そこで具
体的に三十七年度に現われておる施策
としては、生産基盤の拡充強化とい
うことで構造改善事業が出されておる
わけですか。そうして九十二のモデル地区
以外はそのような一般施策で事をやるの
だったならば、現在一番のひずみとし
て現われておる未解放部落農家の地域
を取り上げていくというふうな御答弁
がなければならぬ。私が最初に政務
次官に請願の趣旨をどう考えられるか
とお尋ねしたときに、第二番目と第三
番目は極力施策の中に生かしていくと
言われたが、具体的には何にもない
じゃないですか。たとえば今度の構造
改善事業で、十分その点を織り込んで
やっていくというのならばまだ話は
わかりやすいけれども、そういう点につ
いてあいまいな答弁しかできないか
ら、もう少しで掃いてもあとに残る部分
が出てくるわけですので、この点につ
いてもう一ぺん御答弁をお願いしたいと思
います。

○齋藤誠政府委員 お言葉を返して
恐縮であります。そういうような特
別の同和対策としては、モデル地区
という事で推進して参りたい。しか
し、構造改善事業のような問題につ
きましては、いわば農民全体の所得格差
がだんだん開いてきており、零細農民
よりも一そうひどいところもたくさん
あるわけであります。そういうような
ことから、農林省としてはやはり同様
に構造改善事業を通じて事業を実施し
て参りたい、こういう考え方を立てて
おるので、御了承を願います。

○大原委員 今の問題に関連いたしま
して、私は二つの具体的な案を申し上げ
ますから、それに対して御見解をお
述べいただきたいと思ひます。

農漁村における未解放部落は、特に
農村におきましては耕作反別も狭く
て、三反以下が多い。つまりくつとか
竹の加工業とか、いろいろな部落産業

をやっていたわけです。そのために農
地解放の恩恵を受けなかったわけだ
す。だから農地の周辺の山林、牧草
地、あるいはたき木をとるような山も
ないわけで、部落の方々の要求してい
たわけで、たとえば地主に対しては農
地解放という政治の原因によって地主
が困っておるということが理由らし
い。しかし、農林省や総理府で調査し
たところが、それほど一般に比べて地
主は困っておらなかったという結果が
出たそうであります。とにかく農地解
放という政治の結果によってそうなっ
たのだから、それに対して政府が施策
をやって、長い間自分の差別をしてき
た部落のそういう人に対して、養鶏と
かその他の新しい分野における部落産
業の事業をするための低利の融資を出
す基金を設定して、そうしてみずから
立ち上がる計画を持った人々に対して
は融資をする、こういう一つの考え方
が成立すると思ひます。

もう一つは、そういう零細な農地解
放の恩恵も受けなかったところの部落
民に対して、たとえば公有林、国有林
その他の入会権、たき木を取ったり下
刈りをするたり、そういう権利を与え
る。時間がたつてから簡単に申し上げま
すが、私がある部落へ行ってみたら、
親は内職をしているわけだ。そこでた
き木を燃やしながらやっているわけだ
けれども、子供は学校から帰ってみる
と親が一生懸命にやっているものだけ
ら、たき木を取りに行くわけだ。自分
の山がないからよその山へ取りに行く
と、その山林所有者に追いまくられる
わけだ。それであっても、何回でもこ
そこそその山へ取りに行く。零細な

規模で自分の使用するところのたき木
がないというんだから。伝統的にそう
いうふうな山林からも農地からも追
い出されている。だから、そこで子供が
非常にひがんでくる。こういう話を聞
いた。非常に深刻な話だけれども……。

たとえばそういう部落民のために、公
有林を農林省として開放するという政
策をとるといふようなことは、あなた
は田中委員の発言に同調されたけれ
ども、具体的な政策としてはこれはでき
る政策です。そういう政策等について
は、今日までもしお考えいただいてい
れば御答弁願いたいけれども、今日以
後の問題としてこういう問題は一つ考
えてみたいということであるならば、
そのことを含めて政務次官の方から
今私は二つの具体的な提案をいたしま
したけれども、やろうと思えばできる
筋の通った提案である、私はそう確信
いたしております。それが、それにつ
いてあなたの抱負なり所見のほどを聞か
してもらいたい。

○中馬政府委員 公有林の入会権を開
放することにつきましては、そういう
関係の部落以外でも、山林あるいは私
有林というものを保持していないところ
がかなりあるのではないかと、部落
だけに對して公有林を開放するとい
うことは、ただいまのところ農林省とし
ては考えておりません。

それから融資の問題は、旧地主の解
放連盟に対する二十億の融資の問題
は、実は農林省の所管ではございませ
んで、総理府において総務長官のもと
において決定をした予算でありますの
で、ただいまのところ農林省とは直接
関係ないことは、すでに農林大臣が予
算委員会等において説明をいたしてお
るところであります。従って、先ほど
局長が申したように、部落民であるか
らそういう人のために特に低利資金と
いうことは考えておりませんで、一般
的な営農資金その他において考えてお
るし、モデル地区を中心として部落の
方々に対する政策を講じたいというの
が方針であります。

○大原委員 関連質問だから簡単にや
りますが、振興局長は田中委員の質問
に對しまして、趣旨は同感だ、特に長
い間の政治の中から出てきた部落の貧
困に對して、何らかの措置をとるとい
う考え方については賛成だと言つて
おった。だから私はそういう案を出し
てみた。私が申し上げたところが、政
務次官の方は、政府全体の部落政策に
對する考え方がまるっきり違つたよう
な御答弁である。

○中馬政府委員 先ほどの局長の答弁
と私の答弁とは内容が同様でありま
す。政府全体としての意見について
は、農林省としてはあくまでもモデル
地区を中心として考えていきたい、そ
の他については一般の農林行政の中
で、農林全体としての予算あるいは行
政の指導をやつて参りたい、こう考
えております。

○榎崎委員 私がこの社労で特に農林
問題と関連して質問しておるのは、現
在の池田内閣の農政の方向が、農業基
本法の線に沿つてやっていくというこ
とです。そうすると、しばしば明確に
なつておりますように、いわゆる零細
農は他産業に吸収していくという一つ
の方向。そうすると、先ほどから問題に
なつておるようには、はたして就職の自
由があるかというのです。あるいは就
業の自由はあるかというのです。そこ

で、この社労とも非常に密接な関連があるから——これは農林委員会であつたらいいじゃないかというような考えがあるかもしれないが、非常に重大な関連があるから、私はここで特に質問しているわけですから、そこで、一般施策でやられるといいますが、御承知の通り、今も大原委員から言われましたように、統計がないとおっしゃいますけれども、大体平均三反歩以下です。そうすると、現在の池田内閣の農政あるいは基本法で三反以下の農家はどのような方向をとるべきか、とらせる方策をとっておるか、おっしゃいます。そうすると、一般農政でやっていくということは、三反歩以下の農家は切り捨てていかれるということなんです。だから、何も施策がない。そこで、それをこまかすために、あえてモデル地区というへんてこなものをここに持つてきて、やっておりますよという一つの口実にしかならない。六千部落のうち一年に二十くらい解決しておいて、何年かかるのです。結局施策がないというところでしよう。しかも、先ほど大原委員からも出ましたように、このモデル地区の設定については計画がない、将来の展望がない。それで、その年の年の与党の方々あるいは全同対などの意見を中心にして、ばらばらな形でこれをやっていかれる、結論としてはそうなります。一体その三反歩以下の農家をどうしようというあれがあるなら、ここで言っておきたい。特別な施策があるなら言っておきたい。ないでしよう。資金の点でもない。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま三反歩以下の農家についてどうかという御質問でございますが、三反歩以下あるいは五反歩以下という農家の問題になりますと、いわばこれは本来の農村問題になるわけでございます。われわれといたしまして、三反歩農家を、農業政策上切り捨てるとかいうような考え方は毛頭持っておりません。農業につきまして、かりに三反歩以下のものでもありまして、五反歩以下のものでもありまして、農家に専念していかうというようなものに対しては、あるいは自作農資金の長期融資を貸し付けるとか、あるいは最近の傾向で見ますと、構造改善事業の中でも取り上げられると思っておりますけれども、わずかに三反、四反の連中が十戸くらい集まりまして、そうしてりっぱな企業としての養鶏をやつて、相当の収入を上げていられるところもあるわけでございます。ただ、その中におきまして、現実には相当農村から労働力が都市に流れておられるのも事実でございます。そういう形におきまして、外に出ていくという条件を作るといふことにございまして、これは出たいというものに対して援助をするという方法も、もちろん考えていかなければならぬと思ひますが、少なくとも農業に残りたいという観点に立つ限りにおきましては、われわれの方として当然共同施設なりあるいは融資の面なり、行政、予算を通じて積極的に農業として生産所得を上げていくように努めて参りたい、こういう考えでおります。

○榎崎委員 質問すれば時間がなんぼあっても足りませんけれども、限られておりますから、最後にしますが、結局今日の質問を通じて明らかになったのは、未解放部落農家についての対策は、モデル地区以外にはないというところがはっきりした。それ以外のところは一般農政でやっていく。ところで、一般農政の方向は一般農政でけっこうです、三反歩以下あるいは五反歩以下の農政の問題として、これは農林委員会でやりましょう。

そこで、モデル地区ですね、モデル地区は先ほどから言われておられるように、これは完全に間違つた政策でしよう。なぜならば、展望がなしに、計画がなしにこういうことがやられる、しかもそのきめられる経過についても大なる疑問がある。そこで田中委員は取り消せという要望を出された、湯山委員は再検討せよという要望を出された。この二つを合わせて、ここで最低モデル地区については再検討をするという線は一つ出してもらいたいと思ふのです。これは総務長官がお見えになったら、この点関連して要請をしやうと思つておりましたが、おいでになりませんので……これは明らかに、見られてわかる通りおかしいです。おかしいならば再検討するのがあたりまえです。再検討できない理由はどこにありますか。何か特別の圧力があれば別ですけれども、これはおかしいということがある。最後はこの点について政務次官のお考えをお聞きしたいと思います。

○中馬政府委員 先ほどから明らかにいたしましたように、一見すれば地区が片寄つておるようでありまして、けれども、先ほど申し上げましたように、府県の方からの申請に基づいて内閣としては内定をいたしておるものでありまして、その間申請のない地区については、内閣としてはいかようにも裁定のしようがないことは御承知願いたいと思ひます。ただし、予算がまだ決定をいたしておりませんから……(発言する者あり)ちよつと聞きなさい、話をするから。いまだ予算が決定をしておりませんので、最終決定に至るまでは、政府としてはいろいろ研究をすることは当然でありますから、研究いたします。

○榎崎委員 まだ予算も決定しておらずから、再検討する余地があったら十分しますというお答と思ひまして、それを最後まで私も監視していかうわけですが、その点は十分お含みになつて、最終段階まで一つ再検討をして出してもらいたい。

○八木(一)委員 今の榎崎君の質問に関連して申し上げたいと思ひます。政務次官にちよつとお聞き願ひたいと思ひます。

先ほど申し上げましたことを二度繰り返すわけではございませんが、内閣とわれわれの間でお約束をしたことについて、御理解をいただけたと思ひます。今までそういう一番大綱の方針がきまつておつても、お互いに全部に浸透しておらない。その後農林省の政務次官を担当されて、すぐ——浸透しておらない例がございまして、ほかの省でもそういう例がございまして、別にそれをとやかく申しませんが、今御理解をいただいた場合においては、その問題について、政務次官として大臣を補佐して十分に考えをいただきたいと思ふわけですが、特に、今印象で申し上げては失礼だと思ひますが、政務次官の方は、世の中の動きについて、政治の動きについて、そういう動きがあるならば考えなければならぬというお気持ちを、かなり率直に披瀝していただきた部分もございまして、けれども、もちろん政務次官がおられるから遠慮をしておられるという場面もありましようが振舞局長の方にはどうもその点についての反省がほとんどない。農林省の伝統であるという言葉を言われた。農林省の伝統であつても、政治の大方針がきまつたならば、これは間違つた伝統はやめなければならぬ。そういうことを平気で言えるようなところに反省がない。農林行政はむしろかたがた、大臣や政務次官が賢明であられても、局長がそれに協力をしないときにはなかなか進まない。しかしながら、政党内閣であつて大臣が責任を持ち、政務次官がそれを補佐しているわけですから、大臣や政務次官、そのものとの内閣がそういう方針になつていけるのに、局がそういうことに理解を持たないで、それを曲げるようなことがあつたらわれわれは断じて許さないから、その点は銘記しておいてもらいたい。ほんとうにさき申し上げたことがわかつていなければ、モデル地区の方針で、その方針は変えませんが、そういうような答弁はどこからも出てこない。厚生省を見なさい。モデル地区のほかに一般部落地区に対して対処がされていられる。各省一緒だからモデル地区だけでやる——一緒だという意味は、今聞くひまはないから想像で申し上げると、農林行政も建設行政も厚生行政も一緒にやるところがモデル地区という意味じゃないかと思う。ところが、厚生省には、そのモデル地区じゃないところで、環境改善に對するそれだけの推進をやっておられる

部分がある。これも不十分だけれども……。それならば、環境はいいけれども農業経営の方がうまくいっていない一般部落地区に対して、なぜ一般部落対策ができないか。ほかの省のやっていることを少し勉強しなさい。政務次官にさきずいぶん強いことを申し上げて、政務次官まじめな政治家でお願いすると私伺っておりますから、今なれないことを聞かれたので、いろいろと答弁に苦勞をされておりますから、政務次官にはそう申し上げませんけれども、局長はそういうことは十分わかっていなければいけない。もっと反省をして、モデル地区以外の政策をとれないというようなことは、もしそれを続けられるならば、池田内閣総理大臣からあなたの方に、そのような間違いは内閣の方針に間違いというところまで追及をいたしますから、あなた方もそれを再検討して、モデル地区以外に一般部落対策を立てる、さらにもっと、モデル地区政策をやめるといふところまで発展をしなければいけないと思う。モデル地区については、同和対策審議会において結論が出されるのであります。しかしながら、少なくとも一般部落対策を考えるという前向きなことを検討されなければならぬと思う。政務次官に申し上げますが、そういう点について、今まで農林省で決定した方針を、この場で、総理大臣や農林大臣のおられないところで、野党の追及にあつてすぐ変えると言われることは、なかなか与党内の政務次官の立場としてはお苦しいと思います。しかしながら、それは今までの農林省のいろいろな人が補佐をしておらなかった、内閣の部落問題に対する対策が農

林省に浸透しておらなかった原因によるわけでありまして、それを十分にお聞き取りいただいて、まだこれから御検討——また昔を振り返って、たとえば三十三年の三月十一日の速記録なり、それから内閣のその後の動きなり、この部落解放問題に対するいろいろな追及なり、それに対する確信なり十分御研究いただきましければ、今まで農林省の政策がこの点において間違っておった、これを改めるといふことが政治家としてのほんとうの行く道であるといふことを、賢明な、そして率直な政務次官は御理解をいただけたらと思ひます。そういう意味で、モデル地区以外の一般部落対策を考えないといふことについて、今直ちにはつきりとした御答弁をしていただきたいけれども、今のお立場上遠慮をいたしますけれども、その問題についてはできませんといふことではなしに、十分に内閣の基本方針に従つて検討をいたしますという御答弁だけ、ぜひ賜りたいと存じます。

○中馬政府委員 先ほどの局長の答弁は、同和対策としてはモデル地区だけに限定をして、その他は絶対に今後もしないと思ひます。今までの政策としては、昭和三十五年、六年、七年の三カ年にわたつては、内閣の方針に従つて、同和対策を中心として政策を実行し、あわせ、その他については、一般の農政の中でこれを含めてやっていきたいという方針を述べたのであつて、今後絶対に一般ではやらないといふようなことを申したようには聞こえておりません。

また、同和対策関係の部落民の方が

農林省に來られまして、主として私が中心となつてその方々に対しては意見をいたし、また、意見は十分に聞いたつもりであります。従つて、ことし予算を組む際においても、他の予算に比べてモデル地区においては約倍ぐらゐに、昨年の二千百萬ぐらゐだつたと思ひますけれども、二年続けて二千萬程度のものを、ことしは特に私も奮発をいたしまして、四千六百萬程度に増額をいたしたという努力はお認め願ひたいと思ひます。

その他については、最も重要な問題でありますから、よく一つ勉強をさせてもらひ、また事務局に対してしましても勉強するように、一つ申しておきたいと思ひます。

○中野委員長 大原亭君。

○大原委員 私は二省か三省ぐらゐにありますが、最初に建設省に質問いたします。

建設省の部落対策に対する本年度の方針、予算上の大まかな内容をお持ちでありますら、一つ御答弁いただきたいと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 建設省関係で同和対策の関係は、住宅あるいは下水その他でございますが、私住宅局長でございますので、住宅関係の予算だけを申し上げます。

三十七年度におきましては、同和対策の住宅といたしまして、住宅地区改良事業によつてやるものと、公営住宅建設事業によつてやるものと、二本建ててやっていきたい。これは従来の方針でございます。

その中身を申し上げますと、住宅地区改良事業の方は、全体として四千五百戸の予算をとっておりますが、これ

は一般のスラム街等も含みますので、同和対策上は、現在は千三百戸程度を予定しております。これは地方からの希望によつて積み上げて参りました数字でございます。大体この程度になるであろうというように踏んでおる次第であります。

それから公営住宅の方の関係は、約六百戸程度予定しておりますが、これはまだ各県、市町村の意見がまとまつておりませんので、明確な数字になつておりぬというふうな数字であります。以上でございます。

○大原委員 部落関係で、いわゆる第二種公営住宅や改良住宅の政策を中心に進められておるといふことについてはわかるのであります。その住宅難の実態について把握しておられますか。

○齋藤(常)政府委員 私ども住宅をやつて参りますときに、各市町村あるいは各県の調査によりまして、これだけが必要であるといふことで希望が出て参りましたものを積み上げていくわけでありまして、その意味におきまして、実態は把握したつもりでございます。

○大原委員 部落関係においては、ただ住宅が足りなくて——一般的に住宅難については、いろいろな段階を設けて資料がありますけれども、足りなくて、そして自治体の方からどういふ要請があったから、そういう要請に基づいてやる、こういうふうにするのじゃないのですか。

○齋藤(常)政府委員 住宅地区改良事業につきましても、公営住宅につきましても、部落の事情を十分調査した上で資料が地方から出て参りますので、

それをもとにして割当をやつて、建設をしていくということでございます。

○大原委員 今の御答弁はきわめて不満足であります。

その次に、昨年の例によりまして、地元自治体が負担し切れないで公営住宅の予算を返上した、こういう例がありますか。

○齋藤(常)政府委員 三十六年度におきましては、当初計画いたしましたものに對しまして、返上といひますか、実施できなかった戸数がございまして、本日までのところ大体二百五十戸程度はできておらない、返上になっております。

○大原委員 消化不良二百五十戸というお話ですが、その消化できない原因はどういうところにあるのですか。

○齋藤(常)政府委員 住宅の関係につきましては、消化が十分でなくて、相当数消化不良が出て参ります分につきましては、われわれ自体非常に頭を痛めてゐるわけでありまして、一般の公営住宅の建設につきましては、こういうような現象はあまりないわけでありまして、こういうような同和関係の予算の消化になりますと、住宅地区改良事業と公営住宅と全く同一でございますけれども、地区内における、あるいは公営住宅を建てる場合におきます対象になる建物、そういうような場合におきまして、権利関係でありますとか、あるいはまた、内部におきまして紛争が相当ございまして、市町村当局が非常に苦勞をしておるわけでありまして、そういうような苦勞から、なかなか進捗しない点があるというふうになつておる次第であります。

ございまして、一件々建設いたしましたものに即して詮議をいたすわけでございます。たとえば集会所なら集会所、あるいは下水道施設なら下水道施設というものの一件々について詮議をいたしまして、その額が一定の限度額、町村で申しますとたしか百万円であったと思いますが、それ以下であります場合には起債の対象にしないということにしておるのでございしますが、同和対策事業につきましては、一つ一つは百万円以下でございまして、それを合

○大上政府委員 ただいま事務局から御説明されたのですが、さらに財政的な面につきましてはいろいろな面もございまして、特にわれわれとして、各省と協力一致してなおさらに調査を進め、国庫補助率の引き上げの方向に持っていきたい、このような基本的な態度で臨んでおります。なお、さらに個々の地方公共団体等にも触れましてよく措置をしていきたい、このよう

○木村(守)政府委員 ただいま大原委員からの御質問でございしますが、ごもっともな御質問だと考えております。なるべく住宅は広くしまして、そしていろいろな作業に差しつかえのないような住宅を作つて参るのが理想と考えておりますが、現在の状態におきましては、なお御承知のように住宅の不足が唱えられておる關係上、なかなかそう大きな住宅を作つて参ることはできないような状態に立ち至つております。しかしながら、政府といたしましては、昨年度におきましては第二種住宅においては一坪、本年度におきましては〇・五坪の拡張をいたしております。また、第一種の公営住宅におきましても、今年度は一坪の拡張をいたして

の清掃あるいは都市計画、その他建設省全体としまして、総合的に自衛隊と協力できるような態勢を現地指導しながら、そしてやはり地域の住民は非常に零細な、貧困な生活をしておるわけですから、そういう生活の実態に合うたような救済等も考えながら、集約的にやらなければならぬ、これなどは全国六、七カ所、二千世帯、三千世帯、四千世帯、そういうスラム街の密集地帯というのは、これは公衆衛生上から言いますと何から言ひましても、入道前から放置できない。そういう点であります。建設省全体としまして、私はこういう不良住宅の密集地帯につきましては、各局において十分部落対策ということを念頭に置きながら、総合的な、重点的な計画を進めていただくように、たくさん問題がございすけれども、私は特にこの問題を強く要望いたしたいと思つております。政務

風で、都市災害として特に一番ひどい地区に上がったわけなんです。ところが、実情を災害のときに建設省からもおいで願つて調べていただいたのであります。が、実はあそここの地区を流れておる和歌川という川がある。その葦原町寄りの護岸工事が、南海地震以来の地盤沈下で実は相当道路のりよりもはるかに低くなつておるわけです。そういう關係からちょっとした雨になつて排水の悪いところへ向いて――御承知のように、市内を流れる河川が、和歌山のようなところは、木材の流木がある關係で、よけい水はけが悪く水しておる。ところが、調べてみると、三十二年に地盤沈下対策として護岸の土盛りと申しますか、かさ上げの問題が、予算がついておるのですけれども、問題は、河川敷に建つておるいわゆる不良住宅が約二百戸あるわけですが、そういうものの立ちのき先がない。こういうような關係もあつて、いまだに予算が執行されないというやうな実情にあることが判明いたしました。これは特に今度の災害關係で直接、低いものですから、その意味で決壊等

な、特別交付税の配分にあたりまして、これはたくさん市の町村にわたる問題でございまして、私もよくもてきるだけ關係の市町村の意見を聞いて伺ひまして、配分にあつては考慮いたす、こういうやり方をやつております。なお、三十六年度の特別交付税の額は、今集計中でございまして、正確な数字を申し上げることが困難でございしますが、三十五年度は五億五千万円特別交付税を交付いたしております。なお、地方債は五千万円程度許可をいたしておる次第でございまして、

二種住宅とか今の不良密集住宅等、いわゆる不良住宅対策であります。大体今原則として二間しかないわけですが、一般にいわれておるスラム街の地域では、特に未解放部落等におきましては子供が多いわけでありまして、六畳、四畳半の二間、こういうやうなことで、実際上住宅としては入りにくいのであります。家庭生活あるいは子供の教育上いろいろな問題があるわけですから、従つて、今日の段階では全般的に、一種、二種を含めまして、住宅の広さを広くしていくことがぜひ必要であると思ひます。特にこういう住宅政策は、国の責任として非常に大きなウエイトを占めておるし、建設省の方も数年前から逐次重点を置いてこられた政策であつて、この点はまだ十分努力は足りないと思ひますが、この方向でさらに飛躍的な努力を期待したい点であります。従つて、その住宅の広さあるいはこの集団住宅等における共同施設の問題、そういう問題等につきましても、十分現在の段階においての配慮をしていただきたい。そうしないと、たとへば内職やその他の仕事で部落関

係には多いわけでありまして。就職の機会がないために、地場産業、部落産業、皮革産業、その他内職が多いわけでありまして、そういう点も考慮いたしまして、この住宅の広さについても十分考慮いたしたいと思つておりますが、これは局長でもよろしゅうございまして、お聞きしたい。

○大原委員 私、詳細に御質問しようと思つたのですが、端折つてまとめて御質問いたしますが、不良住宅の密集地帯、いわゆる都市の中における未解放部落は、結局は他の地域における都市計画その他の最後のしわ寄せということになつておるのであります。その地域について、全国的に有名なところを私は五、六カ所あげて申し上げたところでは、住宅關係だけでなしに不良地区

戸台風のときには千三百戸が浸水しておる。この去年の災害で、第二室戸台風のときには千三百戸が浸水して

○大原委員 詳細な御質問をいただきましたが、さらに財源面におきましては十分財元の要望等もお聞きいただきまして、御留意いただくように特にお願い申し上げておきます。時間がたちましたので、自治省關係はそれだけの質問にいたしておきますが、政務次官の方から一言だけ御答弁をいただきました。

○大原委員 詳細な御質問をいただきましたが、さらに財源面におきましては十分財元の要望等もお聞きいただきまして、御留意いただくように特にお願い申し上げておきます。時間がたちましたので、自治省關係はそれだけの質問にいたしておきますが、政務次官の方から一言だけ御答弁をいただきました。

○大原委員 私、詳細に御質問しようと思つたのですが、端折つてまとめて御質問いたしますが、不良住宅の密集地帯、いわゆる都市の中における未解放部落は、結局は他の地域における都市計画その他の最後のしわ寄せということになつておるのであります。その地域について、全国的に有名なところを私は五、六カ所あげて申し上げたところでは、住宅關係だけでなしに不良地区

戸台風のときには千三百戸が浸水しておる。この去年の災害で、第二室戸台風のときには千三百戸が浸水して

戸台風のときには千三百戸が浸水しておる。この去年の災害で、第二室戸台風のときには千三百戸が浸水して

福島町の問題が出ましたが私も昨年の九月に現地を見ましたけれども、これは建設省の關係で大田川の改修工事の問題にかゝりまだにやはり未解決な広島の問題についても、あそこ大田川の改修事務所にも大原代議士とともに参りまして要請はいたしたのでありますが、そういうようにまだ三、四手をつけれられるべく体制が整って実行されないという関係がありますから、これは住宅、河川あるいは道路の改修、こういうようなものとの相關關係が出て参るわけですが、特に一つ御留意をいただきたいということをお願いして、そのことについては何か政務次官の方にそういう報告が上がつてきておりますかどうか、お答えが伺えれば伺いたいと思います。

○木村(守)政府委員 ただいま田中委員の質問であります、和歌山の葦原地区の問題は、私、詳細に存じておりません。しかし、ただいまのような實際の状態は各所にあることだろうと考えております。しかし、何と申しましたも、地盤沈下による住宅地が道路よりも低い。しかも、河川敷に二百戸もあるというようなことを解消するためには、やはり河川改修をしなければならぬ。河川改修をするためには、住宅を立ちのいてももう方法がないというような問題になるだろうと思われまますが、これらの問題につきましても、どうしても根本的の解決のためには、これは第二種住宅等を作り出したときにそこに移転してもらうか、あるいはしばらくの間しんぼうしてもらいまして、そういう不良住宅地区の解消をはかって参らなければならぬと考へております。しかしながら、實際

問題として長い間住みなれた住宅であります、これは災害のときには浸水で非常に困りますが、災害が過ぎますと、またなかなかその長年住みなれたところから移転しようということはやらないような状態が多いのではないかと。そういうところが相当多いものから、なかなか予算がとってありましても実施ができない。そうして例年のようにそういう災害が起ころうとして、悲惨な状態に取り残されておるといふ状態であろうと考へるのでござい。そういう点から考へまして、政府といたしまして、できるだけの指導をいたして、そういう悲惨な状態を繰り返さないように、なるべくすみやかに不良住宅地区の解消とともに、河川の改修をはかりまして、将来再度の災害を見ないような状態にいたして参りたい。これは事務局を奮勵いたしまして、御要望に沿うような方法にいたして参りたいと考へておる次第でございます。

○大原委員 最後に総務長官にお尋ねいたします。今までのいろいろと農林省あるいは文部省その他各省に聞きました、実際に部落の実態というものを責任を持って掌握しているところがない。だから正すべき目標が立っていない。中心となつてやる責任官庁が明確でなすか。これは一つ審議會を作つたと思ふのですが、審議會の運営等とも関連をしまして、やはりこの際そういうモデル地区という方式で——今までもいろいろ議論いたしましたけれども、モデル地区もほんとうに九牛の一

毛でつかみ銭を出しておいて、これで部落対策をやつたんだというふうな、エビでタイをつるようなそういう政策は、部落対策でない、こういうふうに思ふわけですね。従つてそういう点から考へて、今までのモデル地区政策を含めて、部落対策、同和対策について、抜本的な措置をとってもらいたい。私は、あとから同僚委員から質問があると思ひますけれども、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

○小平政府委員 いわゆる同和対策の事業を各省でそれぞれ所管に従つてやつておるが、どうも目標がはっきりしておらぬようじゃないか、特に実態把握が不十分だ、こういう御質問だと思ふのですが、具体的にどの程度に及んでおるか、はなはだ遺憾ですが、率直なところ私自身が実はあまりよくわかりません。しかしその点につきましては、今回発足をいたしました同和对策審議會におきましても、その第一回の總會に私も列席いたしました、その席でも委員の各位が、まず実態を把握することが第一だ、こういうことを強調されておりました。そういう点にかなりがみまして、先ほど御発表といひます、御披露申し上げました通り、十分ではありませんが、三十七年度の予算では、三百万弱の実態調査のための経費も、今度初めて計上いたしました。そして、現に各委員の諸君も、すでにもう現地の方に視察に参つております。第一回は関西方面に参りまして、京都、奈良、大阪、兵庫等を実地に参りまして、きょうからだと思ひます。関東地方にも出向いておられます。埼玉、群馬、長野等を視察する、こう

いうことで、現に視察に参つております。もちろん委員諸公の視察だけで十分な把握というわけには参らぬであります。さらに詳細な調査というところが当然これは必要だと思つておりますが、いづれにいたしまして、審議會におきまして、そういう努力に現に着手された、こういう事態であります。この審議會は本年の八月で切れるのであります、さらに二年延長されるということも先ほど申し上げた通りであります。

そういうことで、即刻の間には合わないかもしれないが、いづれにしても、こういう基本的な問題から取り組んで、しこしこして諮問を申し上げておきます基本的な対策というものについて審議會がいろいろ答申を出して下さることを私も期待いたしております。また予算の關係におきましては、初年度はさき申しした通りであります、さらにこれがために必要とあらば、明年度におきましては、われわれといたしましてでもできるだけの努力をいたしまして、実態調査等が十分できるようにいたして参りたい、かように考へておるわけでございます。

○湯山委員 総務長官においでいただきましたのは、先ほど私は農林省と文部省に質問いたしました。その中で明らかになりましたことは、農林省關係では、モデル地区の指定が大体きまつておる。そのきまつたのが、政務次官もごらんになったわけですが、片寄つてゐる、これを見ただけではおかしいというところを、政務次官も、今おられなければ大へん残念ですけれども、委員長もお聞きになっておられますが、これはおかしい。その手続は、政府の

答弁によりますと、各県から申請のあったモデル地区について、その中から農林省に關係のあるものを拾つたのだ、こういうことでございませうけれども、実は各県の中には、どれがどうきまつたというのを事前に知らない、申請しないできまつたようなものもあります。そこでその手続について、私どもいろいろ聞いてみますと、政府機關の中でなくて、どこか別の機關で大体予備審査のようなものをして、それから政府機關での協議をするそうだけれども、それを党へも諮つて、そういうような形で定められておるので、農林省なら農林省が、責任を持ってこれはこういうわけであつたのだというふうな、お答えはできないというふうな、状態です。

そこで、大体長官も御存じのように、まだ予算審議の過程においてもうすでございましておるといふことも要則であります。それからその経路におきましては大へん納得できないものがある。そういうきめ方だと、これはせっかくの対策がうしろ向きになって、かえつて逆効果があるといふことを指摘いたしまして、政務次官も、今取り消すというわけにはいかないけれども、再検討してみようという約束をここでされたわけですね。総務長官にお願ひしたいことは、もしそういうことだと、これはせつかく審議會ができたのに、審議會ができた趣旨にも反することですから、この今回のモデル地区のこういうきめ方、この予算について、幸いまだ予算も成立してない段階でございまして、そこで審議會に諮つていただいて、もう一ぺんこれを再検討していただくということをお

願っていた。文部省の予算にいたしましても、研究協議会ですか、集会というのを昨年二回を予定しておいたのが、一回は、既定方針通りできなかったという事実もありまして、同和教育の進め方というようなことも、相当これはむずかしい問題で、やり方によってはやはり逆な効果が出てくる問題です。こういう問題も一つ審議会において、そういう学識経験者、実務委員になった人、そういう人達を、各省の次官もお入りのことですから、集めて、早速に一つ審議会です十分御検討願って、その方向を間違わないようにしていただきたい。これを一つ総務長官にお願いもするし、総務長官からお約束もいただきたいというのでお願いしたわけでありました。

○小平政府委員 農林省で指定をいたしましたモデル地区が非常に片寄っておる、こういうお話でございます。実は不勉強で申しわけございませんが、具体的にどういうことになっておるのか私も存じません。ただ、モデル地区の指定にあたっては、大体地方からの申請と申しますか、上申と申しますか、それに基づいて、各省で協議して指定をしておる、こういう事情になっておるわけでございますが、今御指摘のような事実があるといえます。すなわち、われわれの方から関係各省に十分伝えまして検討をしてもらいたいと存じます。ただこれを審議会も満足したことであるから審議会に諮れ、こういうことであるが、審議会の諮問は、先ほども申したのでありますが、基本的な対策について諮問をいたしておるわけでございます。たまたま具体的な問題としてこういう事実がある、

○中野委員長 委員長からも総務長官にお願いしておきます。今の湯山委員の希望、十二分に果たすように一つお取り計らいをお願いしたいと思います。田中蔵之進君。

○田中蔵之進委員 午前中に閣内関係で基本的な問題についてはお伺いをいたしましたのでありますが、なお自治省、文部省、通産省の関係で、もう時間もおそくなっておりますので、できるだけ簡潔に質問を申し上げたいと思っております。

最初自治省関係のことで、総務長官のお考えを一点だけ伺いたい点がありますので先に申し上げますが、先ほど財政課長の方から、三十六年度でありますか五年度でありますか、年度ははっきりいたさないのではありませんが、地方自治体における同和対策の事業費について、数字をはっきり聞き取れなかったのですが、九億何千という、私の聞き違いか、十九億でしたかよくわからぬのでありますが、そういう事業費というところになっておる。そのうち地方負担が六億八千万円だ、こういうことになっておるのであります。この地方負担の問題と、それからあとで湯山委員でしたかにお答えになりました特別交付税、三十五年度五億五千万円と出ている、こういう関係から見ると、特別交付税で五億何千万円が出ておるのに対して、地方自治体全体の同和対策の事業予算というものが十億足らずのものだということでは、きわめて貧弱なことになっておるのではなからうかと思っております。そこで実例を一つ申し上げるのでありますが、

○湯山委員 特にモデル地区を設けるか設けないかという問題は、われわれが長官にお願いした中にも非常に大きな項目として、モデル地区はかえって差別を拡大する、再生産するおそれがあるというのを申し上げてある通りなんです。そういう問題は、特に基本的な対策を決定する中で非常に重要な問題だと思っております。それをぜひ含んで、なるべく早くそれについても御考慮願って、かりに全体の対策がきまらない中でもこれだけ講じなければならぬという場合もあるし、今度の場合はそういうことがあってもしかるべきだと思っております。そういう意味合いでぜひ今のような長官の御言明のようにお取り上げをお願いしたいということでございまして、一つ御配慮願いたいのであります。

○中野委員長 委員長からも総務長官にお願いしておきます。今の湯山委員の希望、十二分に果たすように一つお取り計らいをお願いしたいと思います。田中蔵之進君。

○田中蔵之進委員 午前中に閣内関係で基本的な問題についてはお伺いをいたしましたのでありますが、なお自治省、文部省、通産省の関係で、もう時間もおそくなっておりますので、できるだけ簡潔に質問を申し上げたいと思っております。

先ほど大原委員から指摘をいたしました和歌山市の葦原地区は中小の皮革工業の中心であります。ところがその工場排水の關係が中小工場なものですからよくないために、排水ポンプをもつて先ほど申し上げた和歌川という川に水を吐かしておるわけでありまして。この排水ポンプの現在の設備では、ちょっと雨が降っても吐かし切れませんので、強化のために和歌山市で四百八十万円の予算で実はポンプの補強事業を計画いたしておるわけでありまして。ところが市の方で負担が三百万円、これに対して県が負担している部分が百万円、残り八十万円は受益者負担ということで、関係の皮革工場と付近住民から、自治会を通じてその八十万円を集めていたというふうな実情なのであります。このことがたまたま災害のときに問題になりましたので、市及び県に対して、そういう同和対策としてやる事業について、受益者負担というふうな考え方そのものが、たとえば産業道路の問題だとかいうような問題と同一に論ずるわけにはいかないではないかと、いうことで、現在折衝中なのですが、私はこういうことでは地方自治体として同和対策の仕事を進めるといふ上に、自治体が計画いたしますものに對する補助金なりあるいは起債のワナなり、そういうものについても思い切った施策を講じていただかなければならぬと思っております。少なくとも国及び地方行政団体の責任で行ないます環境改善等の問題に、それだけでなく零細な部落民に対して、地元負担の名目で相当多額の寄付金を出させるというふうなことは、これは根本的に趣旨に反して

おると思うのであります。この自治省はどういうように把握されておるのか、また同和対策の問題は国で直接行ないます事業のほか、自治体の協力を得なければならぬという観点から、中央政府としても考えていただかなければならぬ問題だと思っております。この点についての総務長官の御所見を伺いたいと思っております。

○松島説明員 ただいま御指摘のございました和歌山市の問題について、私詳細を承知いたしておりますが、一般的に申し上げますと、下水道のような事業をいたします場合には、当該関係地域の方々に受益者負担金を求めるというところでやっております。ただいま御指摘のありました事例がそういうものとして適当であるかどうかという問題については、私も具体的な問題として承知いたしておりますので、必ずしもそれがいいとか悪いとか申し上げることもできませんが、一般的に言えば、結局は負担能力の問題に帰着するのじゃないか。ただ負担能力がないと認められるところからとることの是非の問題はあるいはあるかとも思います。従いましてそういう地域の方々が負担能力がないという中であれば、環境の改善を進めるためには、そういう負担をとらぬで事例を調査いたしまして、私たちができるだけ善処したいと思っております。

○小平政府委員 私、ただいま初めてそういうお話を承るわけで、この事業が、工事主体は、ただいまお示しの事実から申しますと、市がおやりになるのじゃないかと私も思うのであり

ますが、そういう場合におきまして、市自体の財政力もありましようし、あるいは県の財政力もござい、ましようし、しかし今自治省から話がありましようし、特に負担能力のない地域あるいは同和対策の一環としてかりにやる、本来がそういうことでありますならば、われわれとしても、受益者負担と申しますか、地元負担と申しますか、そういうものはなくてやっていただけのことでもちろん希望いたします。ただ、いかにせん、実情がよくわかりませんが、適切なお答えにならぬと思ひますが、ただ私の感じだけを申し上げたわけでありま。

○田中(義)委員 実は松島課長であつたかどうかかわからないのでありますけれども、昨年の十月の十一日に、部落解放要求貫徹運動で国民集会を持ちまして、その代表が自治省へお伺ひしたときにも、一般的な問題として、同和対策の事業について、いわゆる受益者負担、地元負担的なものをとらせる方針かどうかというのを伺つたところでありますが、そのときには、どなたであつたかわかりませんけれども、同和対策の關係では地元負担はさせないのだ、ごういう意味の——その意味で、必要とあれば起債のワケについて、先ほどあなたが答へになったように、たとえば一件百万円以下の場合にも、同和対策事業の場合には特例を講ずるといふことが二、三年前から実施されてきていますので、そういう方法があるわけでありま。私、やはりこれは行政の責任においてやる問題、市町村ができなければ国全体が考へる。また、そういう意味においてこそ私は、三十五年度五億五千万円だそ

うでありますけれども、特別交付税というものの配分が、関係地区の人口あるいは地域の広さ、産業の分布状況、そういうようなものを考慮して割当がきめられておるのだと思ひます。その意味で、もう少し実情に即してお調べを願ひたいということです。

それから、総務長官には、一般的にいて、私の見るところでは、やはり国が全体で十四億二千百万円、内閣全体の各部の關係で三十七年度には予算がついております。昭和三十六年度、本年度におきましても、約十二億ばかりの予算がついておることを承知しておるのであります。それにしても、自治体の許された財政の中でやるにしても、私は、これは先ほどの報告のような、十億内外の事業費ということでは全く貧弱だと思ひます。その意味で、特に未解放部落を持つておる市町村に對する中央からの積極的な助成の問題について、一つ内閣全体の問題としてお考へをいただきたいということが一点、それから、もう一点の問題として、先ほどからモデル地区の指定の問題で、特に農林省關係のいわゆるモデル町村として指定された部落の指定の問題等には、先ほど委員長からもお話があつたように、相当これは問題があると思ひます。一つは、それは部落の実態に基づいて行政機關が各省寄り集まつて総合的に考へるということではなくて、非常に残念なことでありまけれども、全日本同和会という、部落解放同盟の階級的なやり方にあきたらないという諸君を、率直に申し上げますけれども、自民党の諸君がうしろ押をして、一昨年に発会した組織が、部落の中へ入り込んできているわけな

んです。そういう關係の人たちと自民党の政調の特別委員會の諸君との間でできたものですから、部落解放同盟の影響を持つておるような部落なんというものは、そういう意味でモデル地区として指定の対象に上がつてこないというふうな実情が、全国六十八カ所の部落をきめておられるのに、關係府県は十二府県、しかも全国の部落の数は、厚生省の発表によりまして四十二百から部落の中で、十四、五カ町村を拾ひ上げる。今度は農林省關係は六十八カ部落を取り上げておるのであります。その配分の關係を見ても、同じ四府の關係で、徳島と高知が五部落つあつて、香川にいたしましてもあるいは愛媛にいたしましても、相当部落が多いのですが、そういうところは一つも上がつてこない。こういうふうなことは、いづれにしても、問題が問題であるだけに、あまり党派性をこの問題に持ち込まないで一つ考へていただきたい。このことを一つ閣議に出られる立場において、総務長官に私、希望意見として述べておきたいと思ひます。

そこで、自治省の方にお伺ひをいたしたのであります。先ほど湯山委員にお答へになりました地方自治体の、これはできれば三十五年、六年、あるいは三十年ころからの分でもけっこうであります。自治省が把握しておる地方自治体で取り組んでおられる問題についての予算について、各府県の、できれば市町村別の内訳等がわかりますれば、これを一つこの委員會を通じて資料としてお出しただきたい。それから、三十五年度の同和対策關係の特別交付税が五億五千万円になる

というのですが、これは従来通り、国が府県へ割り当てる分と、それから市町村への分は当該府県におまかせをするという配分を、二本立てでやられておるんだらうと思ひますが、その点はどうか。従つて、三十五年の五億五千万円のうちで、国が府県へ直接割り当てたものが幾らで、市町村の分として各府県へ割り当てたものが幾らか。これはトータルだけこでお答へをいただまして、できればこれの各府県別の配分状況についても、資料として国会の方へお出しをいただきたいと思ひますが、この点いかがです

○松島説明員 前段の、關係地方団体におきまして同和対策關係の予算と申しますか、その調査があつたら出すようにというお話ですけれども、私どもも、地方自治体としてやつております仕事のある部分だけを特に調査するということをしておりま。このことを、これを町村別にあるいは県別にという資料は、ただいまのところございませ。個々具体的な問題として、たとえば起債の審議の対象になったというのなら——私の方は起債を直接やつておりま。その関係の方と相談しなければ何とも申し上げかねますけれども、起債の申請のあったものでしたら、あるいはある程度把握できると思ひますが、全体についての把握ということとは、ちょっと困難でございます。それから、第二点の、三十五年度の地方特別交付税の県分と市町村分との割り振りは、県分は二億一千九百万円、市町村分が三億三千百万円でございます。

○田中(義)委員 この点の県分と市町村——市町村の關係は県で配分して欲しいと思ひますので、わからないと思ひますけれども、各府県別の割当の数字をお出しをいただきたいと思ひます。いかがですか。

○松島説明員 調製いたしまして、お配りいたします。

○田中(義)委員 次に、三十六年度の特別交付税は全体で幾らくになるのでしょうか。大体例年のことだと、三月末になりますとこれの各府県への配分がきまるわけなんです。トータルで当然三十五年度の五億五千万円を下回ることはないだらうということは推測せられるのであります。ごく概略の数字でけっこうでございます。ここでお答へはできませんか。

○松島説明員 三十六年度の交付税は、本日内定をいたして発表することになっておりますが、ただ項目別の集計というものは、たとえば災害が幾ら、何が幾らというふうには全部横に集計をし直さなければならい。今すぐにはちょっと御要望に沿ひかねますが、もちろん前年よりはふえていると考へております。

○田中(義)委員 この点についても、横の数字の集計ができますれば、同和対策關係としてなされた特別交付税の府県配分について、資料を国会の方へお出しをいただきたいと思ひます。

○中野委員長 出せますか。——出すようにいたします。

○田中(義)委員 委員長、そのようにお取り計らいをいただきたいと思います。そこで、さらに伺ひますが、固定資

産税の賦課率ですね、これは全国地方の制度といまして、やはり賦課率というものは一律ではございますけれども、評価の問題に関連をいたしまして、部落民の持つておるのは、これは都市部落、農村部落を問わず、住宅あるいは宅地等の条件にいたしまして、一般よりも数段低い段階にあるのです。ところが、現在の課税は、これは自治体等と具体的に、部落の力の強いところは実情に応じた査定をやらしてあるわけでありまして、この点については、全般的に一つお考えをいただかなければならぬ段階にきているのではないかと申すのであります。この点について、自治省として固定資産税の担保力の問題に差のある事実をお認めいただかなければ、それからくるところの査定についての手がげんと申すか、そういうことになってくるところのありまして、こういうふうな関係は、固定資産税の各地方自治体での市町村税の問題でありますけれども、担保力の問題等については、部落の特殊性を自治省としてはお認めになっておるかどうか、簡潔でけっこうですから、お答え願いたい。

○松島説明員 固定資産税の問題については、私直接所管でございせんので、はたしてお答えいたしますことが正しいかどうか、と申しますか、自治省の考え方そのものであるかどうか、自信がございせんが、私の知っております限り、お答えをさせていただきますかと思ひます。

固定資産税の評価につきましては、この税がございまして以来市町村がやっておるわけでございまして、全国的に見て参りますと、いろいろな不均衡があるということが指摘されているのでございまして。この問題は、一方において土地などの値上がり率と申しますか、そういうものが地域によって非常に違つております。これは先生の御承知の通りでございます。そういったものがなかなかそのように是正されていかないという問題もございまして、それからまた、土地だけをとりましても、土地の種類によりまして評価の均衡がはたしてとれていないかどうか、具体的には農地と宅地との間、あるいは山林との間というものは適正になっているかどうか、こういうような問題もいろいろあるわけでございまして。そこで、先般来固定資産税評価制度審議会というものが設けられて、そこでいろいろ御検討いただきまして、結果、答申をいただきました。昭和三十一年度——御承知の通り三年ごとには評価がえをいたすことになっておりまして、前回は昭和三十六年度でございまして、次の評価がえの時期、昭和三十一年度までに今度は根本的な評価の直しをしようということ、ただいま準備を進めている段階でございまして、従いまして、そういう形で評価の適正化が期せられますならば、今のようないくつかの問題を解決していくのではないかと申す。私としては考えております。

○田中(義)委員 極端な事例ですけれども、差別がまだ生じておるといふ実情から見て、たとえば未解放部落のある地域の宅地の坪当たりの値段と、まあ道路一つ隔ててでありますけれども、いわゆる未解放部落以外の一般の人たちの住んでいる宅地と、すでに売買価格においても大きく差があるので、す。そういう面から見て、やはり何と云つても、部落差別というものがぬぐいがたい現実の問題として出ておるといふことを、私ら四六時見せつけられるわけなんです。そういう事情にあるときに、今後査定基準等の問題について、最近のいろいろな固定資産税関係の評価状況とにらみ合わせて新しい方針をお立てになるということでありまして、特にそういう場合には、一つの問題として関係地区の固定資産の宅地、建物等の評価について、やはり特別な配慮を払うということの項目をぜひ加えていただきたいことをこの機会に要望しておきたいと思ひます。

○松島説明員 御承知の通り、固定資産税は、住民税などと異なりまして、所得能力に応じて課税をするというよりは、固定資産の所有者が所有します固定資産そのものの価値に課税をする建前になっておるわけでございまして。従いまして、その価値を正確に、あるいは均衡をとった評価をするということが第一の問題でございまして。先ほど申しました固定資産の再評価を全面的に行なうということになりましたのも、そういう事情からであると私は承っております。従いまして、ただいま先生のおっしゃったような意味で評価が行なわれるかどうかには、ちょっと私も所得能力の問題が入つて参りますので、直ちにそういうふうにはできないといふことをお約束することができませんが、御意向のありましたことは、関係の方面によくお伝えしたいと思ひます。

○田中(義)委員 なお、地方税の問題では、財政課長も言われましたように、いわゆる均等割住民税の問題、こういうようなものは部落関係に低所得者が非常に多いわけですから、そういうようなものがやはり負担にたえられないというように、できるだけ低所得者に対する均等割の問題等についての配慮もあわせてお願いしておきたいと思ひます。

なお、自治省関係につきましては、先ほど総務長官、官房長官にも御質問申し上げたのでありますが、昨年の臨時国会の地方行政委員会採決になった、本会議で可決をして内閣へ送付された部落関係のいろいろの要請事項が六項目ございまして、十分目を通されておることと思ひます。けれども、この機会にそれをよく、一つ国会の意思でもございまして、今後の施策の上に実現していただきたいことを要望して、自治省関係を終ります。

それから次に、だいぶ長くお待ちを願つておるので、文部省関係について二、三お伺いをいたしたいと思ひます。ありますが、この点につきましては同僚湯山委員から先ほどだんだんの質問がございまして、できるだけ重複を避けて二、三お伺いしたいのであります。先ほど問題になりました同和教育研究会の問題を一月の末に本省でやられました。滋賀県では共催関係の滋賀県教委が代表を確保できないというやうなことになつたのであります。が、どうも一つには、先ほど上野課長が申されたのでありますが、教職員組合と部落解放同盟からの反対の要請があったので、平穩にやることはできない、混乱が起るかもしれないといふので、それを取りやめて本省でやつた。このときに私ども、湯山君あるいは社

会党関係から、こういうやうな形の研究会はあやめになった方がいいんじゃないか、差別をなくするという問題について、そのときの課長補佐の、滋賀県の問題のときに要請に参りましたときの対応の問題もあって、民間では部落解放同盟だと同和教育研究会と云うやうな形で兵庫県等でもやっております。民間でやるのだから、おれの方はおれの方の金でやるのに何が悪い、簡単に言えばそういう意味の受け答えがあったということ、私ども参りました。そのときに政務次官にお会ひしたかったのですが、おられなかった。上野課長が応対された。そのときに、最後の結論として私どもの希望はいれられなかったわけでありまして、とにかく協議会の内容についても、私どもはやはり関係団体として実情を知りたいということ、特別に傍聴させてもらいましたので、その内容は存じております。しかし、たまたまそのときに、研究会はおそらく社教の関係ではなろうかといふことで局長に伺つたわけでありまして、滋賀県から、年を越している関係もありましたから、変更になって具体的にあすから開くということについて御存じなかったのかもしれませんが、問題は同じ文部省の関係で、同和教育の問題について一面で社会教育局が扱い、一面、特に初等あるいは中等教育の段階でもこの問題を正しく取り上げなければならぬという関係で、初中局も取り上げるということについてあえて私どもは反対はしませんけれども、同じ文部省の関係で同一の問題に対する——扱い方が違ふかどうかまではせんくはしてきております。

せんけれども、分かれておるといふような形は好ましい姿でないのではないかと、少なくとも官制上そういうことになつておるといふことになれば、その間の緊密なる連絡が必要だと思つてあります。先ほど湯山委員の質問に對して齋藤局長と上野課長との間に答弁の食い違ひがあつたとは私は申しませんけれども、この点は今後文部省としても真剣に取り組んでもらわなければならぬ問題だけに伺つておきたいと思つたのですが、いかがですか。

○長谷川政府委員 今思い出しました。田中議員が何か私のところに行くぞというお話があつて、私が留守をいたしまして、その間にそうした気持ちのもつれ、私の方の役所に対してのもつれのあつたことはまことに遺憾に思つております。御承知のように、同和問題は、文部省としても初中局と社教局と分かれておまして、年々予算もよけいとなりながらやっておりますが、研究協議会などにおきまして両方で行つておりますから、ある場合には、問題によって今のような誤解などを生ずる面があるのではないかと思ひますが、全体的に予算もつけていき、そしてこの問題は真剣にやはり考へていくという建前からいたしまして、御注意のあるように、内部においてよく連絡をとりつやつて参りたいと思つております。

○田中(機)委員 そこで次の問題として、これも午前中に申し上げましたのでくどくどは申し上げませんが、同和教育を進めていくというところについて、これは古い時代の差別觀念が残つておるのだという考へ方の上で、部落解放

とか差別撤廃とかやかましく言かなくとも、自然になつていくのだ、同和していくのだ、こういう考へ方が、従来の戦時中からの一貫した考へ方です。そういう意味で戦時中には水平社といふものが、これは解散はさせられなかつたけれども、大和報国会という形で、実は部落民を戦争にかり立てるための役割として、同和教育の問題なり同和対策といふものが進められてきたのです。私はそういう意味で、同じ民族の中で封建的な身分差別という過去の政治の所産として出てきておるこの問題をたな上げして、何か同和すればよいのだという考へ方では、この問題はいつまでたつてもなくなりません。その証拠には、今日若い人たちが恋愛から結婚に進む場合においても、相手の娘さんが部落出身ということと結婚ができない、あるいは結婚して子供まであるのに離縁になつたというやうなことで、去年においても、私どものところに連絡があつただけでも、部落出身の女の子が自殺した事件が三件あります。実はそれほど深刻な問題なのです。ところが、部落関係の人の中にも、私が今申しましたように、そつとしておいたらだんだん消えていくものだ、こういう考へ方が一つある。俗にいう寝た子を起すなという意味で、寝ているんだから、寝ている子を何もしないで起す必要はないじゃないかということ、私どもの運動に對してもやかく批判があるわけですから、死んでいるなら生き返ることではないが、寝ている子は必ず目をさますのであつて、目をさましたとき、いわゆる差別事情となつて現われ

てくるものでありますから、その意味で教育の基本的な問題として、同和教育という言葉はそのまゝ踏襲するといふにしても、問題はやはり過去の政治の所産として、これは今日の民主主義、人権尊重の新憲法のもとにおいて許されないものである、こういう考へ方の上から、この差別問題をなくするという面を教育の面で考へていただくなければならぬと私は思ひます。しかもこれは、午前中から通して農林、自治、これから通産省関係も伺います。建設、厚生というように、社会的、経済的事実として差別といふものがあるわけですから、そういうものの一つの問題が結婚問題に障害となつて現われてきており、極端な場合には、就職の場合にも差別が現われてくるというやうな問題になつてきておるわけですから、このところをやはり考へていただくなければならぬと思ひます。その意味で私にきき取り上げたのであります。自民党の同和問題議員懇談会——現在の政調会の特別委員懇談会——現在の政調会の特別委員懇談会——歴史上より見たる同和問題といふものをけさ私は取り上げたのであります。長谷川次官は御存じかどうかわかりませんが、この中には、極端に言えば部落民といふものは朝鮮人の子孫だ、人種問題だといふ見解を取り上げて、しかもこの点については、先ほど橋崎委員も指摘されたのであります。秋田大助君のあいさつがついておるのであります。これ全く同様の意の立場であり、従つて今日、自民党の政行政機関までも、こんな間違つた考へ方の上で部落問題に取り組まれたので

は大へんな迷惑を受ける。ことに教育の問題については、これはやはり歴史的事実といふものを明確にさせなければいけないと思ひますし、この点が一番重大だと思つておりますが、この点について文部省が同和教育といふものに取り組む基本的な姿勢として、部落差別をどう考へておるかという点についてお考へを一つ伺いたいと思ひます。

○長谷川政府委員 私は、田中さん御承知のように宮城県出身です。そして九州で昭和八年から十五年ほど新聞記者をしておりまして、実は私の方には同和地区が全然ないが、私あいつところをずっと歩きまわつて、部落などへは何べんも行ったことがあるんです。ですから、関係ない割合に、私は多少は、しろうとながら、においだけはわかつておる。だから教育の問題といたしますれば、今滝川さんの論文の話が出ましたけれども、私は滝川さんの本は読んでことはありますが、そのパンフレットは読んでことはありません。まあ人種的な問題とかいろいろなことを言われているようですが、今の民主主義の制度において、封建主義時代から残つたこのひずみを直す、その一環として教育行政に——われわれは、それこそ教育の場においては機会均等、貧富の差も何もない、そうした意味で教育行政を推進したい、こう思つておる次第でございます。

○田中(機)委員 時間も切迫しておりますので、この点についてはまた別の機会に、特に政務次官は、教育行政をあくかられる以上はよく問題の本質を理解していただきたいと思ひます。

ら、別の機会にお話し申し上げることにいたします。

そこで、文部省関係にもう二点あわせて伺いますから、お答えをいただきます。先ほど八木委員からも指摘されたように、やはり未解放部落には、都市、農村を問わず、現在、残念ですけれども、義務教育段階における不学児童、それから長欠児童が、その関係都市町村の長欠あるいは不学児童の数からいっても、相当の部分を占めておるという実情がありますので、特に最近の不学児童の問題について全国的に数字がどういふようになつておるか。私も昨年でしたか、予算委員会に資料を出していただきましたが、その後の状況はわかりませんが、その後の状況はわかりませんが、同和地区には、そういう関係でそういう不幸な子供たちが多岐にわたつておる。その点について、何か文部省としてお考へ下さつておるかという点が一点。

それからもう一つの問題といたしまして、先ほどからる質問が出ておりますように、どちらかといえば、やはり低所得者が多いわけでありまして、そういう関係から、割合頭脳がよくても、残念ながら高等学校へ入学するといふやうなことも少ないというやうな問題で、たとえば高校全員入学の問題について、あるいは義務化の問題について、急先鋒にやはり部落の人たちが立ち上がつておるといふ実情は、政務次官も御存じだろうと思つておりますが、そういう点から見て、いわゆる育英資金の関係について、現在、その意味において社会的にも経済的にも恵まれない未解放部落の子供に對して、育英資金の貸与の問題について特別に

御考慮をお願いしたいと思うのであります。この点は各府県の教育委員会等の関係で、たとえば高校段階等におきましては、私どもの指導で、やはりだんだん給費生、貸付を願っておる者がふえる傾向にあるのでありますけれども、できれば一つ文部省の新しい積極的な部落対策の問題として、そういう点については、特に本省から声をかけていただいて強化していただきたいと思うのであります。この点はどうかということ。

それからもう一つは、別途、教科書の明年からの無償給付の問題についての法案が出ておるわけでありますけれども、これも御承知のように、昨年高知市の部落解放同盟が中心になりました、高知市で、部落関係等について市で心配するということですが、直接的にはやはり政府・与党を動かすようなきっかけになったことは事実だと思っております。ところが、これは全体は三十八年度からなんですけれども、実は四月に進学する部落の子供たちで、この幅みを持つてゐる者がすでにあるわけです。これは単に部落の子供たちだけではなしに児童の関係、いわゆる失対の窓口に向いてゐる労働者なども同じく難問だと思つてゐるのであります。全国的に制度的には明年から進められるといたしても、特に四月からの新学期に備えて、三十七年度において何らかの配慮を必要とするのじやないかと思つてゐるのであります。この点についてのお考えを承つて、文部省関係の質問を終わります。

○長谷川政府委員 前段の不就学児童の同和地区における状況と言われましても、これはちょっと数字がつかみにくいので、ごかんべんをお願いしたいと思ひます。それから、同和地区の生徒に対して、特に育英資金を考えたかどうかというお話であります。育英資金は年々ふえております。それから今田中委員のおっしゃったように、教育委員会などがあなたの方の気持などを了解されて、その地区々々でワクを拡大と申しますか、申請が多ければこれもだんだんワクが拡大される。そうして育英会対個人という関係になっておりますが、全体のワクを広げること、地方の教育委員会、学校長などが御推薦願う、このことがやはり必要ではないか。私の方とすれば、育英会資金のワクの拡大ということ、そういう気持を含めてやっていきたい、こう思つております。

それから、たとえば昭和三十八年度から、今政府が提案いたしました教科書の無償配布が実現されるとしても、しかし三十七年度からでも、困つておるところのお子さん方に対していち早く教科書をただでやってくれぬか、こういう御質問であります。後段の三十八年度から実現する問題は、この国会で皆さん方の御審議をお願いいたします。これはできることでござい

ます。しかし、前段の三十七年度からということになりますと、これは御承知のように、就学奨励のために全国の貧困児童に対して教科書あるいは教材、そういうものに文部省の中において約二十五億ほど予算をとつておりまして、そういう生徒諸君あるいはその他に対して、修学旅行の補助金などまで二十五億の中において今日カバーしておることを御承知置きになつて、これの一つ御活用を私の方からお願い申し上げます。

○田中(義)委員 特に同和地区の不就学児童の問題、長欠児童の問題は、市町村別に見て、いわゆる関係地区を持つておる町村の内訳を見れば出てくるので、私どもの方で調査した資料もございまして、必要があればそういう資料はむしろ私どもの方から提供してもいいと思つておるわけであります。特に一つその点については御留意をいただきたい。

最後に、通産省関係。大へん長くお待ちをいたしましたのであります。中小企業庁の振興部長がおいで下さつておるといふことでありますけれども、通産行政につきましても、部落解放政策の立場から申し上げたい点がたくさんあるのであります。特に部落産業とされておる皮革の関係につきましても、これは従来は部落の専業であつたわけでありまして、戦前、特に日本の軍事態勢が整うにつれて需要が旺盛になると、かつてはさげすんでゐた産業にも資本家が乗り出してゐるという関係で、今日、全体の生産のおそく八割近いものが大メーカーの手に移つてゐるのだらうと思ひます。それにいたしまして、現在二割なり三割なり

のものは、部落の中の中小というよりも、零細な業者によつて生産されておるわけなんです。従ひまして、これは中小企業庁の立場においても、これらのものは零細企業で、産業全体として皮革産業というものを考える場合には、御承知のように明治産業というふうな大手の会社があるわけですから、そういうことにはならないと思つてゐるわけ

ありますが、特に部落の関係者が従事して

おる零細な皮革産業に對しましては、通産省として特別な御処置を願わなければならぬと思つてゐます。私どもも、そういう意味で各地区には協同組合を組織させるということに努力をいたしておるわけでございまして。そこで、最近の生産設備の更新に従ひまして、こ

こも合理化のあらしが吹きまわつておるわけなんです、その意味で設備の改善をはからなければならぬことに、特に零細企業なるがゆゑに、直面しておるというのが実情であらうと思つておる

ります。この点について、特に設備の近代化のために、中小企業庁として部落の零細な——全体の生産を私つぶひらかにしませんけれども、全体の三割くらいの生産しかこの人たちはできないのじやないかと思つてゐます。

直接お考えをいただかなければならぬと思つてゐますが、これについて中小企業庁としてお考えをいただいておるかどうかということ、まず承りたいと思ひます。

○加藤説明員 通産省といたしましては、従前から、特に同和対策という形で予算等の措置をいたしております。来年度もお願いいたしております。予算についても同様でございます。ただ、私どもの考え方といたしましては、一般の中小企業の対策費を、そういう気の毒な人がやる事業でござい

ますので、できるだけその辺の配慮を加へまして、重点的に運営をいたしていけば十分ではないだらうか、こういうふうにお考えをおるわけでござい

と、それから私も相当存じておりますが、皮革関係で組合を持つておられます、その組合の共同施設というふうな格好で設備を持つておる場合もあると思ひますが、そういう共同施設の設備の更新なり近代化の問題、いろいろあると思ひます。前者の個々の設備につ

きましては、これは補助金ではございせん。無利子で一年据置、五年に返済させるという考え方で設備近代化資金というのがございまして、これは本年度の予算が二十五億、三十七年度

お願いしておりますのが、十億ふえて三十五億ばかりになっておるわけでございますが、これをさういったなかなか金融ベースに乗りがたくて、しかも合理化をすることが必要であつて、先の見通しとしても妥当であるとい

うふうなものには、県を通じて出させることになっております。それからもう一つの組合の共同施設の補助金につきましましては、これは本年度の予算が一億五千万ばかりでございますが、来年度は、これを倍増いたしまして三億円

というところで、同じような考え方、これもやはり県を通じて出したいというふうにお考えをおるわけでござい

ます。ただ、私関東方面はよく承知しておるはずであります。和歌山県あたりの実態をよく存じませんので、どういふ設備のあり方になっておるのか、その辺がわからないのではつきりと申し上げられませんが、現在そういう国で助成する近代化の補助金

がそのまゝ出るような態様にあるか、あるいは将来の見通しとしては、そういう考え方ができるかどうかという問題があると思ひますが、これは全部府県の商工部を通じてやっておりますの

と、それから私も相当存じておりますが、皮革関係で組合を持つておられます、その組合の共同施設というふうな格好で設備を持つておる場合もあると思ひますが、そういう共同施設の設備の更新なり近代化の問題、いろいろあると思ひます。前者の個々の設備につ

きましては、これは補助金ではございせん。無利子で一年据置、五年に返済させるという考え方で設備近代化資金というのがございまして、これは本年度の予算が二十五億、三十七年度

お願いしておりますのが、十億ふえて三十五億ばかりになっておるわけでございますが、これをさういったなかなか金融ベースに乗りがたくて、しかも合理化をすることが必要であつて、先の見通しとしても妥当であるとい

うふうなものには、県を通じて出させることになっております。それからもう一つの組合の共同施設の補助金につきましましては、これは本年度の予算が一億五千万ばかりでございますが、来年度は、これを倍増いたしまして三億円

というところで、同じような考え方、これもやはり県を通じて出したいというふうにお考えをおるわけでござい

で、その辺いろいろ具体的な問題として御相談になっていただければ、一つ検討してみたいというふうに存じておるわけでありませう。

もう一つは、いわゆる財政投融資という格好で政府の資金が出るわけでございますが、御承知の中小企業関係の専門の政府関係機関ということで、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、この三つに對しまして、本年の予算は、大体財政資金がつきますのは八百四十億円でありませうが、来年はこれを千二百二十五億円、三四%ばかりふやしてつくるという格好になっておるわけでありませう。その中でやはり設備の改善のための資金ということになりますと、一般的には、国民金融公庫というのは御承知の大蔵省の所管でありませうが、非常に零細な生業的なものを重点的に考えるということ、そういう国民金融公庫の金によって、ある程度設備の合理化ができるという面もあるのではないかと思います、中に相当零細というよりも、企業的な格好で本格的な設備の近代化をやろうというような場合には、やはり中小企業金融公庫の設備資金の融資がありませう。政府関係金融機関並びに直接無利子の貸付の制度、こういうものを利用いたしまして、先ほど申しましたように、そういうふうな特に気の毒な方々でなかなか金融ベースに乗りがたいというものであれば、ケース・バイ・ケースで一つ御相談にあずかる。実は今まであまり部落の実態はつきりしなかったものでございませうから、あるいはおしかりを受けるかと思ひますけれども、その辺の配慮の足りなかつた点は確かにあるのではないかと思います。

す。今後そういうふうな運用でやっていったらいいのではないかと考えております。

○田中(總)委員 一般的に零細企業あるいは中小企業の設備の近代化資金ということで、特に明年度ワタもふえるようでありませうが、いかがなものでしょうか。たとえば皮革関係とかあるいは食肉業者等は、ほとんど部落関係の人が多いわけですね。都会では事情が違つて参りますが、その冷蔵設備、これはある程度共同の設備でいく、それではないと、やはり豚のように、産地からの入荷の状況によって非常に暴騰するというような事情も出てくる。一面、これは皮革関係と密接な関係を持つてくるわけですね。そういうようなものにもやはり設備近代化の――部長も、はたしてこういうものが貸付を受けられる態様にあるかどうかという点は、はつきりしないような答弁なんですけれども、実情に即してそういう方面に貸し出されるように、できれば一つ三十五億の中で何億かのワタを、そういう関係に予定していただくわけには参らないものでしょうか。

それと、あとは財政投融資の関係であります。おっしゃる通り大蔵省の直接の所管でございませうけれども、やはり部長もおっしゃるように、担保力だとかあるいはそういう意味で保証人を立てるといっても、普通のコーマーシャル・ベースに乗るようなものであれば特別にここで取り上げてもらわなくてもいい――と言へば言い過ぎかもしれないけれども、一般のことで済むわけですが、一般的なことで済まない関係だけに、やはり今おっしゃるように、千二百二十五億も、主としてそういう

う方面の資金需要に應ずるために、これは財政投融資も増額されるということであれば、関係の金融機関に特殊な――ほんとうは私どもの考え方からいっても、特殊扱いしてほしいというふうな形でございませうけれども、しかし、一般的な形で言つておるとなかなか線上に出でこない業種があるものだから、過渡的な段階として特殊なワタをつけていただくとか、あるいは特別に注意を喚起していただくとかいうような処置を現在の段階ではとつていただかないと、窓口に出していただくこともはなれてしまったということになるのです。その面の指導は通産省としてお願いをしたいと思つたのですが、いかがでございませうか。

○加藤説明員 御指摘の点、まことにものともたど存するわけでございますが、先ほど申し上げましたように、部落の実態、具体的に申しますと、国としてどうしても考えなければいけないそういう面々の資金需要がどの程度あるかといったようなこと、今までの段階では、実は全然資料もなくてわからないことになっておりますので、今御質問の特にワタを作るといふことは、ちょっと今すぐには困難ではなからうかと思ひます。そこで、私先ほど申しましたように、今後そういう部落についての資金なり補助金の運用について、一つ頭に置いて配慮していただくという方向で、これは私個人ではいいけれども、大蔵省その他もいろいろ御相談しなければいけないこととてございませうが、府県にもそういう注意を喚起するという方向で、とりあえずやつていったらどうかというふうに存するわけでございます。

○田中(總)委員 これで終わります。が、与党の関係でも長野県の宮澤議員、奈良県の岡本議員のように、皮革産業に深い造詣を持つておられ、また関係を持つておられる方々がおられるわけでございますが、どうも対象は一定規模以上の大企業に勢ひ片寄るといへば語弊がありますが、そういう方々の面の実情しがあるいは御存じないのかもしれないという点も考えられますので、あるいは姫路であるとか、あるいは和歌山であるとか、大阪であるとかいうような地域のことについて、先ほども政務次官に申し上げたわけでありませうけれども、私どもの方から若干の資料は通産省の方に差し上げてもらひたいと思ひます。どうか一つ実情を御調査、御認識いただくと同時に、これが行政の中ではつきり位置がきまりますまでの間は、過渡的な問題として一つ特別のワタを作つていただくとか、あるいはひもをつけていただくとかいうようなことについての格段の御処置をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○中野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明三月一日午前十時より委員会、委員会散会後理事会を開会することとし、これにて散会いたします。
午後六時二十三分散会

昭和三十七年三月七日印刷

昭和三十七年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局